

防災行政無線親局・操作卓等更新業務 契約書、変更契約書、
変更契約の内訳

業務委託契約書

業務件名	小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託
業務場所	小田原市荻窪 300 小田原市役所本庁舎ほか
業務期間	契約締結日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで
契約金額	金 179,300,000 円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 16,300,000 円
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 10/110 を乗じて得た金額である。
支払の条件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無
契約保証金	☐ 現金 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 円 ☒ 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年(2025 年)7 月 1 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 加藤 憲



受注者 東京都港区芝浦 4 丁目 10 番 16 号
沖電気工業株式会社
官公・社会インフラ営業本部
本部長



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(業務遂行の計画)

第2条 受注者は、仕様書に基づき更新業務の実施計画書を策定し、発注者に提出するものとする。

2 受注者は、実施計画書に基づき計画的に業務を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務用器材等の費用負担)

第5条 この業務の実施に要する器材等は、受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者がこの業務を実施するために必要な用水、電力等を無償で受注者に供給するものとする。

(業務の履行責任)

第6条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、発注者の設備に受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は発注者が提供した付属品等の不具合等受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第8条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、故障、事故等により臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者の現場代理人に要求することができる。この場合、現場代理人は、速やかに適切な処理をとらなければならない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第10条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の

注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれがあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者は、債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第12条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- 3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第15条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第16条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第17条 発注者又は受注者は、契約期間内に材料価格又は労務賃金等の変動により契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。この場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (2) 業務が著しく遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4)業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2)この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3)受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)関係法令に違反し、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置がとられたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第19条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)第7条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2)第7条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第18条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責

めを負わないものとする。

(1)受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2)受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3)受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第25条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第26条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第27条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別 添(第14条関係) 特記事項

(総則)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(報告等)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報の保管)

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託

仕 様 書

小田原市

第 1 章 総 則.....	1
1. 概要.....	1
2. 目的.....	1
3. 適用法令.....	1
4. 業務期間.....	1
5. 業務場所.....	1
6. 契約の範囲.....	1
7. 知的財産権.....	1
8. 官公庁等への諸手続.....	1
9. 落成（変更）検査及び完成検査等.....	2
10. 設計変更等.....	2
11. 業務の履行責任.....	2
12. 疑 義.....	2
13. 提出書類.....	2
14. 保守.....	2
15. 教育指導.....	3
16. 引渡.....	3
17. 実験試験局.....	3
18. 新旧システムの切替え等.....	3
19. その他.....	3
第 2 章 共通指定事項.....	4
1. 一般条件.....	4
2. 環境条件.....	4
3. 電氣的必要条件.....	4
4. 銘板表示.....	4
第 3 章 各設備の概要.....	5
1. 施設の概要.....	5
2. 親局設備.....	5
2. 1 親局設備 新設機器.....	5
2. 2 親局設備 流用機器.....	6
3. 遠隔制御設備.....	7
4. 中継局設備.....	7
4. 1 中継局設備 新設機器.....	7
4. 2 中継局設備 流用機器.....	7
5. 再送信子局設備.....	8
第 4 章 構 成.....	9
1. 親局設備.....	9
2. 遠隔整備装置他.....	10
3. 中継局設備.....	10
4. 再送信子局設備.....	10
第 5 章 機器仕様.....	11
1. 一般事項.....	11
2. 親局設備.....	11

2-1	操作卓 (LC8514)	11
2-2	自動プログラム送出装置	15
2-3	ミュージックチャイム	16
2-4	自動通信記録装置 (プリンタを含む)	16
2-5	電子サイレン送出部	17
2-6	被遠隔制御部 (通信制御装置)	17
2-7	電話応答装置	17
2-8	地区遠隔制御装置	18
2-9	音声合成装置	19
2-10	情報自動配信装置	19
2-11	ネットワーク機器	21
2-12	音源設備	21
2-13	地図表示盤	21
2-14	遠隔制御装置 (ポータブル型)	21
2-15	連絡通話制御装置	22
2-16	基地局無線装置	22
2-17	空中線 (5素子八木型)	23
2-18	空中線フィルタ	24
2-19	同軸避雷器	24
2-20	Jアラート受信機	24
2-21	Jアラート自動起動装置	24
2-22	Jアラートアンテナ	25
2-23	回転灯	25
2-24	HUB	25
2-25	直流電源装置	26
2-26	耐雷トランス	26
2-27	空中線柱	26
2-28	戸別受信機 (モニタ)	26
2-29	FM連動装置	27
2-30	J-COM連動装置	27
3	遠隔制御装置設備	27
3-1	遠隔制御装置	27
3-2	情報自動配信用端末	30
3-3	ネットワーク機器	30
3-4	非常可搬装置	31
4	中継局設備	31
4-1	中継局無線装置	31
4-2	被遠方監視装置	32
4-3	空中線 (5素子八木型)	33
4-4	空中線 (3素子八木型)	33
4-5	分配器	33
4-6	空中線フィルタ	33
4-7	同軸避雷器	33
4-8	直流電源装置	33
4-9	耐雷トランス	34
4-10	空中線柱	34
5	再送信子局設備	34
5-1	再送信子局装置	34
5-2	外部接続箱 (アンサーバック有)	36
5-3	空中線 (3素子八木型)	36
5-4	空中線フィルタ	36

5-5	同軸避雷器.....	37
5-6	空中線柱.....	37
第6章 作業要領.....		38
1.	適用範囲.....	38
2.	用語の定義.....	38
2-1	監督職員.....	38
2-2	指示.....	38
2-3	承諾.....	38
2-4	協議.....	38
3.	一般事項.....	38
3-1	業務の原則.....	38
3-2	業務計画.....	38
3-3	業務管理.....	38
3-4	現場管理.....	39
3-5	内容変更.....	39
3-6	その他の事項.....	39
4.	安全.....	39
4-1	基本事項.....	39
4-2	安全体制.....	39
4-3	安全教育.....	39
4-4	安全管理.....	39
4-5	緊急時の措置.....	39
5.	材料.....	40
6.	写真管理.....	40
6-1	撮影箇所.....	40
6-2	完成写真.....	40
7.	提出書類.....	40
8.	調整試験.....	40

第 1 章 総 則

1. 概要

本仕様書は、神奈川県小田原市（以下「発注者」と言う。）が、地域防災計画に基づき防災対策事業の一環として、情報配信機能等の高度化及び老朽化する機器の更新を行う「小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託」（以下「本業務」と言う。）に適用するものである。請負者（以下「受注者」と言う）は機器類の製作、設置、調整、試験、免許手続き等一切について行うものとする。

2. 目的

近年社会情勢の複雑化、高度化に伴い行政也多岐多様化した中で、様々な災害情報を収集し、その情報の合理的かつ迅速な処理が要求されている。

「発注者」では万一災害が発生した場合、情報の的確かつ迅速な収集伝達を図ることにより適切な避難誘導や応急対策を行って、災害の拡大を防止するための防災無線システムを運用中である。

災害発生時に、的確な救済処置を迅速に指示伝達し、住民の生命、財産の安全を図り、防災、応急、救助、災害復旧に関する業務を遂行するため、また平常時には一般行政事務における連絡、案内等、生活情報の提供により住民サービス、福祉向上を図るため本施設の更新を必要とする。

本業務は運用中のシステムを更新するもののため、現行システムでの運用及び機能を縮退することなく、全ての放送、監視制御機能について継続運用が行えるものとする。

3. 適用法令

- (1) 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (4) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (7) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (8) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- (9) 小田原市のその他規定事項
- (10) その他関係法令、条例、規則等

4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までとする。

5. 業務場所

親局、操作卓	小田原市荻窪 300	小田原市役所本庁舎
	小田原市前川 183-18	小田原市消防本部
中継局	小田原市上町 388-2	国府津山中継局
再送信子局	小田原市根府川 583-1	ヒルトン小田原リゾート&スパ

6. 契約の範囲

本業務にかかる契約の範囲は、設備の設計、製作、搬入、据付、現地調整試験等の全般、並びにこの検査に必要な官公庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、迅速かつ確実に行うものとする。

7. 知的財産権

「受注者」は製造及び業務等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

8. 官公庁等への諸手続

本業務の完成に必要な諸官公庁、電力会社等への書類作成及び諸手続きについては、「発注者」が

委任した「受注者」と必要事項を打合せの上、「受注者」が行うものとする。この手続等の費用については「受注者」の負担とする。

9. 落成（変更）検査及び完成検査等

検査の内容、方法等については「発注者」と打合せて行うものとし、検査に必要な測定機器類はすべて「受注者」が準備し、検査に支障がないようにするものとする。

10. 設計変更等

当該設備の設計変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。

作業内容の変更は、原則として次によるものとする。

- (1) 「発注者」の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
- (2) 「受注者」の都合による場合は、予め変更理由、内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

11. 業務の履行責任

納入された各装置及び据付作業等、本仕様書に基づき納入した全てについて、完成検査合格後1年以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、「受注者」において無償で修復すること。

ただし、この期間を過ぎた後においても、本契約業務履行に契約の内容と明らかに適合しないものがあつたと認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

12. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに「発注者」、「受注者」協議の上決定するものとする。なお、仕様書に示されていない事項であってもこれが当然必要と認められる事項については、「受注者」の責任において実施すること。

13. 提出書類

「受注者」は本契約締結後直ちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を「発注者」の指定する期日までに提出すること。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 着手届 | 1部 |
| (2) 工程表 | 1部 |
| (3) 設計承諾図 | 2部 |
| (4) 完成届 | 1部 |
| (5) 取扱説明書 | 2部 |
| (6) 試験・検査・成績書 | 2部 |
| (7) 完成図書 | 2部 |
| (8) ISO9001登録証（写し） | 1部 |
| (9) ISO14001登録証（写し） | 1部 |
| (10) ISO27001登録証（写し） | 1部 |
| (11) ISO45001登録証（写し） | 1部 |
| (12) 「プライバシーマーク」の認定書（写し） | 1部 |
| (13) その他「発注者」が必要とする書類 | 必要部数 |

14. 保守

「受注者」は「受注者」の責務において契約期間中及び契約期間後、今回整備する設備及び既設無線設備を一括して保守管理することができ、システムの性質上速やかに保守部材の供給を行うこと。

15. 教育指導

「受注者」は、本業務の運用保守に必要な説明書を作成し、「発注者」に対し十分な技術、運用指導を行うものとする。

16. 引渡

「受注者」が完成届を「発注者」に提出し受理された後、「発注者」の行う完成検査に合格した日とする。

17. 実験試験局

整備の状況によって電波伝搬実験を行う必要が考えられるため、「総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T86）」に適合した実験試験局の免許を総務省より受領していること。なお、緊急的に使用することも想定し、実験試験局は自社保有していること。

18. 新旧システムの切替え等

新システムと旧システムの切替えは、以下の移行方法に基づき実施すること。

なお、本内容は万全なシステム切替え作業を行うため、作業手順書に記述し、作業等には細心の注意を払うこと。

- (1) 既存無線設備を運用しながらシステム切替えを行うため、無線システムが長期に渡り停止するなどの事態を招かぬよう、安全に新操作卓に移行すること。
- (2) 協議の上、旧操作卓の設定データを新操作卓に引き継ぎを行うこと。
- (3) 万が一、作業中及び既存プログラムの移行中に新操作卓の異常が発生した場合は、即座に旧操作卓に切り戻しが行え、既存の拡声子局への手動放送並びに自動プログラム放送、Jアラート自動放送が継続運用できること。
- (4) 新操作卓と新デジタル無線設備との接続後、現地試験結果を「発注者」に提出し、両者での放送立会試験をもって稼働開始とすること。
- (5) 新操作卓の安定稼働が確認された後に、旧操作卓を撤去処分すること。その際には新システムの停止を伴わないこと。
- (6) 本業務は、既設デジタル無線設備との通信や機器調整を必要とするため、デジタル無線設備の保守業者と既設機器メーカーと協議を行った上で作業手順書を作成し、作業着手前に監督職員の承諾を得た後にシステム切替え作業を行うこと。

19. その他

下記機器は本事業後も流用を行う。

- ・ 拡声子局装置アンサーバック有（RV8506・RV8508・VF2100）
- ・ 拡声子局装置アンサーバック無（RV8509・RV8510・RV2100）
- ・ 付加増幅装置（RV8503、RV8510、RA2100）
- ・ 外部接続箱（VX-3474A、VX-3474D、VX3686A、VX3686D）
- ・ 戸別受信機（RV8601P、RV8601MDE、RV2000、RV2000MT）
- ・ 第2親局 ただし運用方法は、関東総合通信局と協議を行うこと。

下記機器は、更新中において併用運用を行う。

- ・ 中継局無線装置（VF-1289A）
- ・ 再送信子局装置（VF1295）
- ・ 外部接続箱（VX-3343D、VX-3474A、VX-3474D、VX3686）

上記機器更新後も既設機器流用を実施することと、更新期間中の併用運用が発生することより、各装置との互換性を担保することと、機能を縮退させないため、操作卓（LC8514）、基地局無線装置（VF-1293）中継局無線装置（VF-1294）再送信子局装置（HV2100）外部接続箱（VX3686）については、沖電気工業株式会社製を採用すること。

第2章 共通指定事項

1. 一般条件

システム構築にあたり、本仕様と照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的にできるものであること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行える構造であり、かつこれらに際して危険のない構造のものであること。
- (4) 中継局において草が生い茂り運用の妨げになる。今後の継続的な運用を考慮し、草が生えにくくする対策を実施すること。
- (5) 親局設備については、既設無線設備と通信し、現状の機能を縮退することなく、全ての放送、監視制御機能について継続運用が行えるものとする。

2. 環境条件

次の条件下で異常なく安定に動作するものとする。

- (1) 屋外に設置する設備は、周囲温度 $-5^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度は45%～85%において支障なく動作すること。但し、再送信子局装置、屋外拡声式受信装置については、装置の重要性を考慮し、 $-20^{\circ}\text{C}\sim 60^{\circ}\text{C}$ において支障なく動作すること。
- (2) 屋内に設置する設備は、周囲温度 $10^{\circ}\text{C}\sim 35^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度45%～85%において支障なく動作すること。
- (3) それぞれの設置場所にあった特質性のもとに支障なく動作すること。
- (4) さび等には十分に配慮した機器等を納入するとともにその対策を行うこととし、特に屋外で使用される機器、材料については十分なメッキ、塗装等の対策を行うこと。

3. 電氣的必要条件

- (1) 電気回路には、過電圧に対する保護装置または、保護回路を設けること。
- (2) 電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲内で正常に動作すること。
- (3) 可能な限りプリント配線とし、盤間配線は原則として束線とする。更に図面と対照して配線の識別が簡単で保守点検が容易にできること。
- (4) プリント基板、コネクタ等の接触部は接触不良による障害が生じないよう堅牢なメッキを施すこと。

4. 銘板表示

- (1) 各装置には、品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月を銘板にて標示すること。
- (2) 特に取扱上注意を要する箇所についてはその旨特記すること。

第3章 各設備の概要

1. 施設の概要

各設備を以下の場所に設置し、既設子局設備等へ防災情報等を伝達するシステムである。

- (1) 親局設備 : 小田原市役所 (防災無線室)
- (2) 遠隔設備 : 小田原消防
- (3) 中継局設備 : 国府津中継局
- (4) 再送信子局設備 : ヒルトンホテル

2. 親局設備

2. 1 親局設備 新設機器

- (1) 操作卓 (LC8514)
既設子局設備や各種配信先に対して、情報の配信を行うものである。
- (2) 自動プログラム送出装置
操作卓でプログラム登録された通報内容を自動的に送信するものである。
- (3) ミュージックチャイム
電子式のチャイム等を送出するものである。
- (4) 自動通信記録装置 (プリンタを含む)
操作卓の運用状況を自動記録し、業務日誌の作成を行うものである。
- (5) 電子サイレン送出部
操作卓で使用する電子サイレンを送出するものである。
- (6) 被遠隔制御部
操作卓や遠隔設備、各種無線機と接続し、信号の制御と監視を行うものである。
- (7) 電話応答装置
親局からの放送を自動的に録音し、放送を聞き漏らした住民がNTT電話回線を使用して放送内容を確認することができるものである。
- (8) 地区遠隔制御装置
電話回線を使用して、一般電話 (携帯電話含む) からプログラム登録することで、放送を行うものである。
- (9) 音声合成装置
テキスト入力された内容を音声合成するものである。
- (10) 情報自動配信装置
テキスト入力操作による音声合成手動放送及び自動放送、Jアラート設備からの情報を、各種配信先に対して同時に配信するものである。
- (11) ネットワーク機器
市役所内のネットワーク機器と接続し、外部ASPと連携を行うための機器である。
- (12) 音源設備
放送用音源の録音・編集等が行えるものである。
- (13) 地図表示盤
操作卓の呼出に応じ、表示盤のそれぞれの位置に呼出対象局を点灯表示するものである。
- (14) 遠隔制御装置 (ポータブル型)
操作卓を遠隔操作することで、放送および各種情報の配信を行うものである。
- (15) 連絡通話装置
拡声子局装置 (アンサーバック有) との間で音声通話が行えるものである。
- (16) 基地局無線装置 (VF-1293)
60MHz帯の1波を利用した現用・予備方式スリムラック型の超短波無線送受信装置であり、子局設備に対して電波を送信するものである。
- (17) 空中線
60MHz帯のスリプ型アンテナである。

- (18) 空中線フィルタ
妨害波等の外来波を除去するものである。
- (19) 同軸避雷器
アンテナと基地局無線機間に設置し、雷による無線機への被害を防ぐものである。
- (20) Jアラート受信機
消防庁等からの情報を受け各種機器に対して信号を送出する機器である。
- (21) Jアラート自動起動装置
Jアラート受信機からの情報を受け操作卓に対して起動信号と音声を出力する機器である。
- (22) Jアラートアンテナ
Jアラート受信機の衛星系信号を受信する為のアンテナである。
- (23) 回転灯
Jアラート受信機からの信号受け点灯させる機器である。
- (24) HUB
Jアラート設備のネットワークをつなぐ機器である。
- (25) 直流電源装置
商用電源を直流電源に変換し、各装置への電源供給を行い、停電した場合には内蔵バッテリーにより電源供給を継続行うものである。
- (26) 耐雷トランス
電源系統に挿入し、誘導雷等の進入を防ぐものである。
- (27) 空中線柱
親局のアンテナを取り付ける柱であり、既設を流用すること。
- (28) 戸別受信機モニタ
親局からの制御により放送を行うものである。
- (29) FM連動機器
親局からの制御により既設のFM機器に対して放送信号を出力すること。
- (30) J-COM連動機器
親局からの制御により既設のJ-COM機器に対して放送信号を出力すること。

2. 2 親局設備 流用機器

- (1) Jアラート表示用PC
Jアラート受信機やJアラート自動起動装置の内容を表示するPCである。
- (2) 無停電電源装置
商用電源にて動作する各機器に電力を供給し、停電時には内蔵蓄電池により各機器へ電力供給を行うものである。
- (3) 第2親局
現在市役所に設置されている第2親局設備に関しては継続的に利用を可能にすること。ただし関東総合通信局の指導に準じ運用を行う。

3. 遠隔制御設備

- (1) 遠隔制御装置
操作卓を遠隔操作することで、放送を行うものである。
- (2) 情報自動配信用端末
操作卓を遠隔操作することで、音声合成による放送および各種情報の配信を行うものである。
- (3) ネットワーク機器
小田原市役所及び小田原消防のネットワーク接続を行う為の機器である。
- (4) 非常可搬装置
親局設備が何らかの要因にて使用不能となった場合に、バックアップ機として使用するものである。

4. 中継局設備

4. 1 中継局設備 新設機器

- (1) 中継局無線装置 (VF-1294)
60MHz帯の2波を利用した現用・予備方式スリムラック型の超短波無線送受信装置であり、中継波と通信波を同一筐体に収容したものである。
- (2) 被遠方監視制御 (中継局無線装置実装)
中継局無線装置に実装され、親局無線機との監視制御を行う機器である。
- (3) 空中線 (中継波用)
60MHz帯の5素子型アンテナである。
- (4) 空中線 (通信波用)
60MHz帯の3素子型アンテナである。
- (5) 空中線分配器
中継局無線装置の通信波を1対1に分配する機器である。
- (6) 空中線フィルタ
中継局無線装置で使用する指定周波数は通過し、それ以外の不要な信号を減衰させるものである。
- (7) 同軸避雷器
アンテナと中継局無線機間に設置し、雷による無線機への被害を防ぐものである。
- (8) 直流電源装置
商用電源を直流電源に変換し、各装置への電源供給を行い、停電した場合には内蔵バッテリーにより電源供給を継続行うものである。
- (9) 耐雷トランス
雷による高電圧が発生したときに電気設備や機器を守るため、電圧を抑えて安全を確保するように設計した変圧器ある。
- (10) 空中線柱
中継局無線装置用のアンテナを取り付ける柱であり、既設を流用すること。

4. 2 中継局設備 流用機器

- (1) 発動発電機
商用電源が停電した場合に自動的に起動し、各装置に電力を供給するものである。
- (2) オートリセットブレーカ
回路内で過電流や短絡が発生した際に自動的に電流を遮断し、問題が解消されると自動で回路を復旧させる機能を持つ電気保護装置ある。

5. 再送信子局設備

(1) 再送信子局装置 (HV 2100)

親局からの制御により拡声放送を行うものである。また、基地局無線装置及び中継局無線装置からの電波が届かない拡声子局装置および戸別受信機に対して、電波を中継する機能も有するものである。

(2) 外部接続箱 (アンサーバック有) (VX 3686)

再送信子局装置に接続することにより、自局放送及び親局設備との通話が行えるものである。

(3) 空中線

60MHz帯の三素子八木型アンテナである。

(4) 空中線フィルタ

再送信子局で使用する指定周波数は通過し、それ以外の不要な信号を減衰させるものである。

(5) 同軸避雷器

アンテナと基地局無線機間に設置し、誘電雷による無線機への被害を防ぐものである。

(6) 空中線柱

再送信子局用のアンテナを取り付ける柱であり、既設を流用すること。

第4章 構成

1. 親局設備

項番	機器名称	概要	数量	単位
1. 親局設備（小田原市役所）				
新設機器				
1	操作卓		1	台
2	自動プログラム送出装置	操作卓に含む	1	式
3	ミュージックチャイム	操作卓に含む	1	式
4	自動通信記録装置		1	台
5	電子サイレン送部	操作卓に含む	1	式
6	被遠隔制御部	操作卓に含む	1	式
7	電話応答装置		1	式
8	地区遠隔制御装置		1	式
9	音声合成装置	2話者	1	式
10	情報自動配信装置		1	式
11	ネットワーク機器		1	式
12	音源設備		1	台
13	地図表示盤		1	台
14	遠隔制御装置(ポータブル型)		1	台
15	連絡通話装置		1	台
16	基地局無線装置	5W以下中継波 遠方監視制御含む	1	架
17	空中線	5素子八木型	1	式
18	空中線フィルタ		1	台
19	同軸避雷器		1	個
20	Jアラート受信機		1	台
21	Jアラート自動機装置		1	台
22	Jアラートアンテナ		1	式
23	回転灯		1	台
24	HUB		1	台
25	直流電源装置		1	台
26	耐雷トランス		1	台
27	空中線柱		1	式
28	戸別受信機モニタ		1	台
29	FM連動機器		1	台
30	J-COM連動機器		2	台
流用機器				
1	Jアラート表示PC		1	台
2	無停電電源装置		1	台
3	第2親局		1	式

2. 遠隔整備装置他

項番	機 器 名 称	概 要	数量	単位
2. 遠隔制御装置設備（小田原消防）				
1	遠隔制御装置		1	台
2	情報自動配信用端末		1	台
3	ネットワーク機器		1	式
4	非常可搬装置		1	架

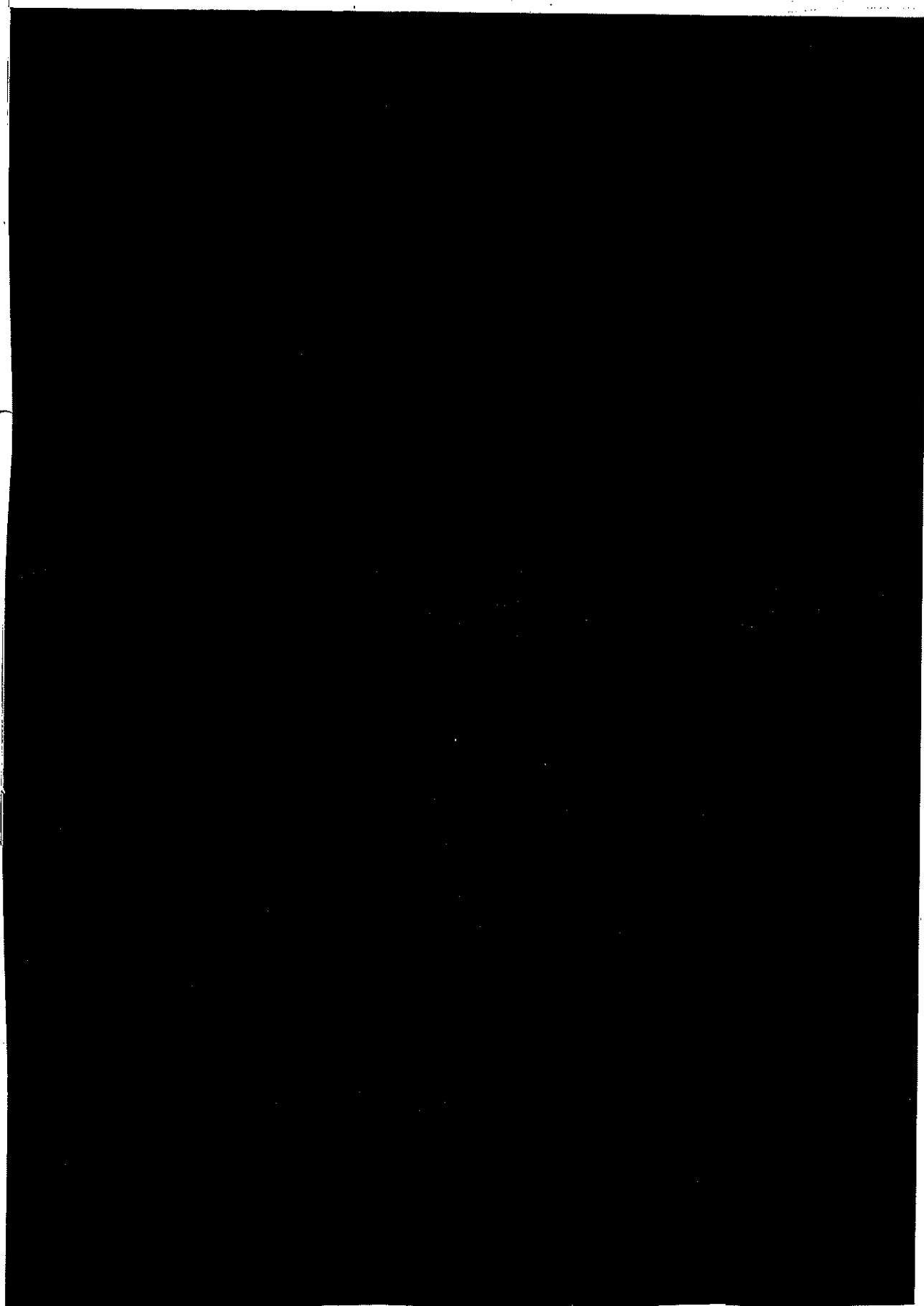
3. 中継局設備

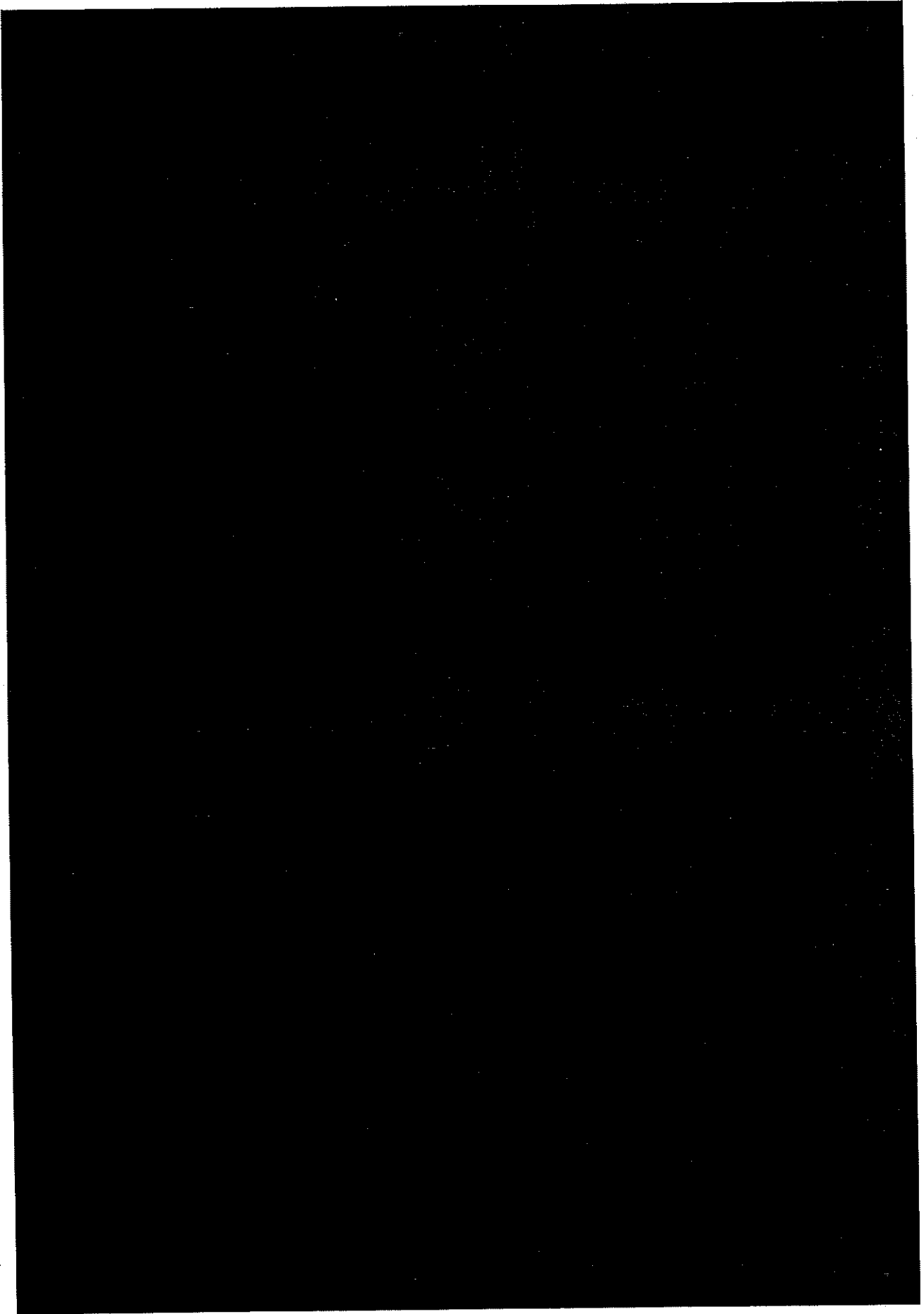
項番	機 器 名 称	概 要	数量	単位
3. 中継局設備（国府津山）				
新設機器				
1	中継局無線装置	中継波、通信波用	1	架
2	被遠方監視制御装置		1	式
3	空中線	5素子八木型	2	式
4	空中線	3素子八木型	1	式
5	空中線分配器	(1:1)	1	台
6	空中線フィルタ		2	台
7	同軸避雷器		2	個
8	直流電源装置		1	台
9	耐雷トランス		1	台
10	空中線柱		1	式
流用機器				
1	発動発電機		1	台
2	オートリセットブレーカ		1	台

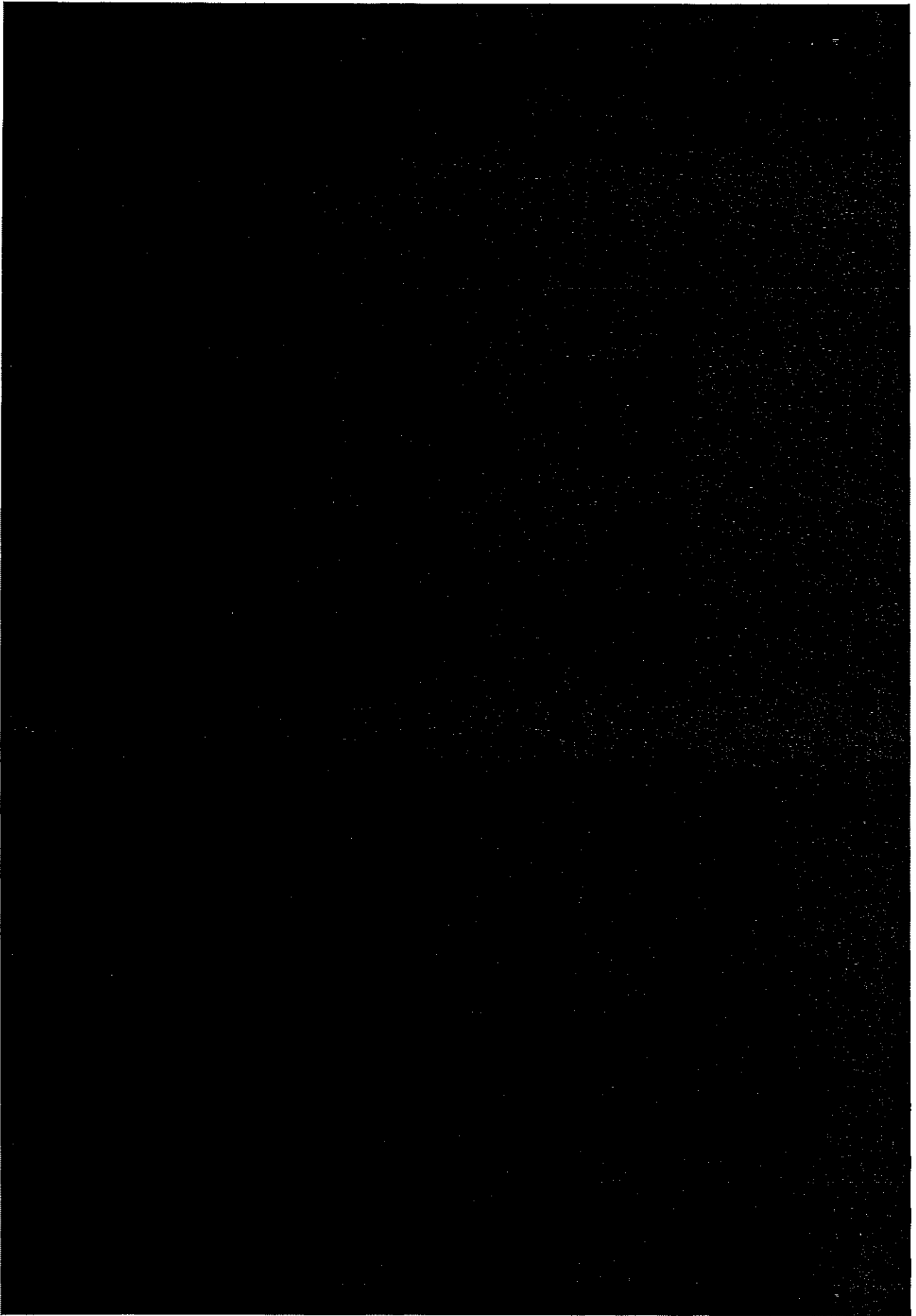
4. 再送信子局設備

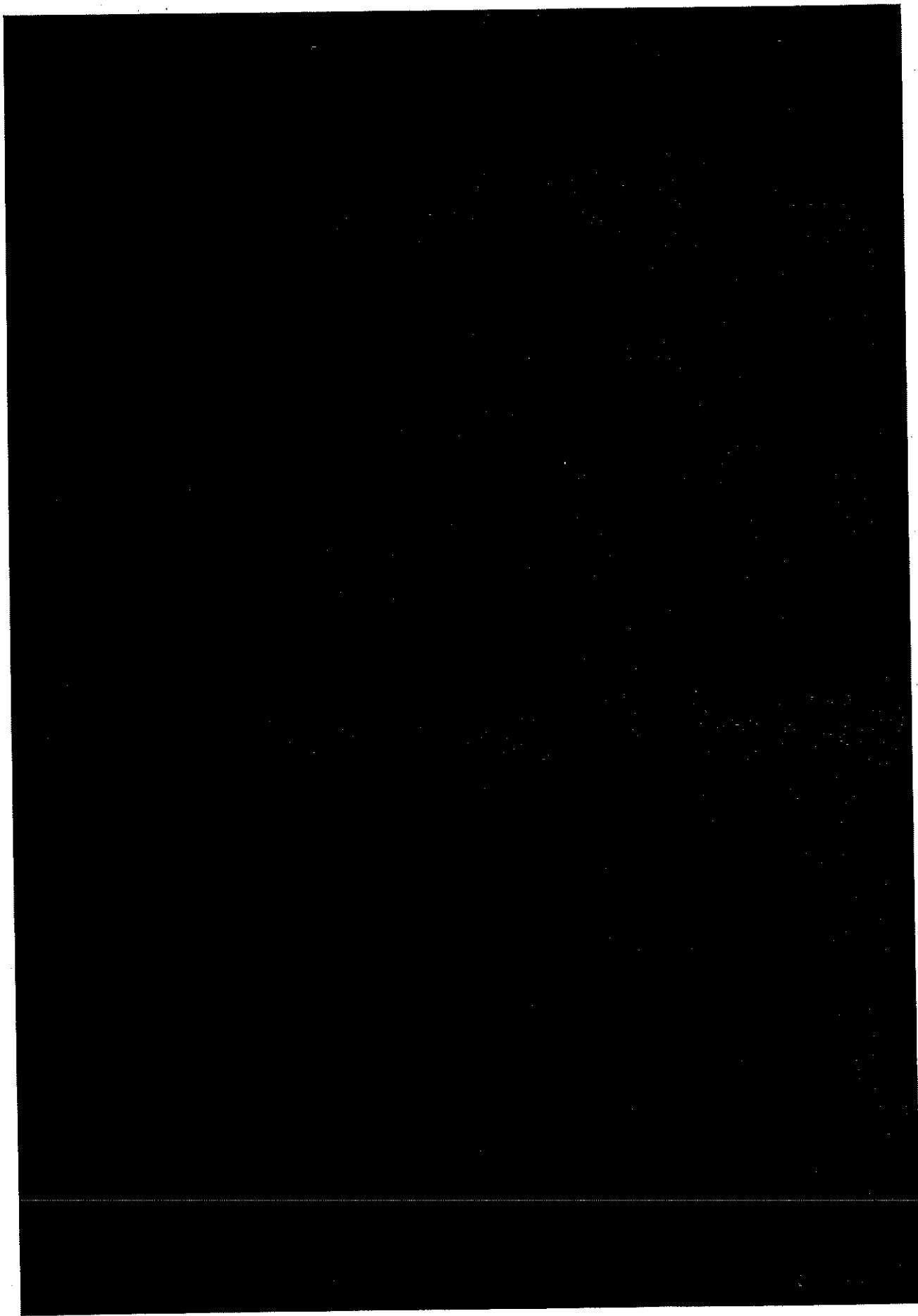
項番	機 器 名 称	概 要	数量	単位
4. 再送信子局（ヒルトン）				
1	再送信子局装置	72H・長寿命	1	1
2	外部接続箱（通話機能有）		1	式
3	空中線	3素子八木型	2	式
4	空中線フィルタ		2	台
5	同軸避雷器		2	個
6	空中線柱		1	式

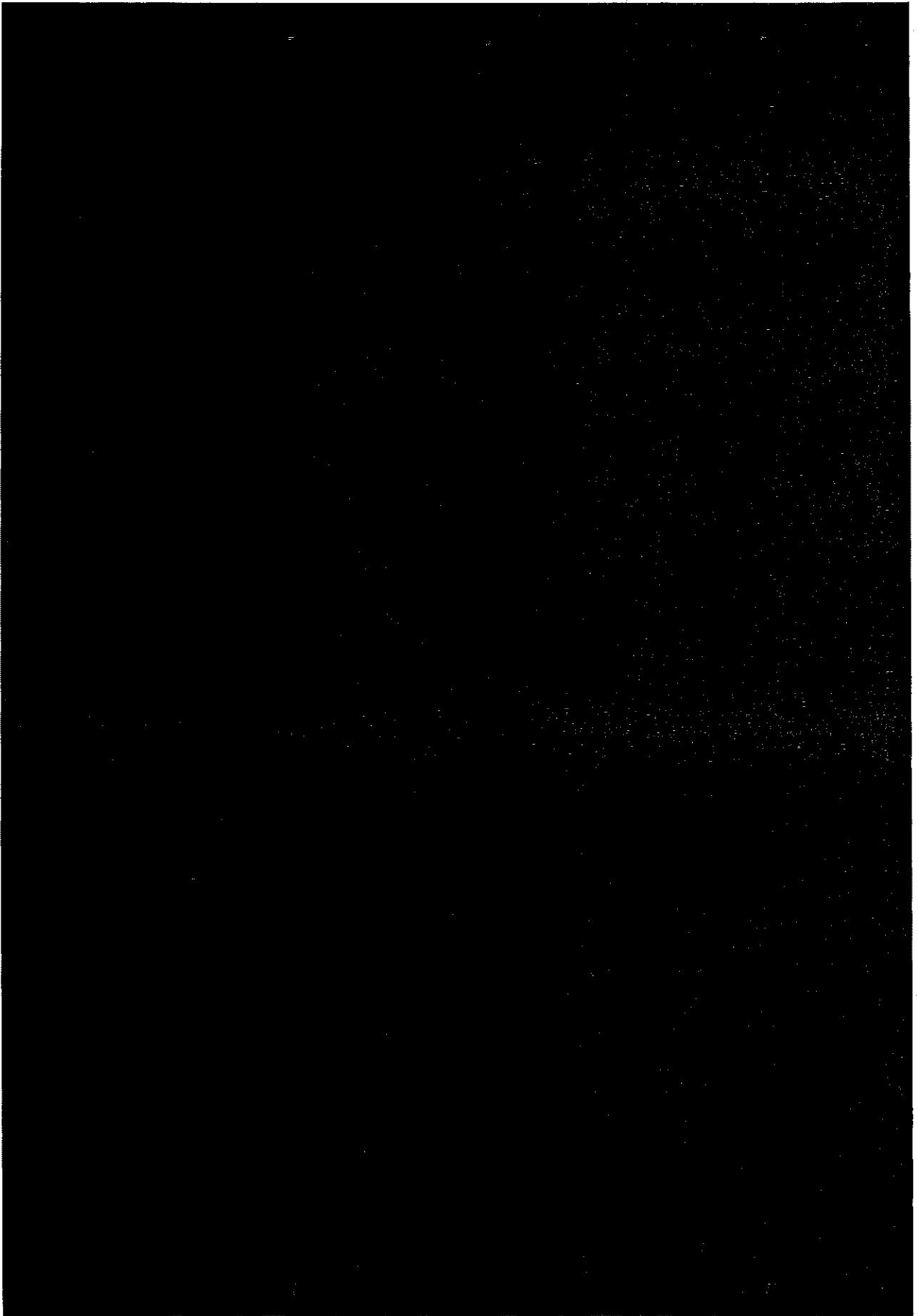
第5章 機器仕様

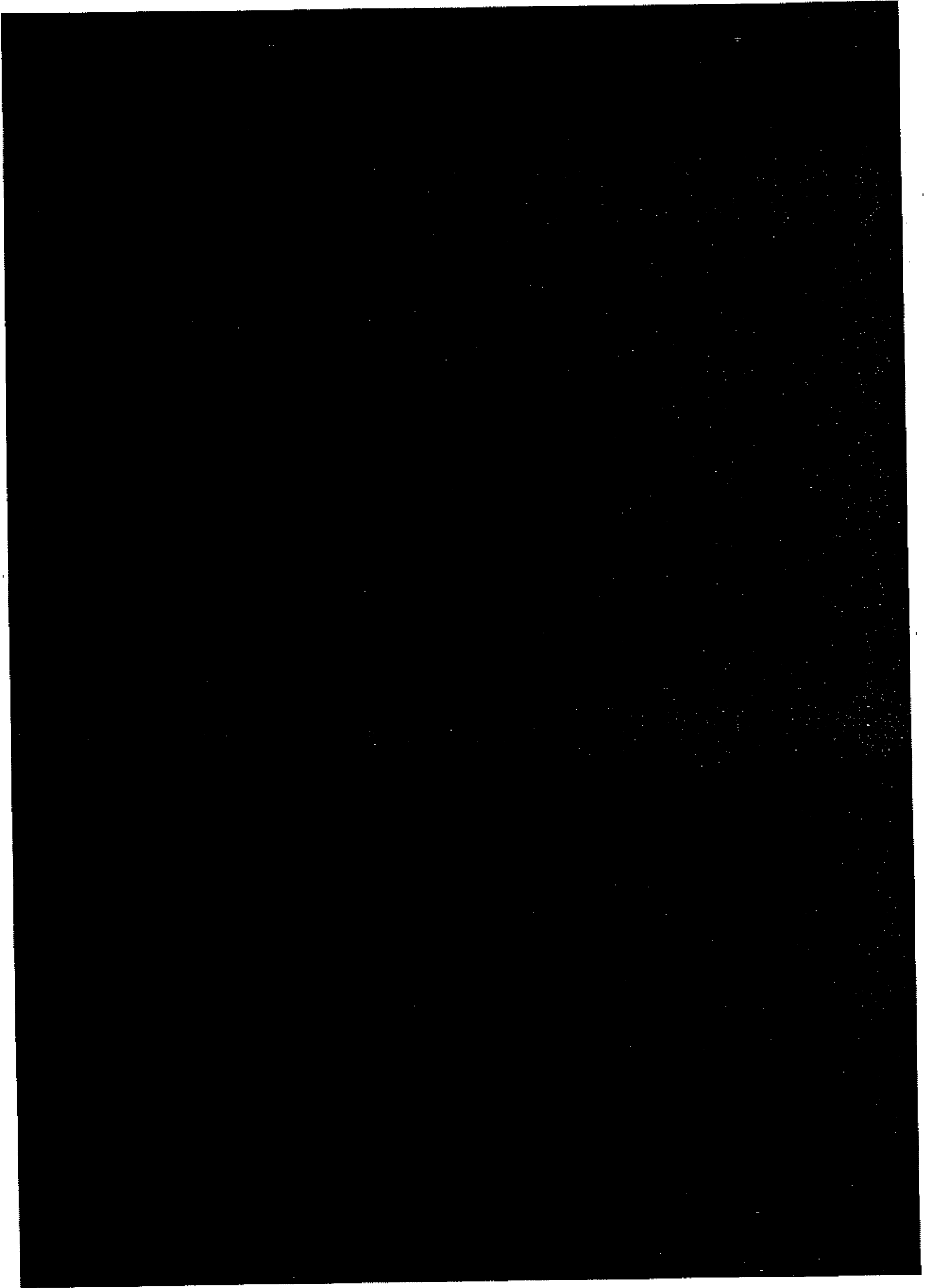


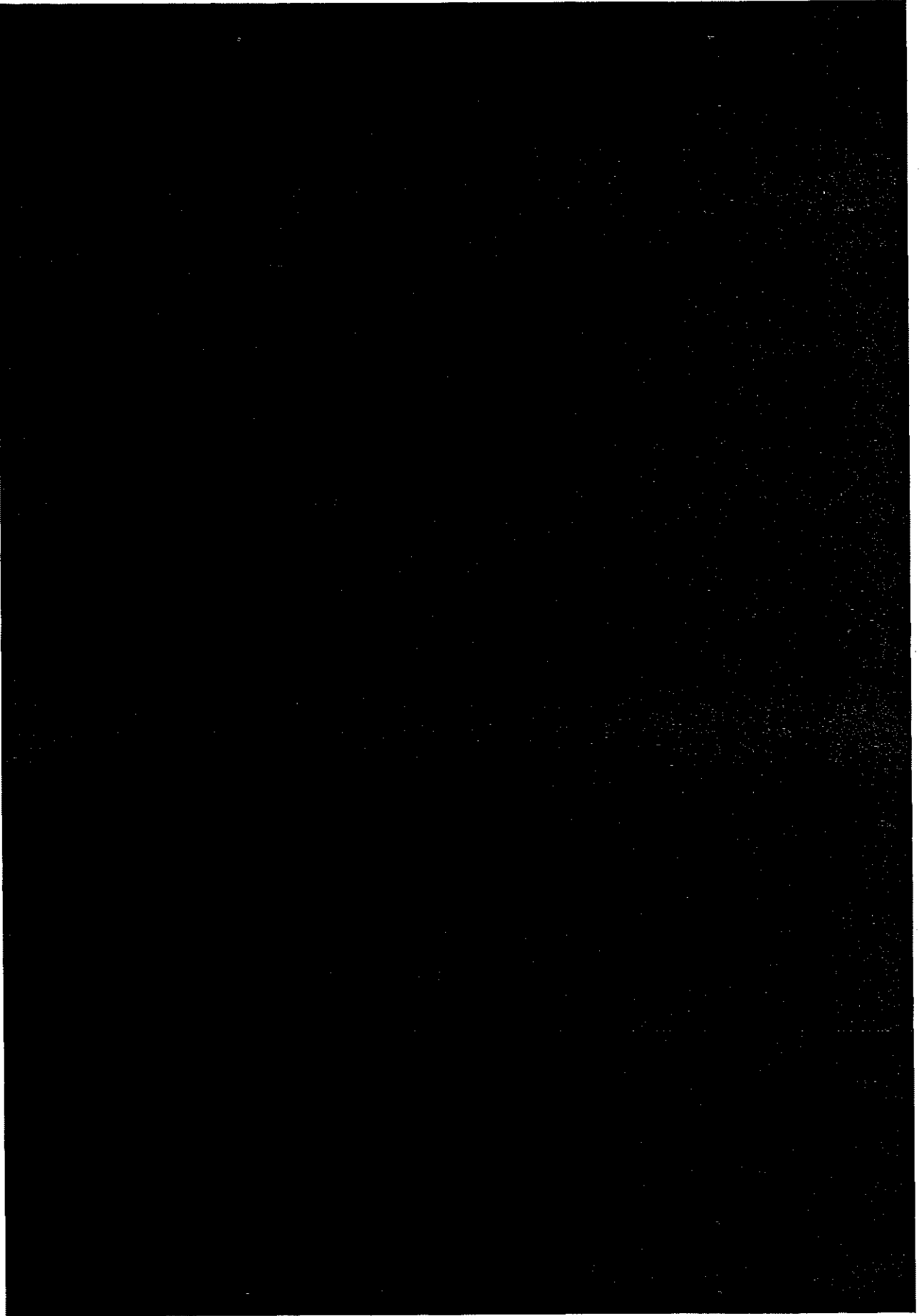


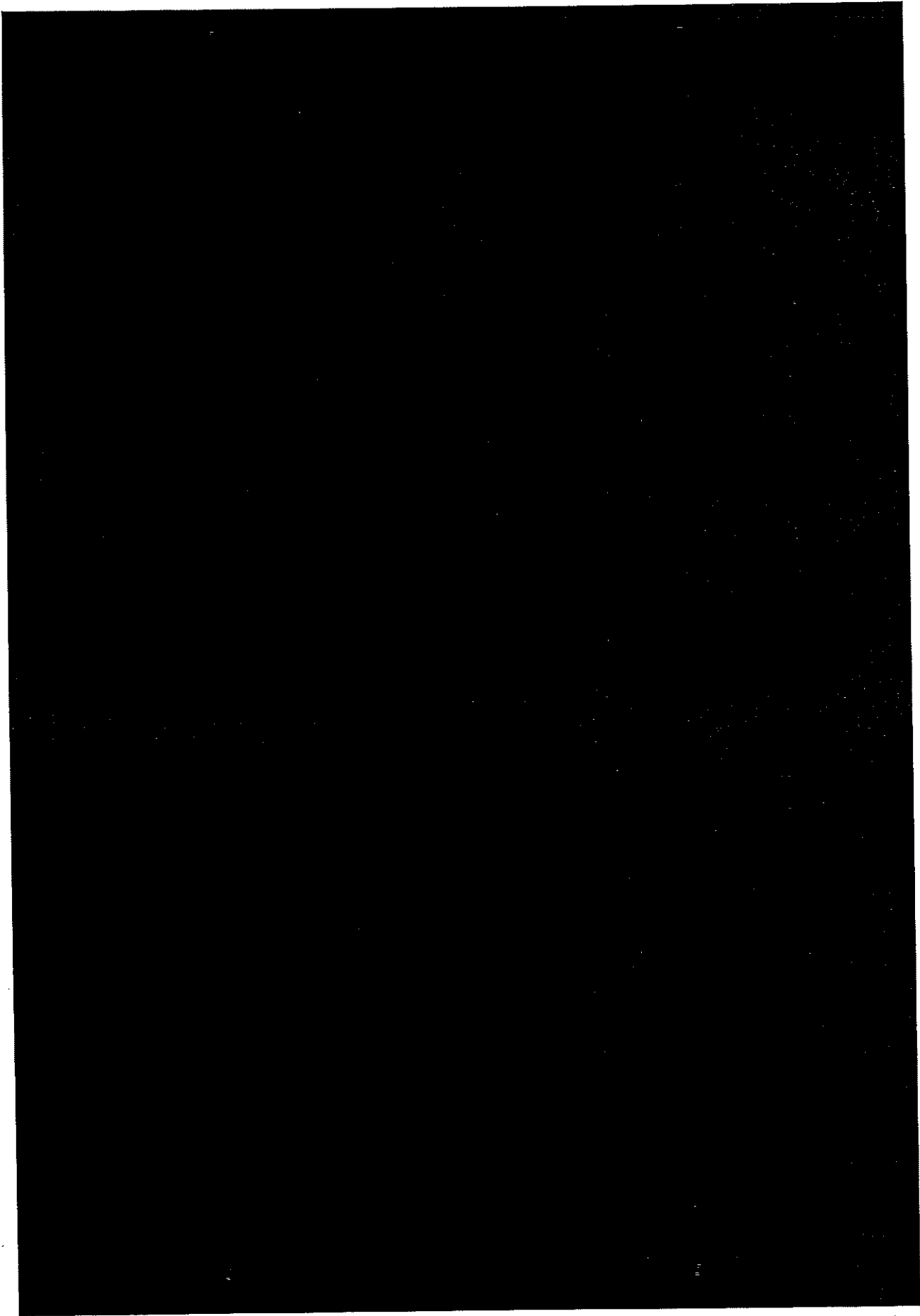


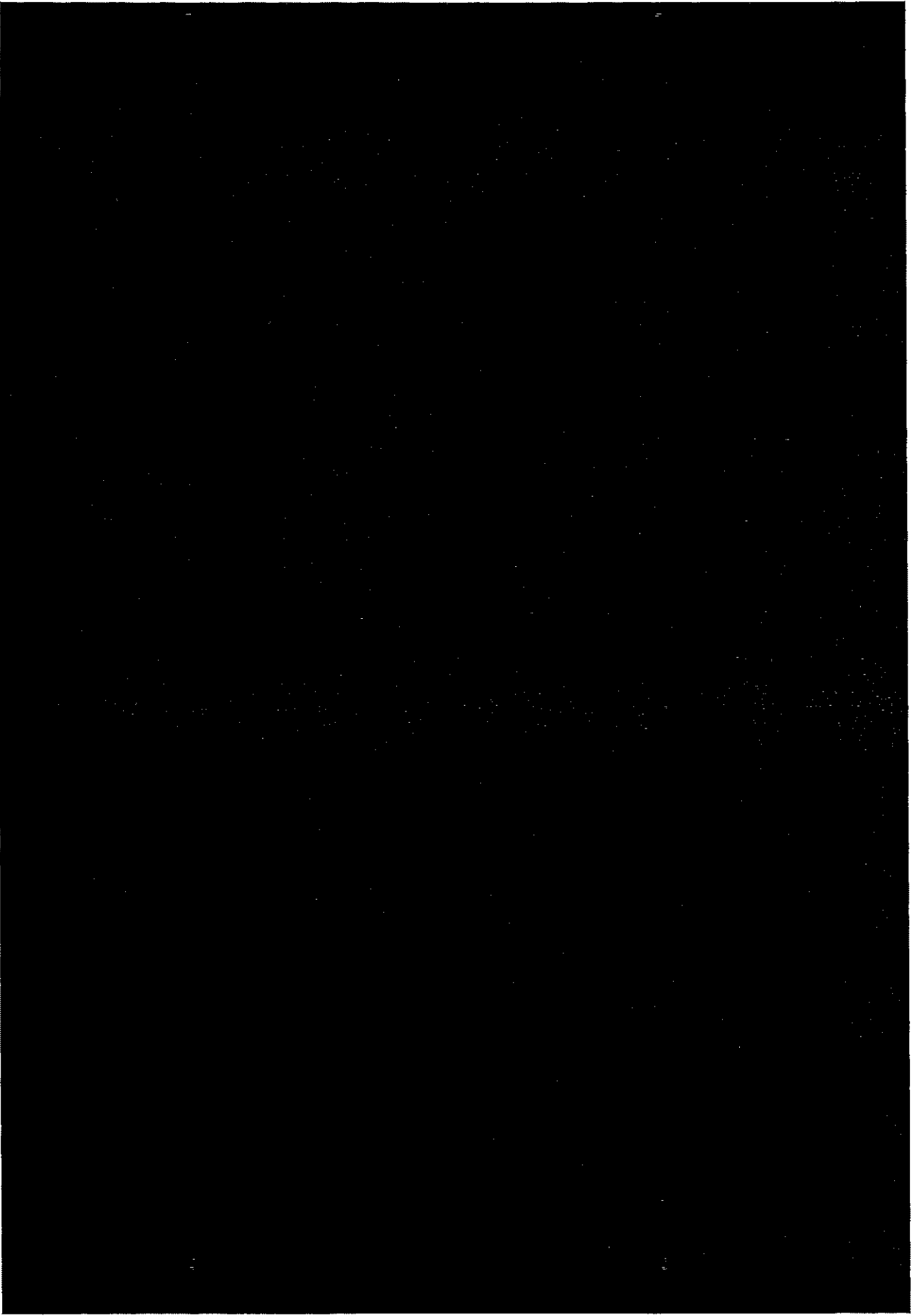


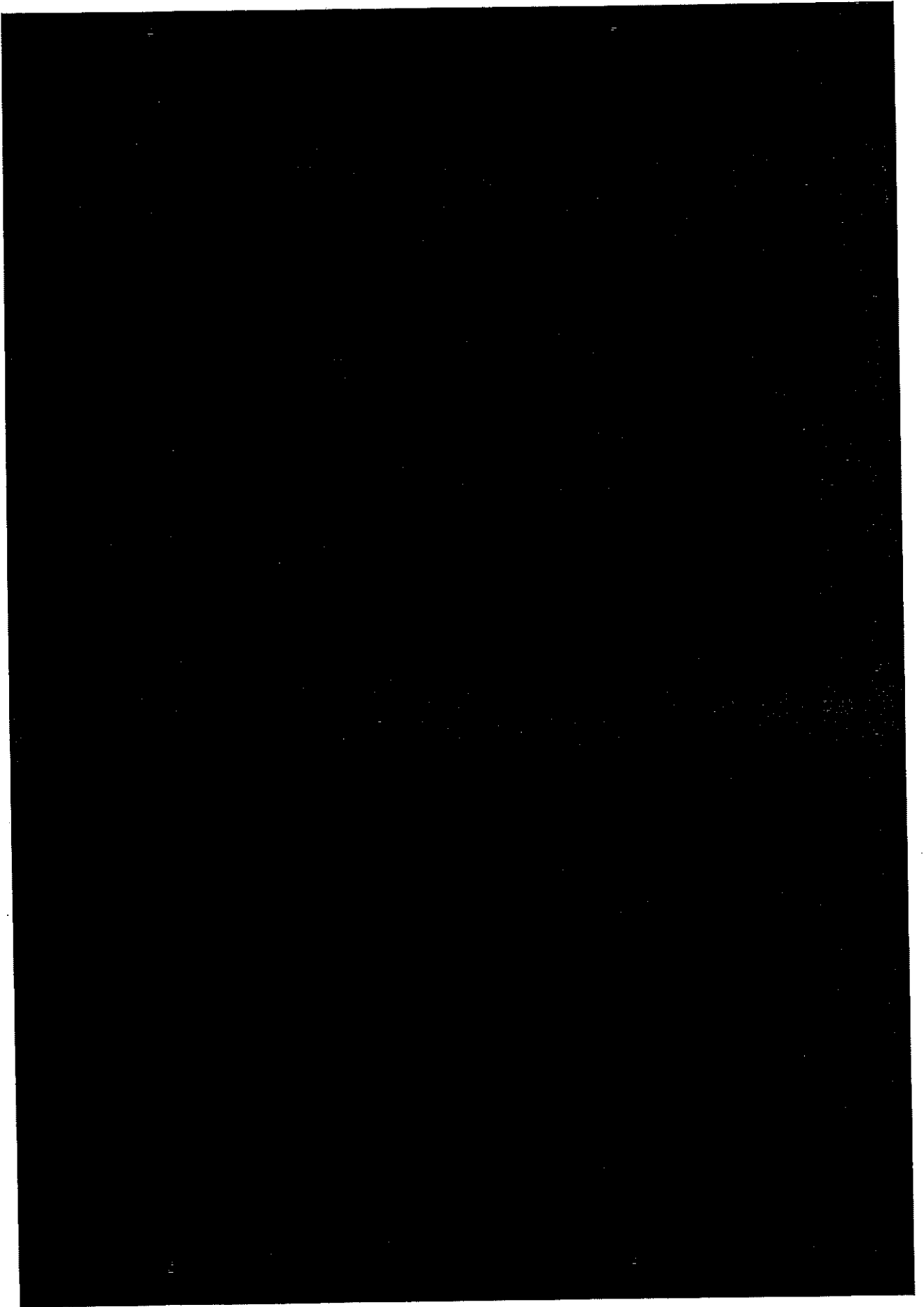


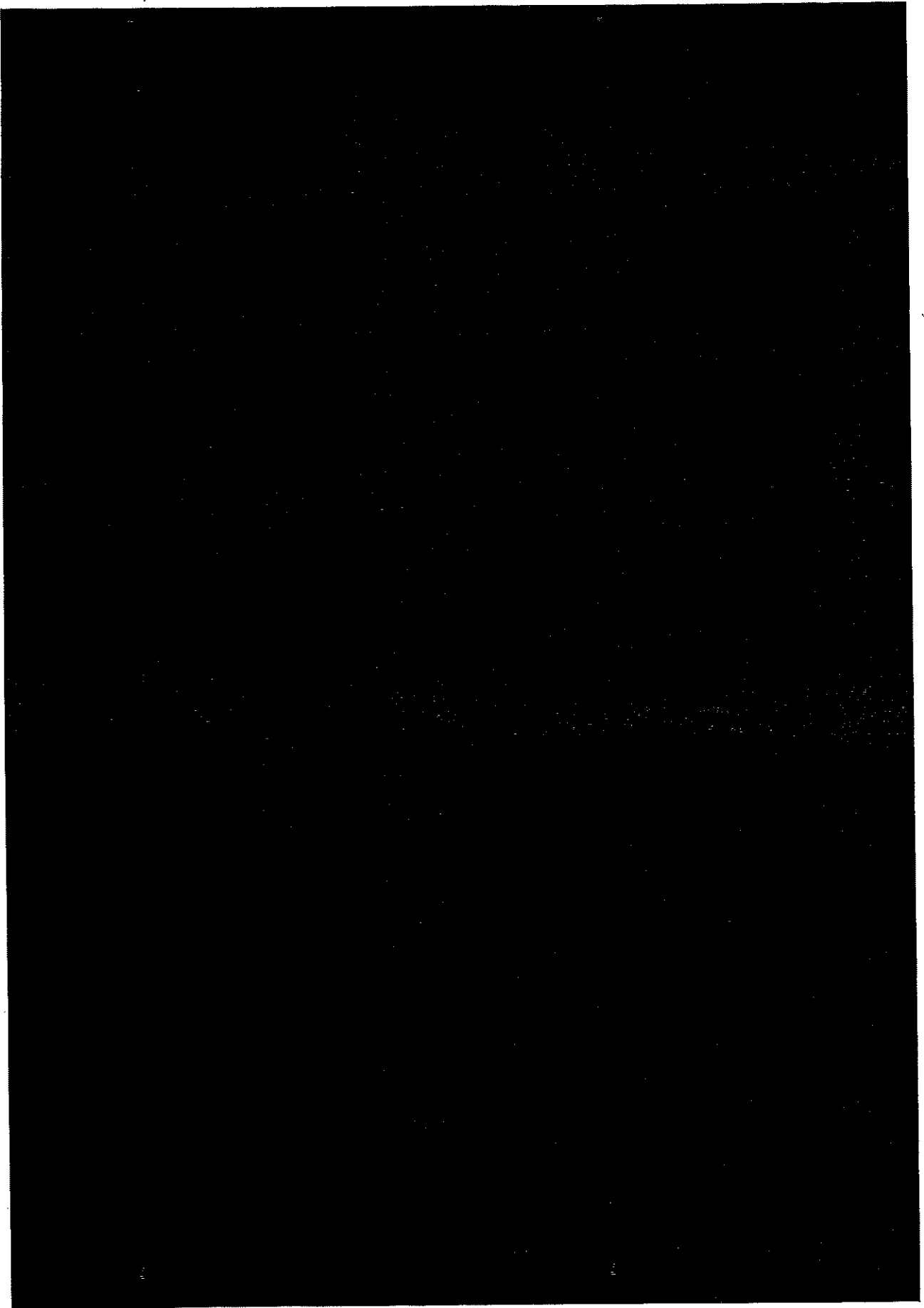


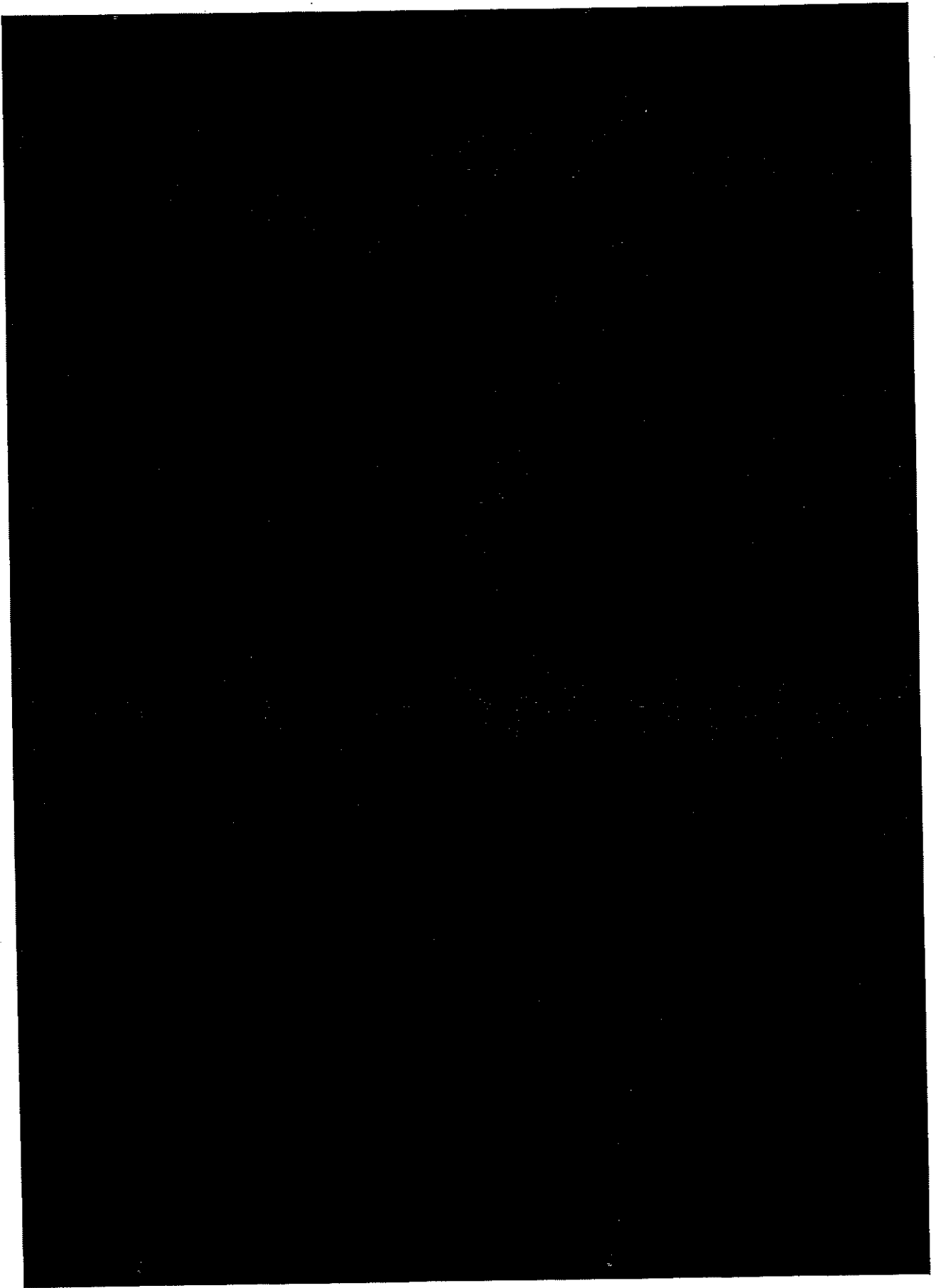


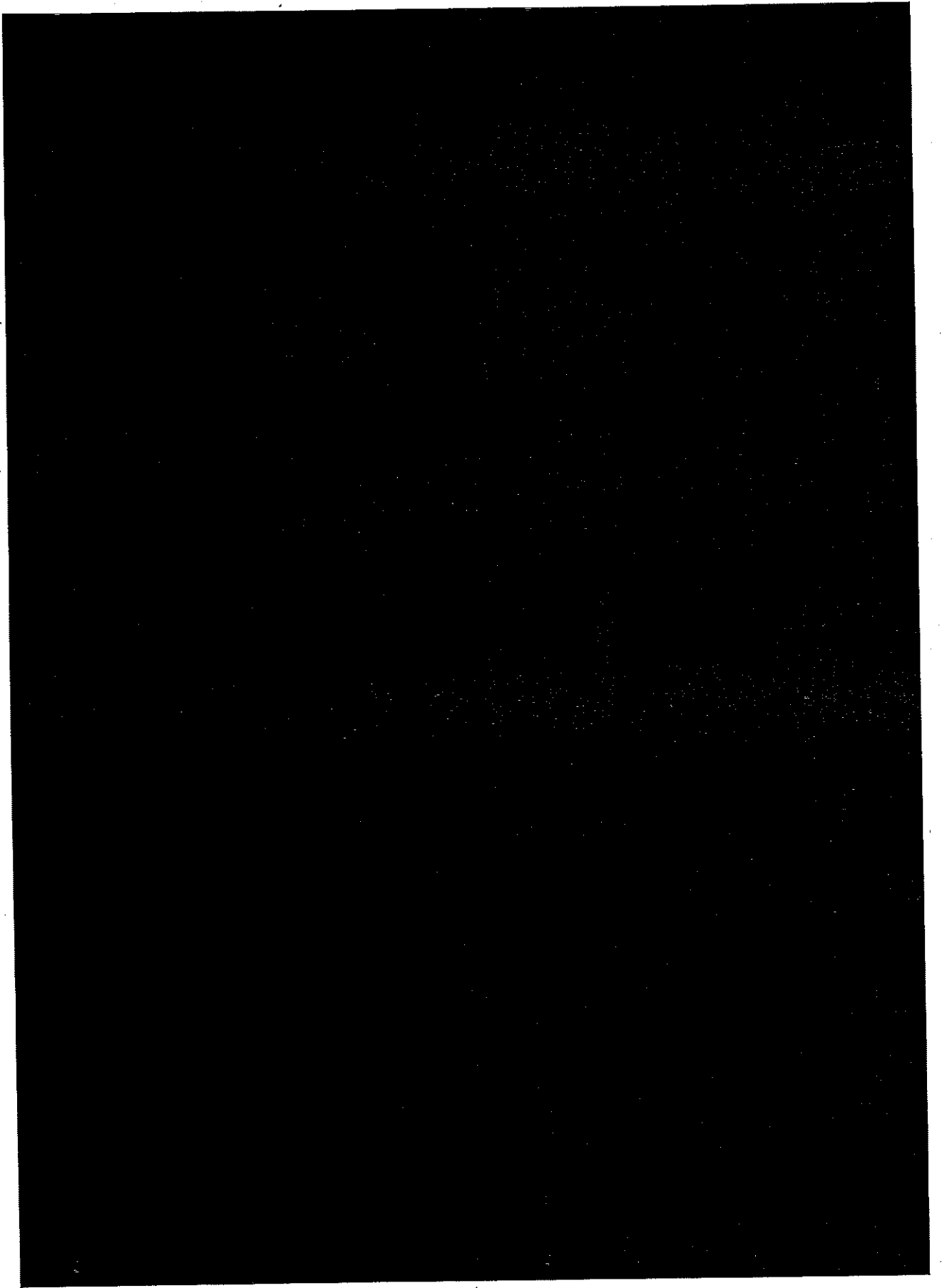


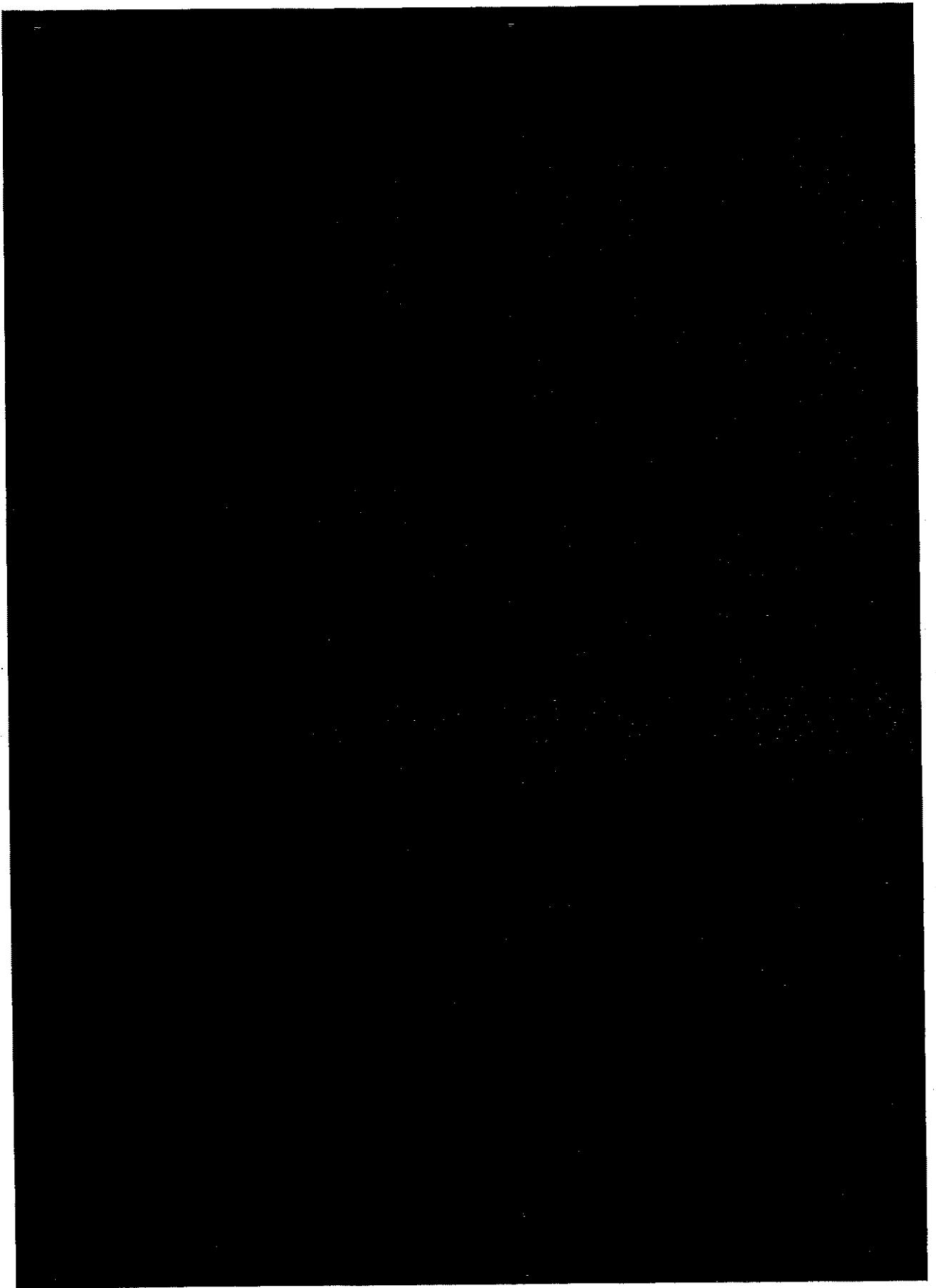


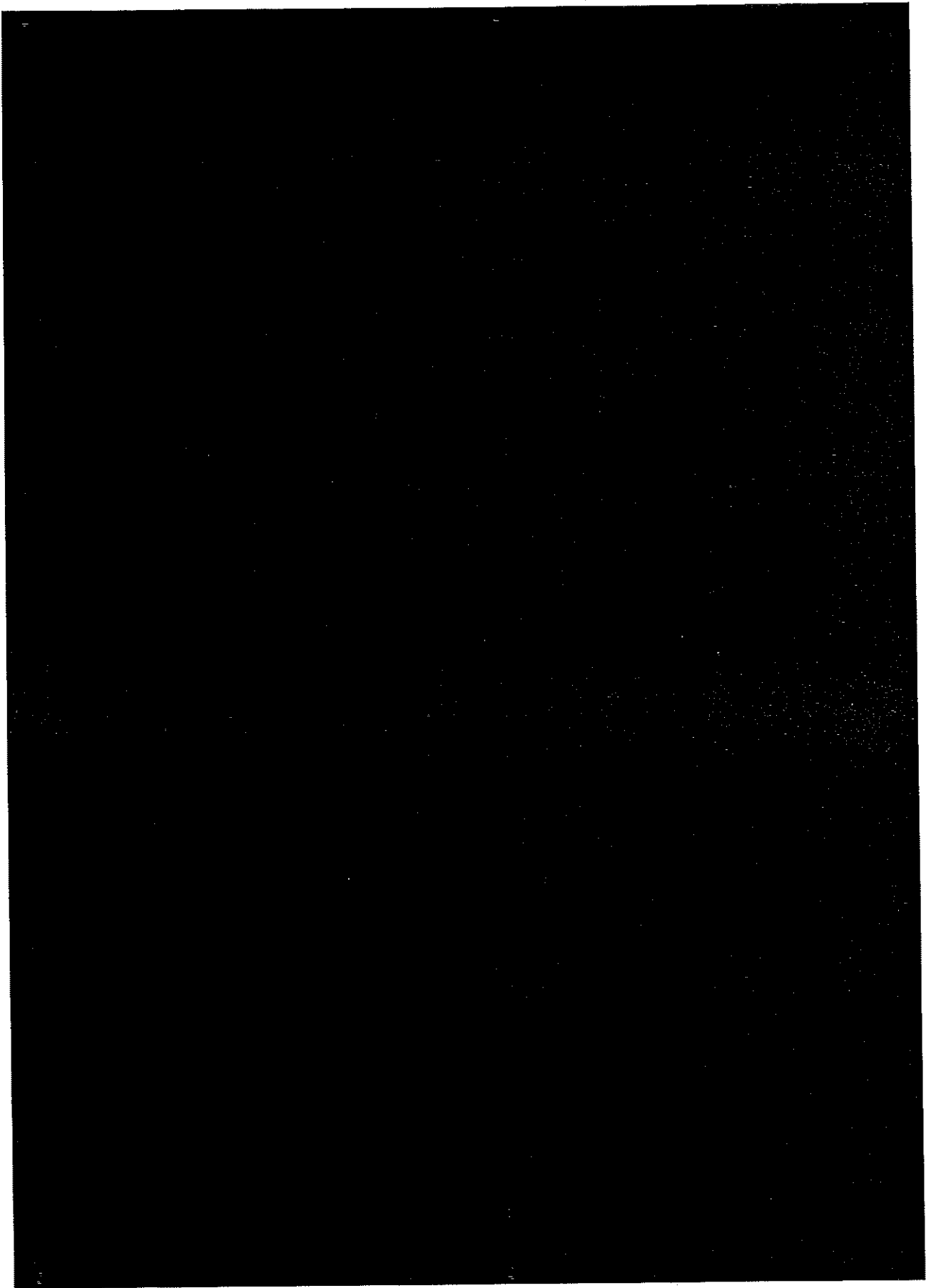


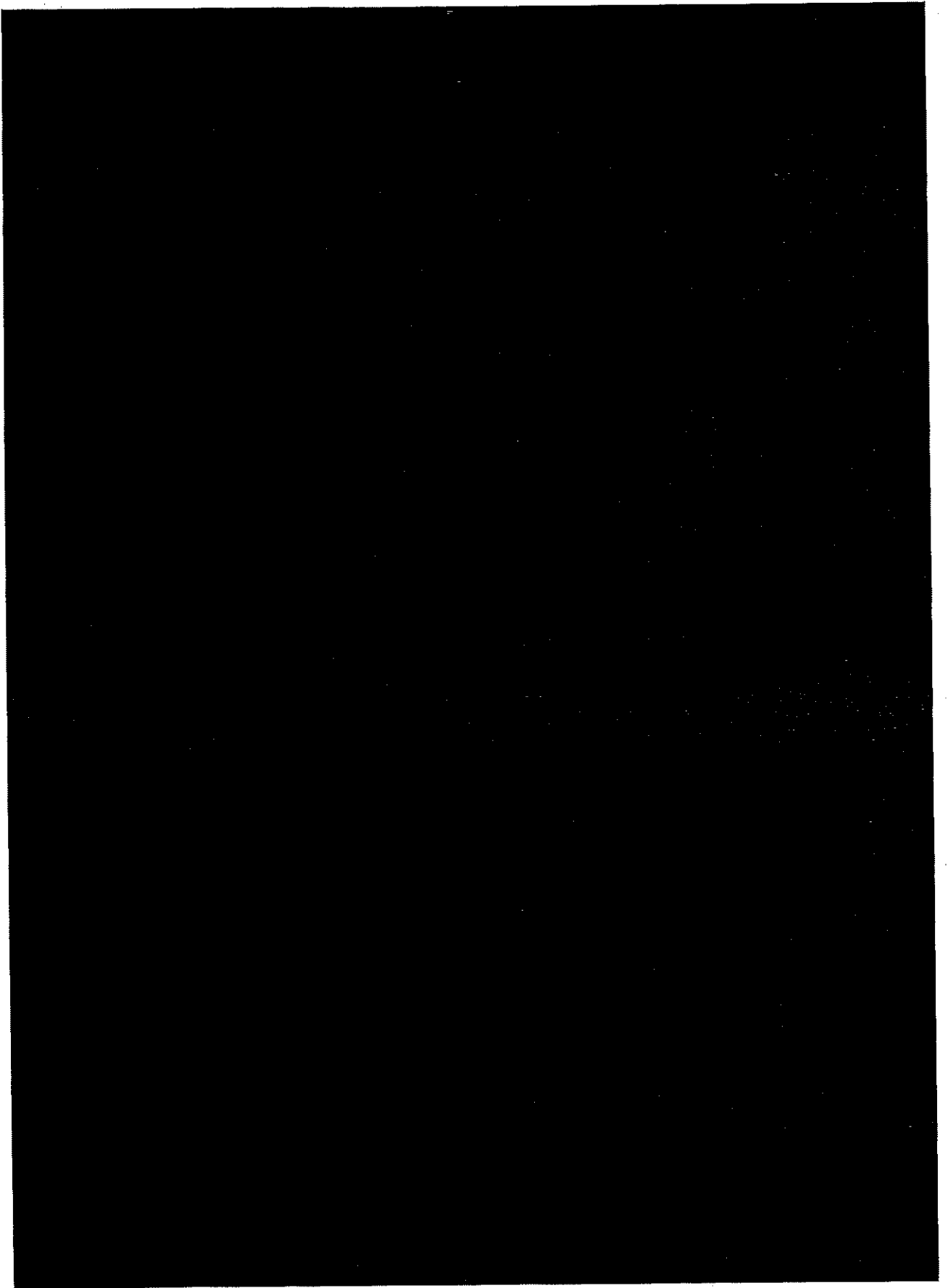


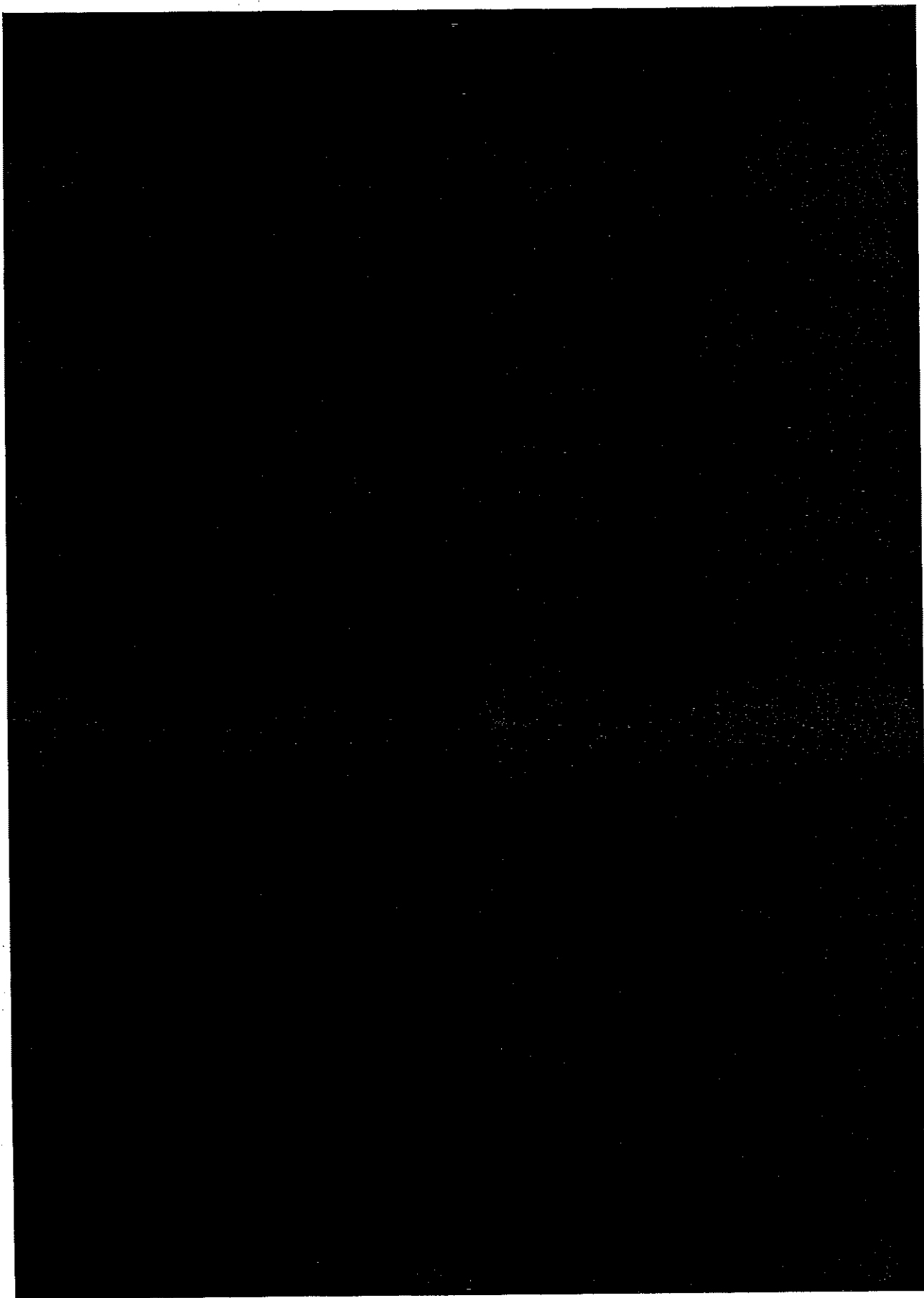


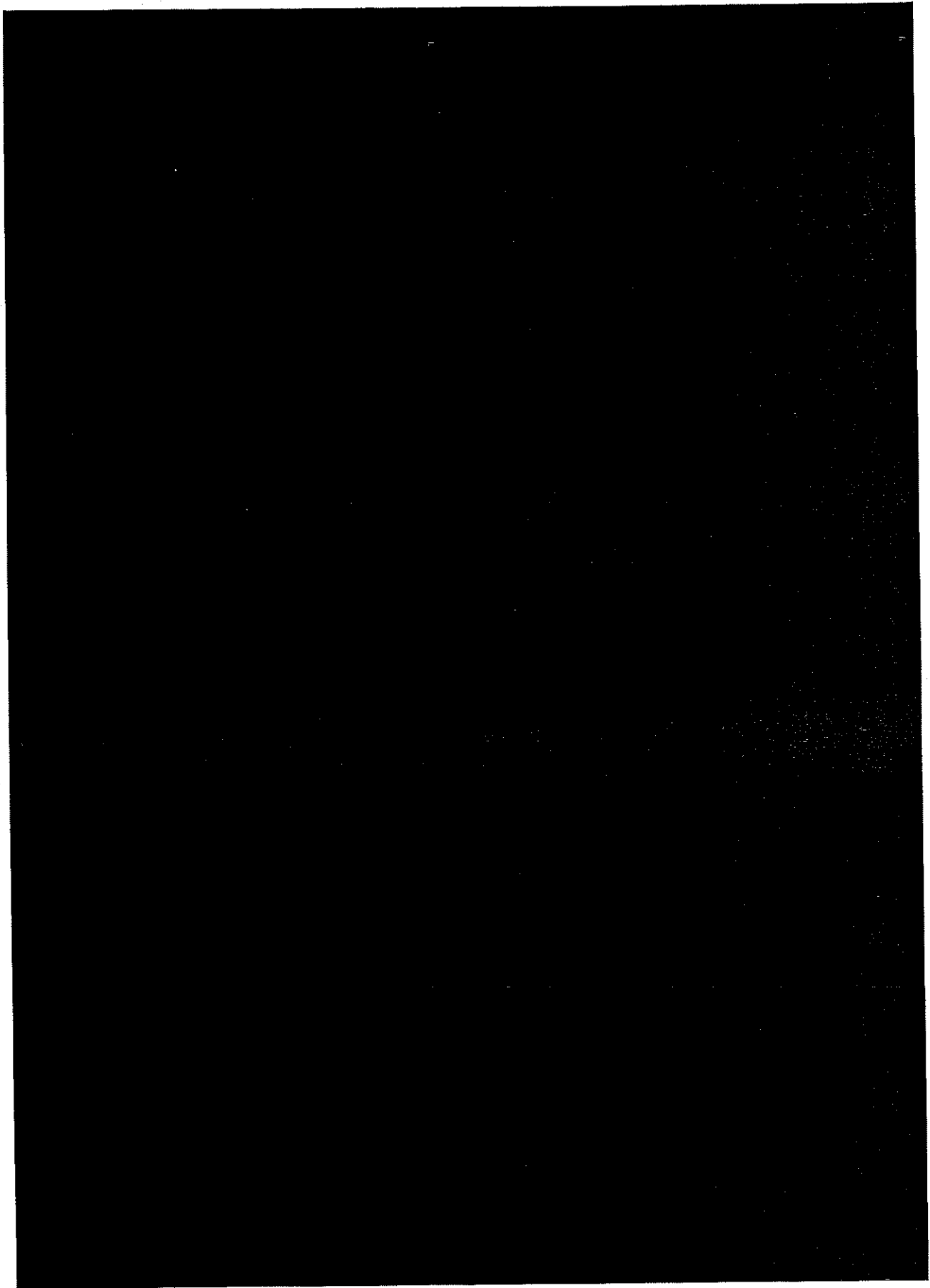


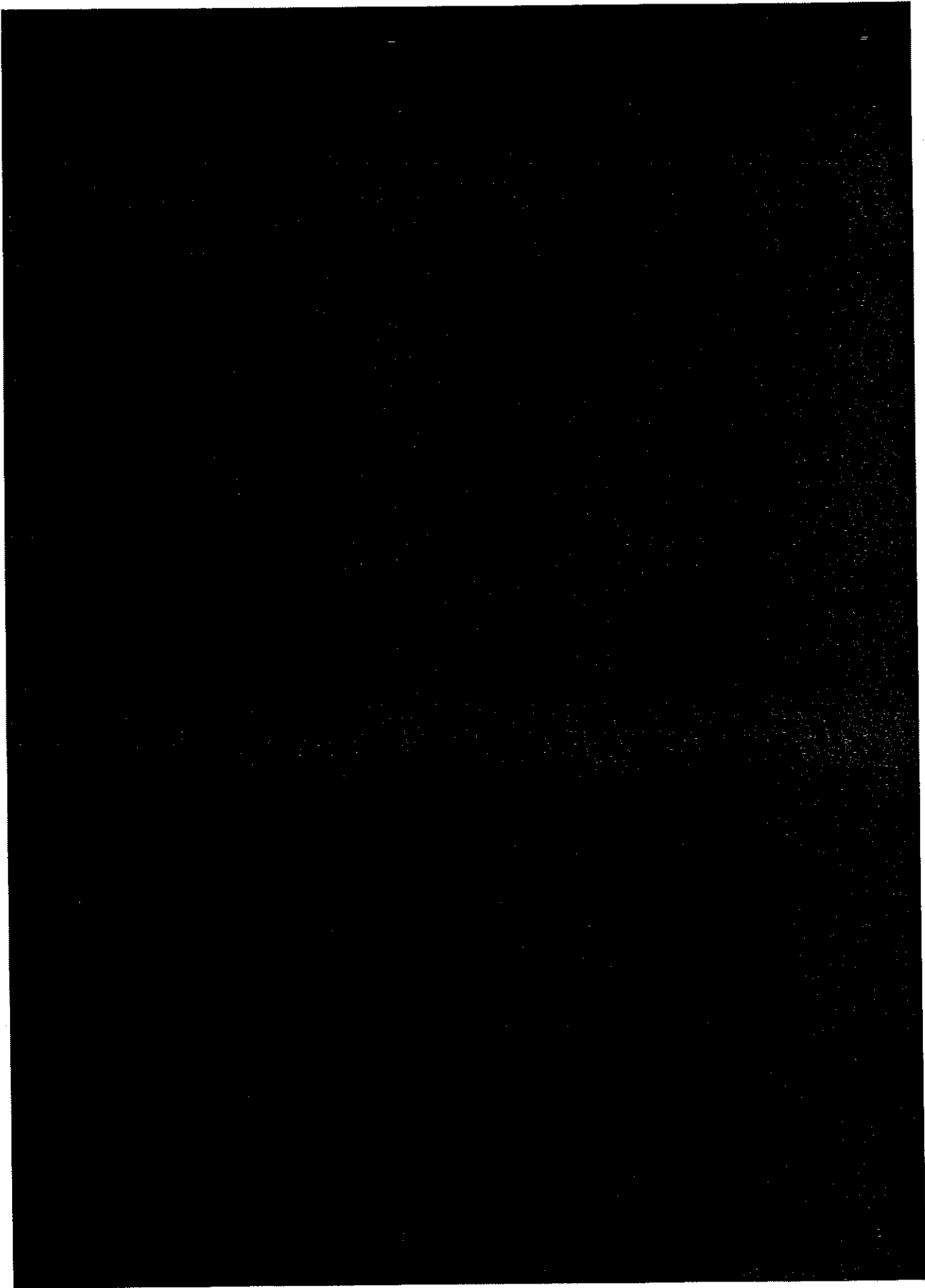


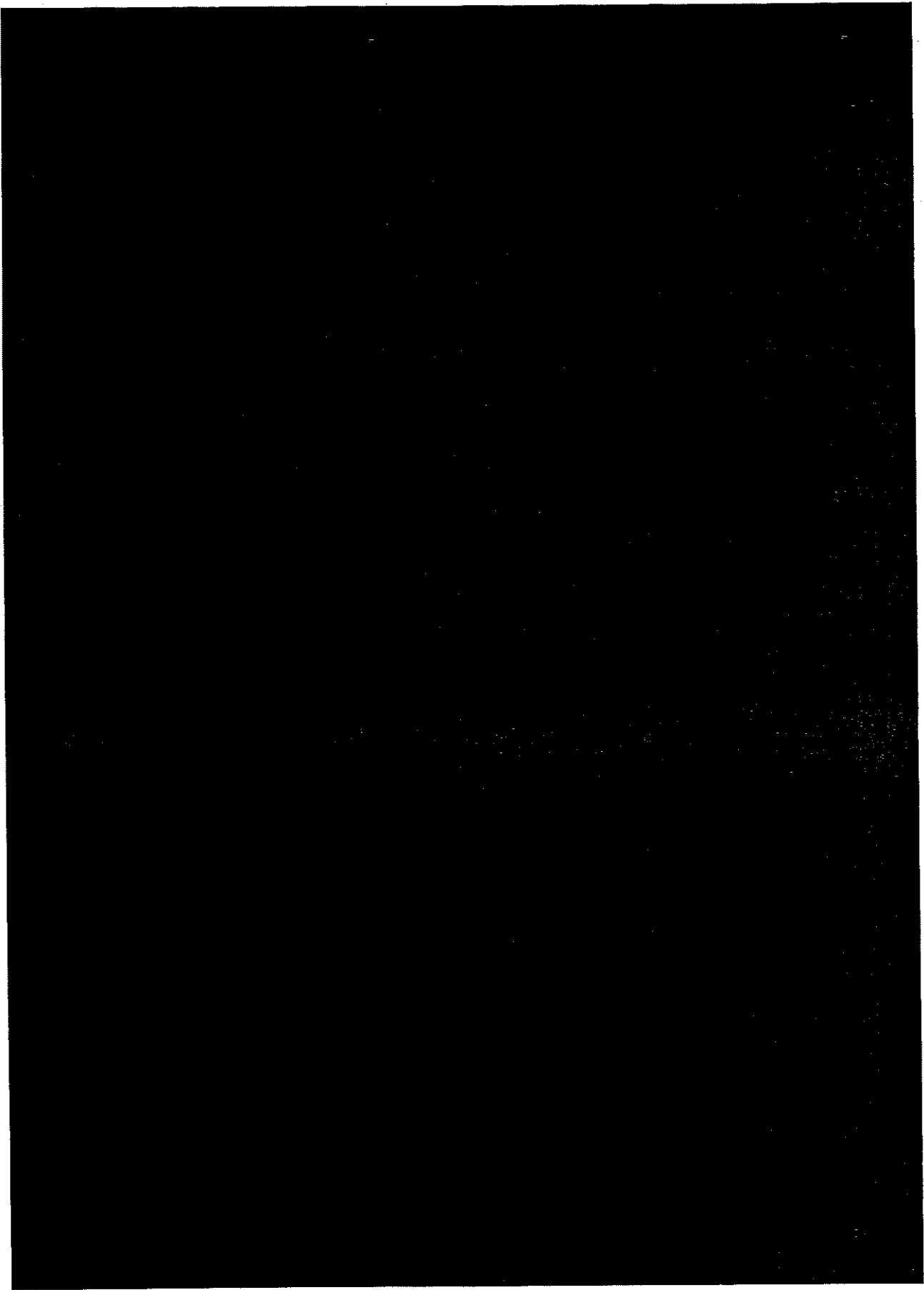


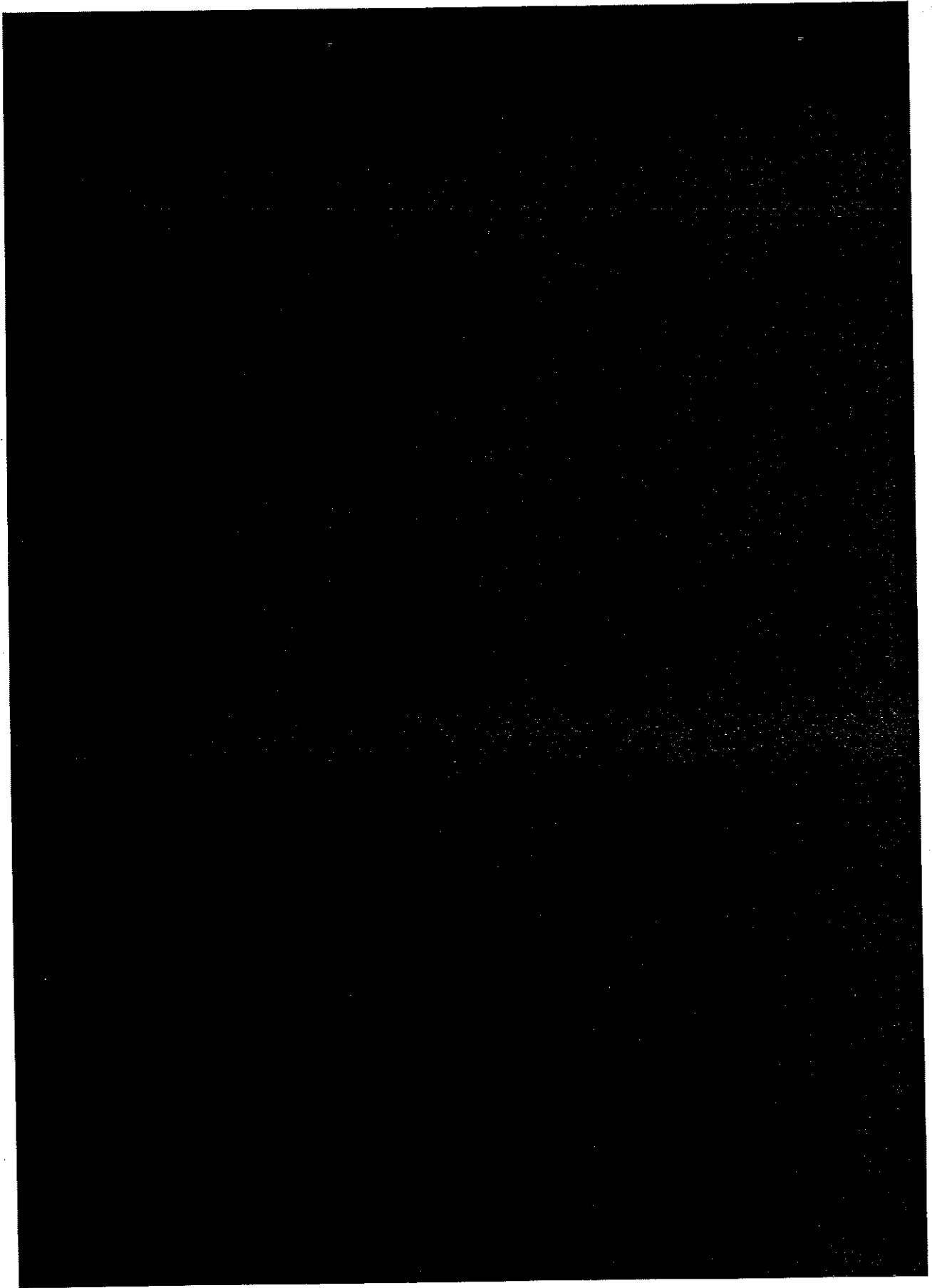


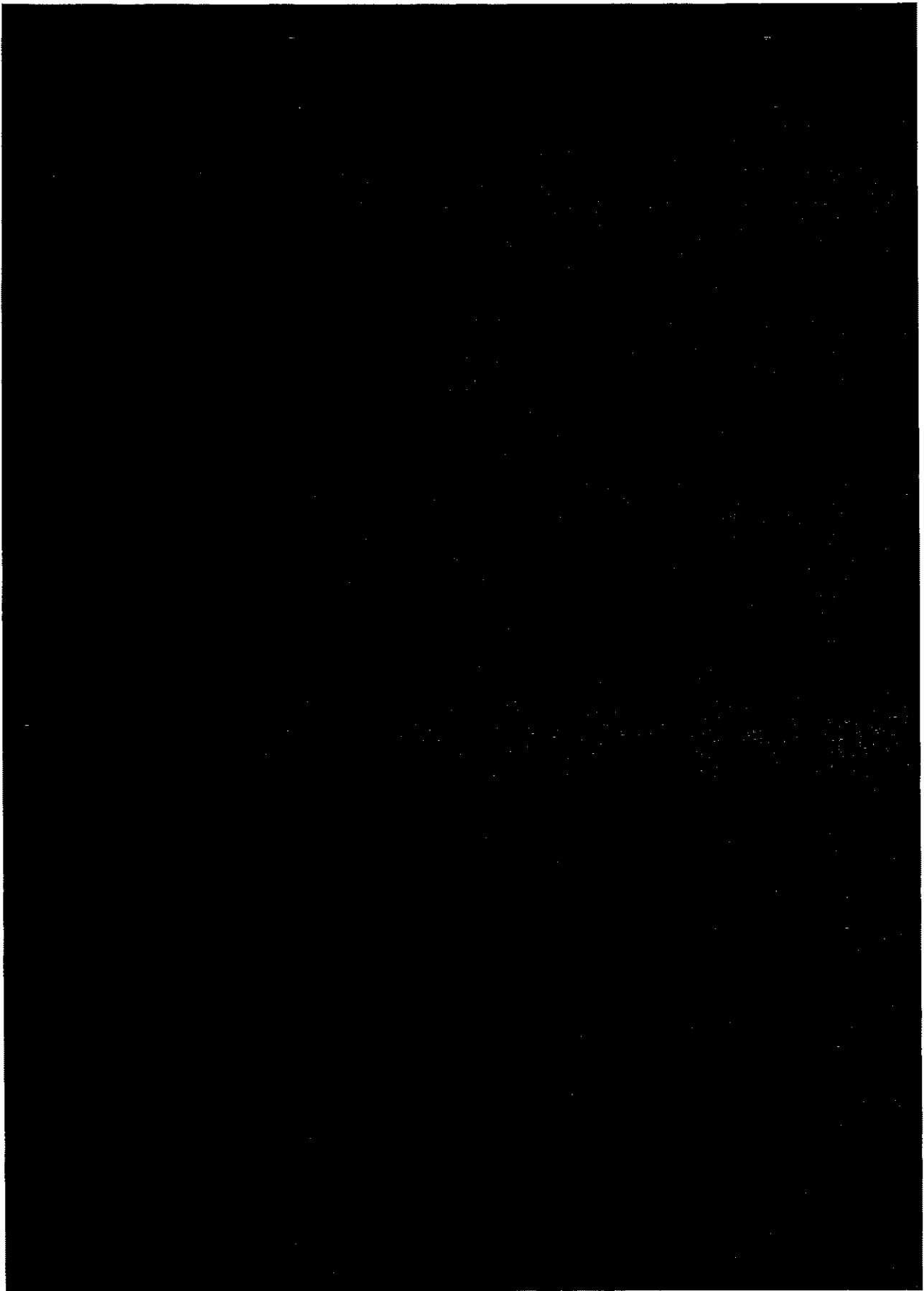


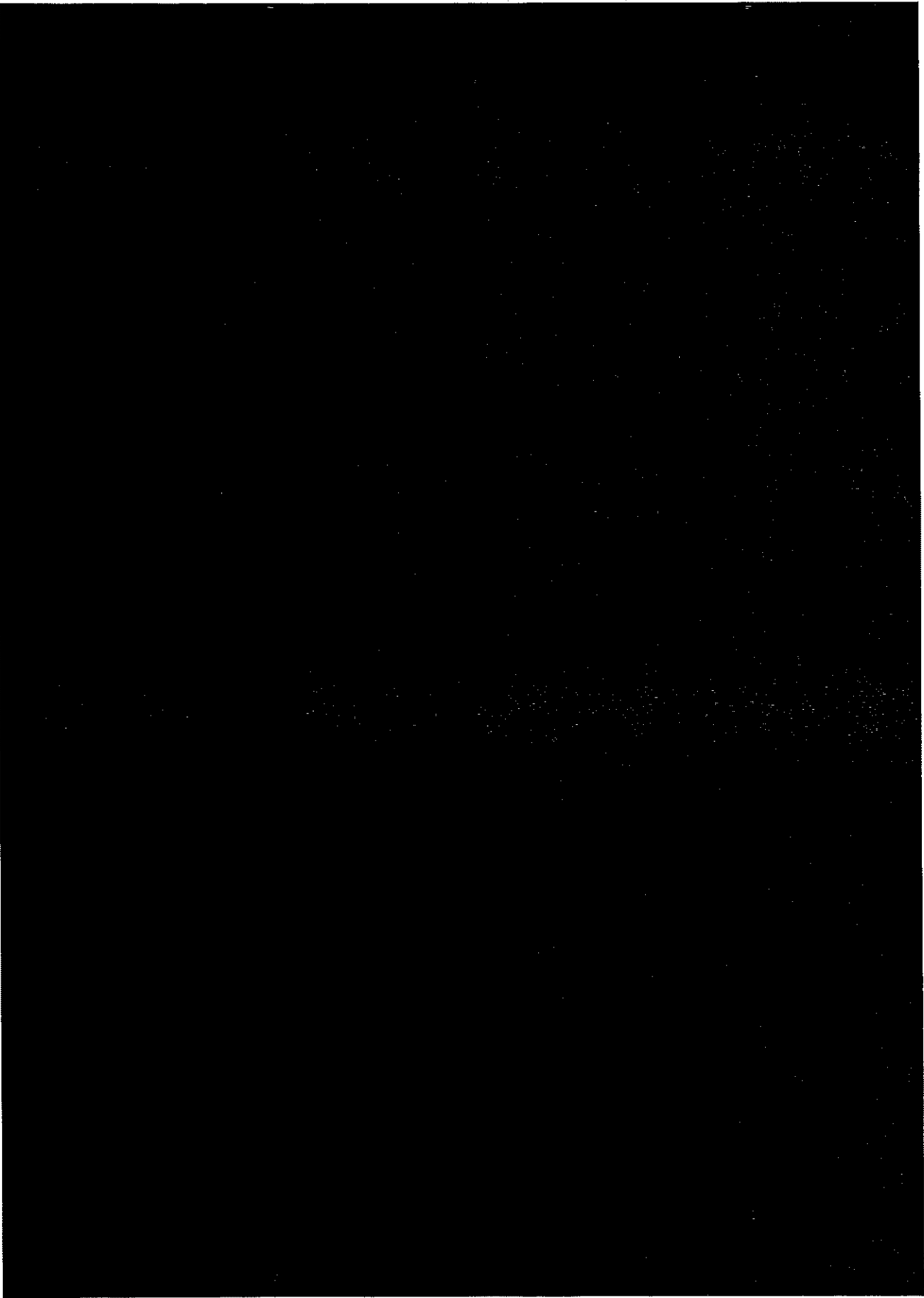


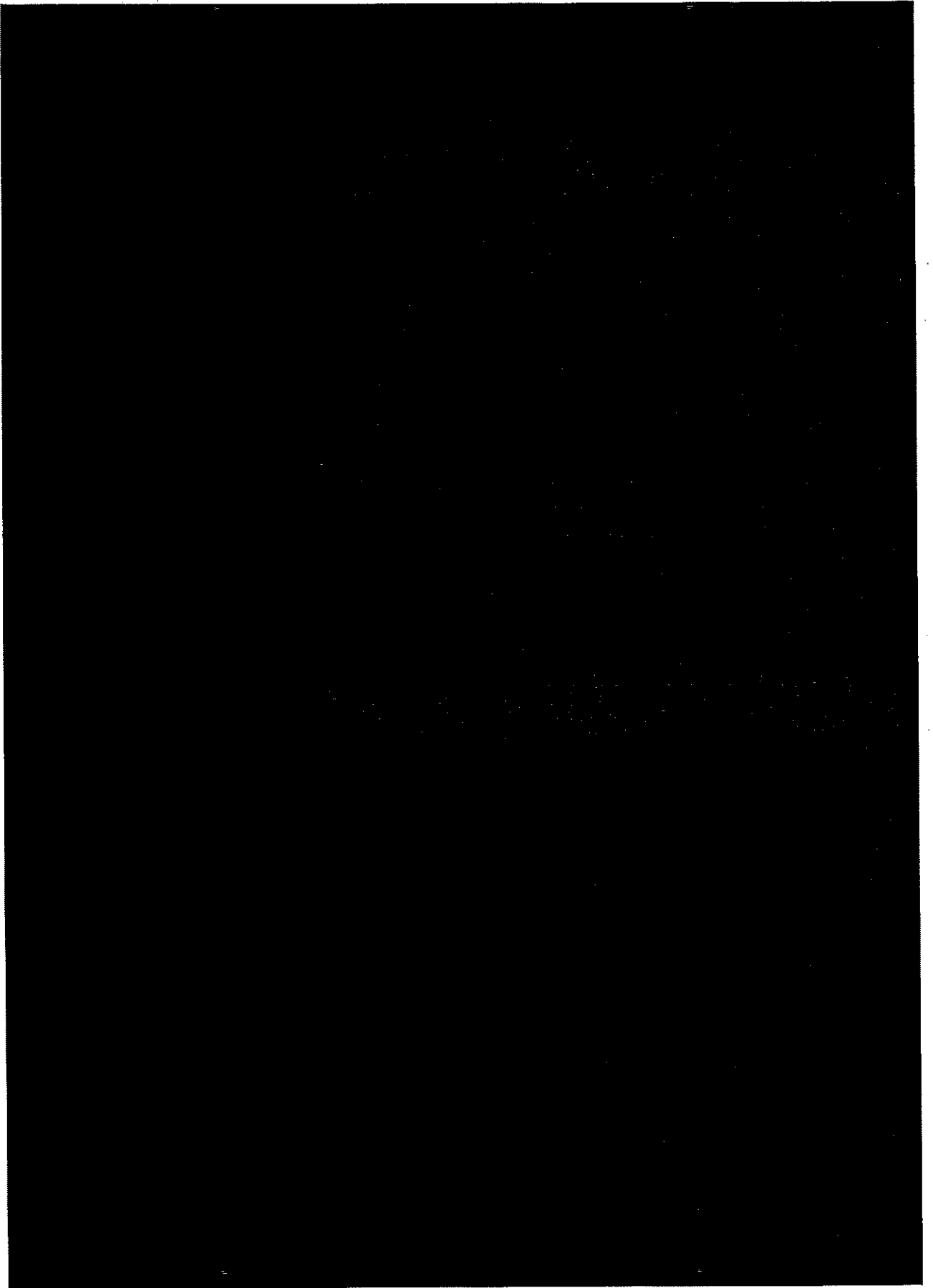


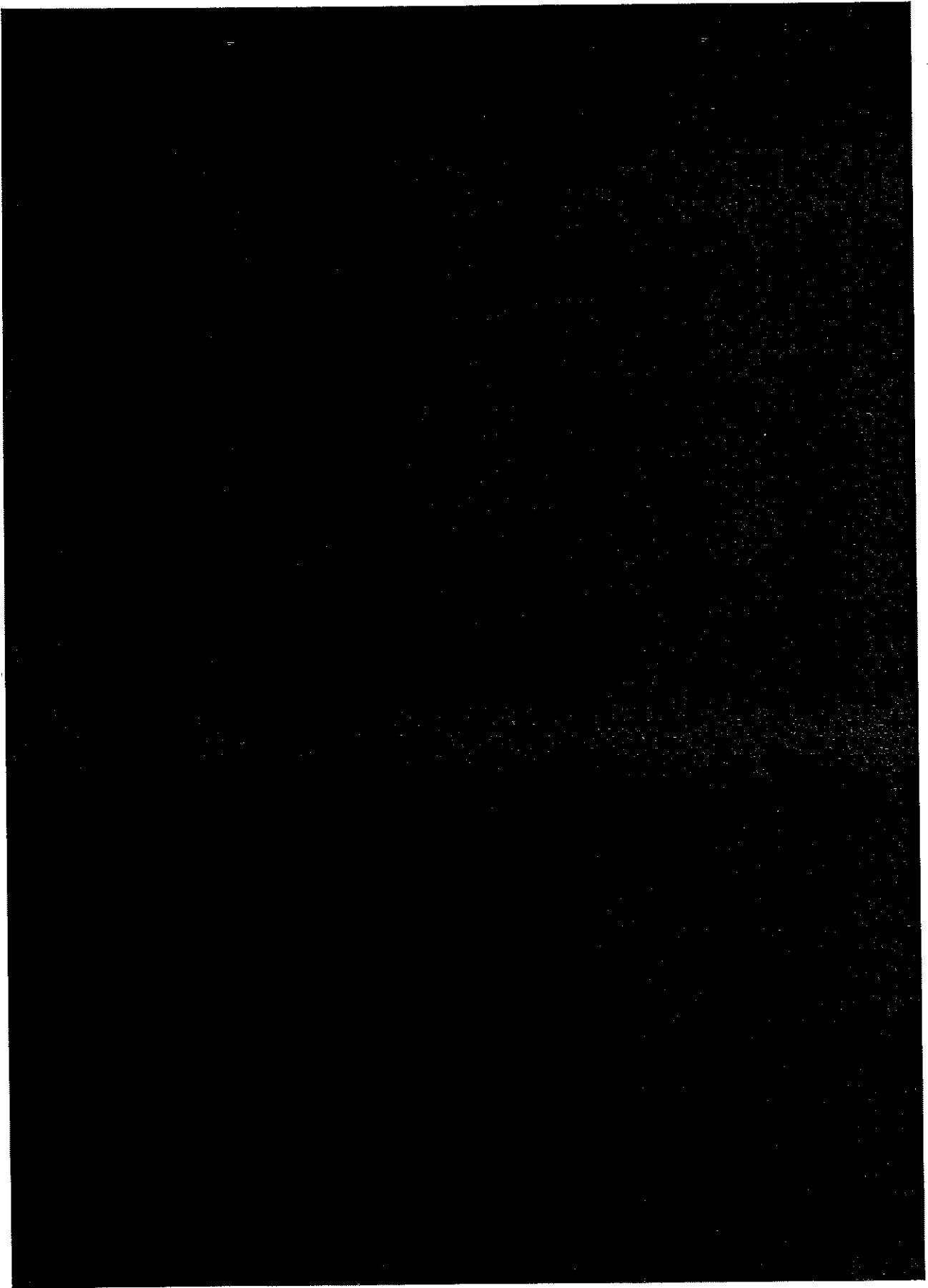


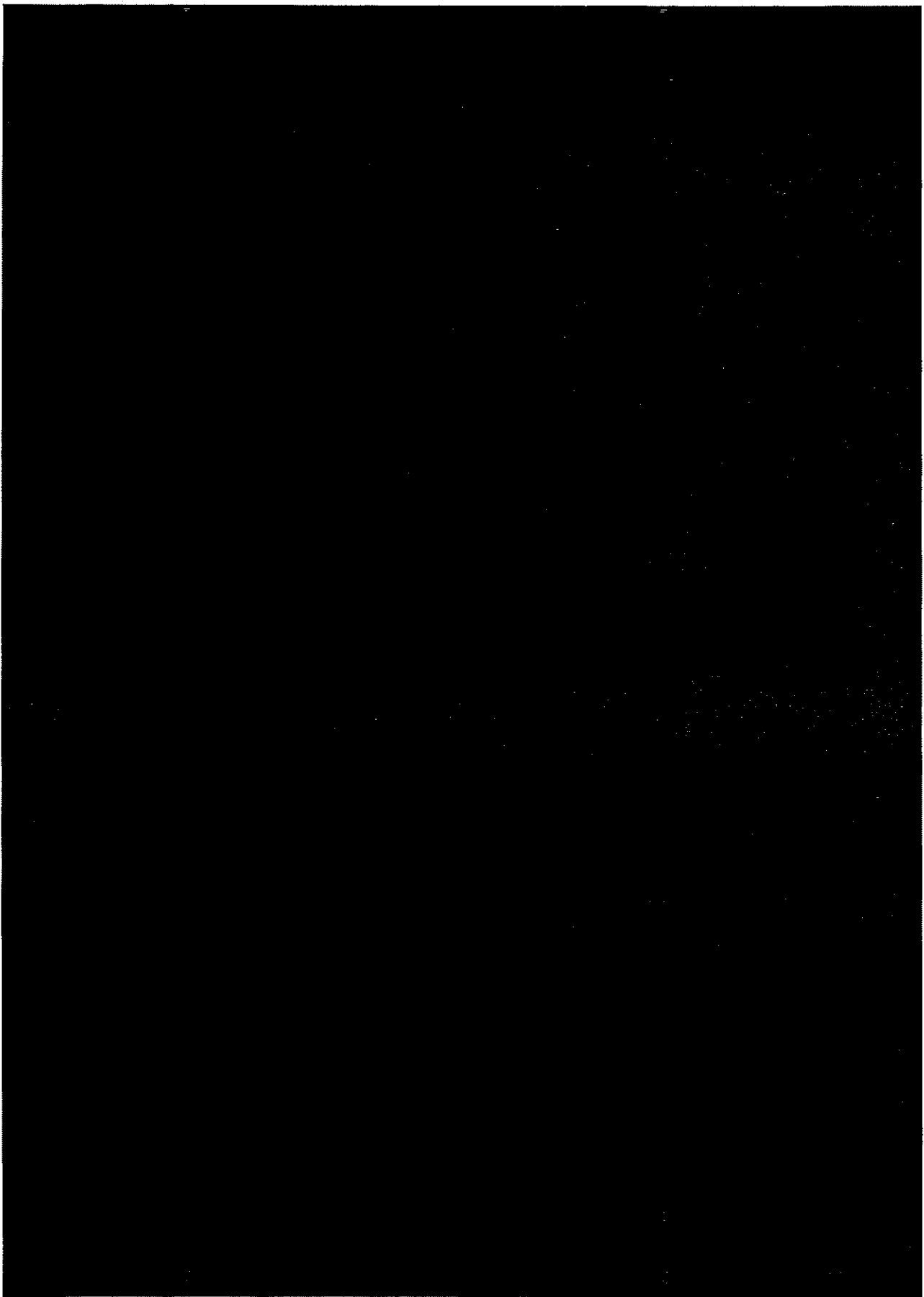


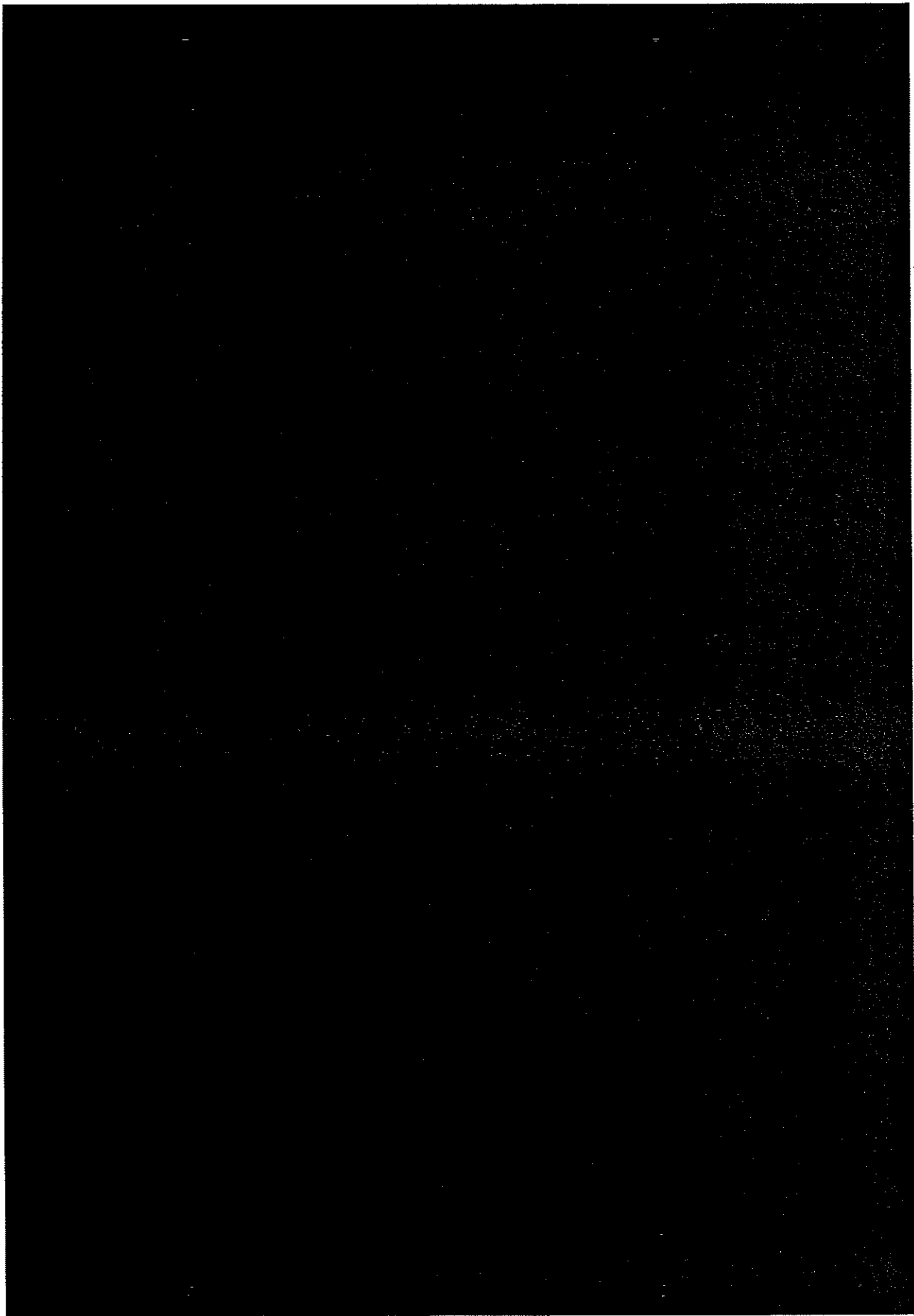












第6章 業務要領

1. 適用範囲

本業務の時、本仕様書及び図面に記載する内容で作業を行うこと。契約期間中の事故等については、「発注者」は一切その責任を負わない。

2. 用語の定義

2-1 監督職員

「発注者」から監督を命じられたものをいう。

2-2 指示

監督職員が、「受注者」に業務上必要な事項を示すことをいう。

2-3 承諾

「受注者」が申し出た事項について、監督職員が合意することをいう。

2-4 協議

監督職員と「受注者」が対等の立場で合議することをいう。

3. 一般事項

3-1 業務の原則

本業務は、単体各機器をこの仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った技術者により作業し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

3-2 業務計画

- (1) 業務計画は手順、工程、工法、安全対策その他作業の全般的計画であるから、監督職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って業務計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出するものとする。なお重要な変更が生じた場合は、変更計画書を提出しなければならない。
- (2) 「受注者」は、機器配置図、作業図及び監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 「受注者」は、発注者の指定した作業方法等について代案を申し出ることができる。
- (4) 「発注者」から示された以外に、「受注者」が作業上必要とする作業用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ、請負者の責任において確保しなければならない。
- (5) 作業上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて「受注者」の負担とする。

3-3 業務管理

- (1) 管理は業務計画に基づき、工期内実施出来るようにすること。
- (2) 本業務に関わる法令、法規等を遵守し、円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 本業務に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- (4) 仕様書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については監督職員の検測または確認を得なければならない。
- (5) 休日や夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
- (6) 作業中、監督職員と行った主要な協議事項等は、「受注者」が打ち合わせ記録簿を作成し、監督職員の確認を得なければならない。
- (7) 貸与品及び支給品についての受け払い状況を記録し、常に残高を明らかにするものとする。

3-4 現場管理

- (1) 作業に当っては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- (2) 指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。作業上必要がある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。
- (3) 改修、増設などで、すでに運用中の設備に関係する場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- (4) 作業が完了した時は、後片づけ、清掃等を完全に実施しなければならない。

3-5 内容変更

- (1) 発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、「受注者」の負担により行う。
- (2) 「受注者」の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認められたときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。
- (3) 仕様書に指定され、または指示された内容が作業困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については(1)項に準ずる。

3-6 その他の事項

仕様書等、その他指示された事項等について疑義を生じた場合は3-5(3)項に準ずる。

4. 安全

4-1 基本事項

本業務にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、「受注者」の責任において行うものとする。

4-2 安全体制

- (1) 安全確保のため作業現場毎に安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立しなければならない。

4-3 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

4-4 安全管理

- (1) 使用機器は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。
- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。
- (3) 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- (4) 作業場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。
- (5) 電線、ガス、水道等の施設に近接し作業を行う場合は、あらかじめ管理者と打ち合わせ、必要に応じてその立会を求めその指導を得て行うものとする。
- (6) 作業中の保健、衛生に留意するとともに、現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備に努めるものとする。

4-5 緊急時の措置

- (1) 火災、事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに監督職員に報告す
- (2) けがや死亡が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者

に連絡し、「受注者」により迅速な復旧に努めること。

5. 材料

J I S規格等の各種規格に適合している材料を使用すること。

6. 写真管理

6-1 撮影箇所

作業後形状が変わるか、または内容が隠蔽される箇所(名称、日時、寸法等が確認できること)及び完成写真を撮影し、作業の種類ごとに整理し監督職員に提出するものとする。

6-2 完成写真

完成後の竣工写真

7. 提出書類

業務日報は次の内容を毎日記録し、週末ごとに監督職員に提出するものとする。

(1) 日時、天候

(2) 作業内容及び場所

(3) 作業人員(職種)及び時間

(4) 記事(作業を記録し、残置しておくべき事項、その他)

(5) 使用機械(主なもの)

8. 調整試験

作業が終了すれば総合的な調整、試験を行い、施設の機能を確認しなければならない。



業務委託変更契約書

1 業務名 小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託

2 業務場所 小田原市荻窪 300 小田原市役所本庁舎ほか

3 変更事項

(1) 仕様書の変更 別紙のとおり（下線部分）

(2) その他 原契約書契約条項のとおり

この変更契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和8年（2026年）2月6日

発注者 小田原市荻窪 300 番地

小田原市長 加藤 憲

受注者 東京都港区芝浦 4 丁目 10 番 16 号

沖電気工業株式会社

官公・社会インフラ営業本

本部長

小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託

仕 様 書

小田原市

第 1 章 総 則.....	1
1. 概要.....	1
2. 目的.....	1
3. 適用法令.....	1
4. 業務期間.....	1
5. 業務場所.....	1
6. 契約の範囲.....	1
7. 知的財産権.....	1
8. 官公庁等への諸手続.....	1
9. 落成(変更)検査及び完成検査等.....	2
10. 設計変更等.....	2
11. 業務の履行責任.....	2
12. 疑 義.....	2
13. 提出書類.....	2
14. 保守.....	2
15. 教育指導.....	3
16. 引渡.....	3
17. 実験試験局.....	3
18. 新旧システムの切替え等.....	3
19. その他.....	3
第 2 章 共通指定事項.....	4
1. 一般条件.....	4
2. 環境条件.....	4
3. 電氣的必要条件.....	4
4. 銘板表示.....	4
第 3 章 各設備の概要.....	5
1. 施設の概要.....	5
2. 親局設備.....	5
2. 1 親局設備 新設機器.....	5
2. 2 親局設備 流用機器.....	6
3. 遠隔制御設備.....	7
4. 中継局設備.....	7
4. 1 中継局設備 新設機器.....	7
4. 2 中継局設備 流用機器.....	7
5. 再送信子局設備.....	7
第 4 章 構 成.....	9
1. 親局設備.....	9
2. 遠隔整備装置他.....	10
3. 中継局設備.....	10
4. 再送信子局設備.....	10
第 5 章 機器仕様.....	11
1. 一般事項.....	11
2. 親局設備.....	11

2-1	操作卓 (LC8514)	11
2-2	自動プログラム送出装置	15
2-3	ミュージックチャイム	16
2-4	自動通信記録装置 (プリンタを含む)	16
2-5	電子サイレン送出部	17
2-6	被遠隔制御部 (通信制御装置)	17
2-7	電話応答装置	17
2-8	地区遠隔制御装置	18
2-9	音声合成装置	19
2-10	情報自動配信装置	19
2-11	ネットワーク機器	21
2-12	音源設備	21
2-13	遠隔制御装置 (ポータブル型)	21
2-14	連絡通話制御装置	22
2-15	基地局無線装置	22
2-16	空中線 (5素子八木型)	23
2-17	空中線フィルタ	23
2-18	同軸避雷器	23
2-19	Jアラート受信機	24
2-20	Jアラート自動起動装置	24
2-21	Jアラートアンテナ	25
2-22	回転灯	25
2-23	HUB	25
2-24	直流電源装置	25
2-25	空中線柱	26
2-26	戸別受信機 (モニタ)	26
2-27	FM連動装置	27
2-28	J-COM連動装置	27
2-29	無停電電源装置	27
2-30	19インチラック	27
2-31	新型地図表示盤	27
3	遠隔制御装置設備	28
3-1	遠隔制御装置	28
3-2	情報自動配信用端末	31
3-3	ネットワーク機器	31
3-4	非常可搬装置	31
3-5	連絡通話装置	32
4	中継局設備	32
4-1	中継局無線装置	32
4-2	被遠方監視装置	33
4-3	空中線 (5素子八木型)	33
4-4	空中線 (3素子八木型)	33
4-5	分配器	33
4-6	空中線フィルタ	34
4-7	同軸避雷器	34
4-8	直流電源装置	34
4-9	耐雷トランス	34
4-10	中継局引き込み柱	34
5	再送信子局設備	35
5-1	再送信子局装置	35
5-2	外部接続箱 (アンサーバック有)	36

5-3. 空中線（3素子八木型）	37
5-4 空中線フィルタ	37
5-5 同軸避雷器	37
第6章 業務要領	38
1. 適用範囲	38
2. 用語の定義	38
2-1 監督職員	38
2-2 指示	38
2-3 承諾	38
2-4 協議	38
3. 一般事項	38
3-1 業務の原則	38
3-2 業務計画	38
3-3 業務管理	38
3-4 現場管理	39
3-5 内容変更	39
3-6 その他の事項	39
4. 安全	39
4-1 基本事項	39
4-2 安全体制	39
4-3 安全教育	39
4-4 安全管理	39
4-5 緊急時の措置	39
5. 材料	40
6. 写真管理	40
6-1 撮影箇所	40
6-2 完成写真	40
7. 提出書類	40
8. 調整試験	40

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

第 1 章 総 則

1. 概要

本仕様書は、神奈川県小田原市（以下「発注者」と言う。）が、地域防災計画に基づき防災対策事業の一環として、情報配信機能等の高度化及び老朽化する機器の更新を行う「小田原市防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託」（以下「本業務」と言う。）に適用するものである。請負者（以下「受注者」と言う）は機器類の製作、設置、調整、試験、免許手続き等一切について行うものとする。

2. 目的

近年社会情勢の複雑化、高度化に伴い行政也多岐多様化した中で、様々な災害情報を収集し、その情報の合理的かつ迅速な処理が要求されている。

「発注者」では万一災害が発生した場合、情報の的確かつ迅速な収集伝達を図ることにより適切な避難誘導や応急対策を行って、災害の拡大を防止するための防災無線システムを運用中である。

災害発生時に、的確な救済処置を迅速に指示伝達し、住民の生命、財産の安全を図り、防災、応急、救助、災害復旧に関する業務を遂行するため、また平常時には一般行政事務における連絡、案内等、生活情報の提供により住民サービス、福祉向上を図るため本施設の更新を必要とする。

本業務は運用中のシステムを更新するもののため、現行システムでの運用及び機能を縮退することなく、全ての放送、監視制御機能について継続運用が行えるものとする。

3. 適用法令

- (1) 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (4) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (7) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (8) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- (9) 小田原市のその他規定事項
- (10) その他関係法令、条例、規則等

4. 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

5. 業務場所

親局、操作卓	小田原市荻窪 300	小田原市役所本庁舎
	小田原市前川 183-18	小田原市消防本部
中継局	小田原市上町 388-2	国府津山中継局
再送信子局	小田原市根府川 583-1	ヒルトン小田原リゾート&スパ

6. 契約の範囲

本業務にかかる契約の範囲は、設備の設計、製作、搬入、据付、現地調整試験等の全般、並びにこの検査に必要な官公庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、迅速かつ確実に行うものとする。

7. 知的財産権

「受注者」は製造及び業務等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

8. 官公庁等への諸手続

本業務の完成に必要な諸官公庁、電力会社等への書類作成及び諸手続きについては、「発注者」が

委任した「受注者」と必要事項を打合せの上、「受注者」が行うものとする。この手続等の費用については「受注者」の負担とする。

9. 落成（変更）検査及び完成検査等

検査の内容、方法等については「発注者」と打合せて行うものとし、検査に必要な測定機器類はすべて「受注者」が準備し、検査に支障がないようにするものとする。

10. 設計変更等

当該設備の設計変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。

作業内容の変更は、原則として次によるものとする。

- (1) 「発注者」の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
- (2) 「受注者」の都合による場合は、予め変更理由、内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

11. 業務の履行責任

納入された各装置及び据付作業等、本仕様書に基づき納入した全てについて、完成検査合格後1年以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、「受注者」において無償で修復すること。

ただし、この期間を過ぎた後においても、本契約業務履行に契約の内容と明らかに適合しないものがあつたと認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

12. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに「発注者」、「受注者」協議の上決定するものとする。なお、仕様書に示されていない事項であってもこれが当然必要と認められる事項については、「受注者」の責任において実施すること。

13. 提出書類

「受注者」は本契約締結後直ちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を「発注者」の指定する期日までに提出すること。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 着手届 | 1部 |
| (2) 工程表 | 1部 |
| (3) 設計承諾図 | 2部 |
| (4) 完成届 | 1部 |
| (5) 取扱説明書 | 2部 |
| (6) 試験・検査・成績書 | 2部 |
| (7) 完成図書 | 2部 |
| (8) ISO9001登録証（写し） | 1部 |
| (9) ISO14001登録証（写し） | 1部 |
| (10) ISO27001登録証（写し） | 1部 |
| (11) ISO45001登録証（写し） | 1部 |
| (12) 「プライバシーマーク」の認定書（写し） | 1部 |
| (13) その他「発注者」が必要とする書類 | 必要部数 |

14. 保守

「受注者」は「受注者」の責務において契約期間中及び契約期間後、今回整備する設備及び既設無線設備を一括して保守管理することができ、システムの性質上速やかに保守部材の供給を行うこと。

15. 教育指導

「受注者」は、本業務の運用保守に必要な説明書を作成し、「発注者」に対し十分な技術、運用指導を行うものとする。

16. 引渡

「受注者」が完成届を「発注者」に提出し受理された後、「発注者」の行う完成検査に合格した日とする。

17. 実験試験局

整備の状況によって電波伝搬実験を行う必要が考えられるため、「総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIB STD-T86)」に適合した実験試験局の免許を総務省より受領していること。なお、緊急的に使用することも想定し、実験試験局は自社保有していること。

18. 新旧システムの切替え等

新システムと旧システムの切替えは、以下の移行方法に基づき実施すること。

なお、本内容は万全なシステム切替え作業を行うため、作業手順書に記述し、作業等には細心の注意を払うこと。

- (1) 既存無線設備を運用しながらシステム切替えを行うため、無線システムが長期に渡り停止するなどの事態を招かぬよう、安全に新操作卓に移行すること。
- (2) 協議の上、旧操作卓の設定データを新操作卓に引き継ぎを行うこと。
- (3) 万が一、作業中及び既存プログラムの移行中に新操作卓の異常が発生した場合は、即座に旧操作卓に切り戻しが行え、既存の拡声子局への手動放送並びに自動プログラム放送、Jアラート自動放送が継続運用できること。
- (4) 新操作卓と新デジタル無線設備との接続後、現地試験結果を「発注者」に提出し、両者での放送立会試験をもって稼働開始とすること。
- (5) 新操作卓の安定稼働が確認された後に、旧操作卓を撤去処分すること。その際には新システムの停止を伴わないこと。
- (6) 本業務は、既設デジタル無線設備との通信や機器調整を必要とするため、デジタル無線設備の保守業者と既設機器メーカーと協議を行った上で作業手順書を作成し、作業着手前に監督職員の承諾を得た後にシステム切替え作業を行うこと。

19. その他

下記機器は本事業後も流用を行う。

- ・拡声子局装置アンサーバック有 (RV8506・RV8508・VF2100)
- ・拡声子局装置アンサーバック無 (RV8509・RV8510・RV2100)
- ・付加増幅装置 (RV8503、RV8510、RA2100)
- ・外部接続箱 (VX-3474A、VX-3474D、VX3686A、VX3686D)
- ・戸別受信機 (RV8601P、RV8601MDE、RV2000、RV2000MT)
- ・第2親局 ただし運用方法は、関東総合通信局と協議を行うこと。

下記機器は、更新中において併用運用を行う。

- ・中継局無線装置 (VF-1289A)
- ・再送信子局装置 (VF1295)
- ・外部接続箱 (VX-3343D、VX-3474A、VX-3474D、VX3686)

上記機器更新後も既設機器流用を実施することと、更新期間中の併用運用が発生することより、各装置との互換性を担保することと、機能を縮退させないため、操作卓 (LC8514)、基地局無線装置 (VF-1293) 中継局無線装置 (VF-1294) 再送信子局装置 (HV2100) 外部接続箱 (VX3686) については、沖電気工業株式会社製を採用すること。

第2章 共通指定事項

1. 一般条件

システム構築にあたり、本仕様と照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行える構造であり、かつこれらに際して危険のない構造のものであること。
- (4) 中継局において草が生い茂り運用の妨げになる。今後の継続的な運用を考慮し、草が生えにくくする対策を実施すること。
- (5) 親局設備については、既設無線設備と通信し、現状の機能を縮退することなく、全ての放送、監視制御機能について継続運用が行えるものとする。

2. 環境条件

次の条件下で異常なく安定に動作するものとする。

- (1) 屋外に設置する設備は、周囲温度 $-5^{\circ}\text{C}\sim 4.0^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度は45%～85%において支障なく動作すること。但し、再送信子局装置、屋外拡声式受信装置については、装置の重要性を考慮し、 $-20^{\circ}\text{C}\sim 60^{\circ}\text{C}$ において支障なく動作すること。
- (2) 屋内に設置する設備は、周囲温度 $10^{\circ}\text{C}\sim 35^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度45%～85%において支障なく動作すること。
- (3) それぞれの設置場所にあった特質性のもとに支障なく動作すること。
- (4) さび等には十分に配慮した機器等を納入するとともにその対策を行うこととし、特に屋外で使用される機器、材料については十分なメッキ、塗装等の対策を行うこと。

3. 電氣的必要条件

- (1) 電気回路には、過電圧に対する保護装置または、保護回路を設けること。
- (2) 電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲内で正常に動作すること。
- (3) 可能な限りプリント配線とし、盤間配線は原則として束線とする。更に図面と対照して配線の識別が簡単で保守点検が容易にできること。
- (4) プリント基板、コネクタ等の接触部は接触不良による障害が生じないよう堅牢なメッキを施すこと。

4. 銘板表示

- (1) 各装置には、品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月を銘板にて標示すること。
- (2) 特に取扱上注意を要する箇所についてはその旨特記すること。

第3章 各設備の概要

1. 施設の概要

各設備を以下の場所に設置し、既設子局設備等へ防災情報等を伝達するシステムである。

- (1) 親局設備 : 小田原市役所 (防災無線室)
- (2) 遠隔設備 : 小田原消防
- (3) 中継局設備 : 国府津中継局
- (4) 再送信子局設備 : ヒルトンホテル

2. 親局設備

2.1 親局設備 新設機器

- (1) 操作卓 (LC8514)
既設子局設備や各種配信先に対して、情報の配信を行うものである。
- (2) 自動プログラム送出装置
操作卓でプログラム登録された通報内容を自動的に送信するものである。
- (3) ミュージックチャイム
電子式のチャイム等を送出するものである。
- (4) 自動通信記録装置 (プリンタを含む)
操作卓の運用状況を自動記録し、業務日誌の作成を行うものである。
- (5) 電子サイレン送出部
操作卓で使用する電子サイレンを送出するものである。
- (6) 被遠隔制御部
操作卓や遠隔設備、各種無線機と接続し、信号の制御と監視を行うものである。
- (7) 電話応答装置
親局からの放送を自動的に録音し、放送を聞き漏らした住民がNTT電話回線を使用して放送内容を確認することができるものである。
- (8) 地区遠隔制御装置
電話回線を使用して、一般電話 (携帯電話含む) からプログラム登録することで、放送を行うものである。
- (9) 音声合成装置
テキスト入力された内容を音声合成するものである。
- (10) 情報自動配信装置
テキスト入力操作による音声合成手動放送及び自動放送、Jアラート設備からの情報を、各種配信先に対して同時に配信するものである。
- (11) ネットワーク機器
市役所内のネットワーク機器と接続し、外部ASPと連携を行うための機器である。
- (12) 音源設備
放送用音源の録音・編集等が行えるものである。
- (13) 遠隔制御装置 (ポータブル型)
操作卓を遠隔操作することで、放送および各種情報の配信を行うものである。
- (14) 連絡通話装置
拡声子局装置 (アンサーバック有) との間で音声通話が行えるものである。
- (15) 基地局無線装置 (VF-1293)
60MHz帯の1波を利用した現用・予備方式スリムラック型の超短波無線送受信装置であり、子局設備に対して電波を送信するものである。
- (16) 空中線
60MHz帯のスリーブ型アンテナである。
- (17) 空中線フィルタ
妨害波等の外来波を除去するものである。

- (18) 同軸避雷器
アンテナと基地局無線機間に設置し、雷による無線機への被害を防ぐものである。
- (19) Jアラート受信機
消防庁等からの情報を受け各種機器に対して信号を送出する機器である。
- (20) Jアラート自動起動装置
Jアラート受信機からの情報を受け操作卓に対して起動信号と音声を出力する機器である。
- (21) Jアラートアンテナ
Jアラート受信機の衛星系信号を受信する為のアンテナである。
- (22) 回転灯
Jアラート受信機からの信号受け点灯させる機器である。
- (23) HUB
Jアラート設備のネットワークをつなぐ機器である。
- (24) 直流電源装置
商用電源を直流電源に変換し、停電した場合には内蔵バッテリーにより各装置への電源供給を行うものである。
- (25) 空中線柱
親局のアンテナを取り付ける柱であり、既設を流用すること。
- (26) 戸別受信機モニタ
親局からの制御により放送を行うものである。
- (27) FM連動機器
親局からの制御により既設のFM機器に対して放送信号を出力すること。
- (28) J-COM連動機器
親局からの制御により既設のJ-COM機器に対して放送信号を出力すること。
- (29) 無停電電源装置
商用電源にて動作する各機器に電力を供給し、停電時には内蔵蓄電池により各機器へ電力供給を行うものである。
- (30) 19インチラック
操作卓と連携する機器等を配置するものである。
- (31) 新型地図表示盤
操作卓の呼出に応じ、表示盤のそれぞれの位置に呼出対象局を点灯表示するものである。

2. 2 親局設備 流用機器

- (1) Jアラート表示用PC
Jアラート受信機やJアラート自動起動装置の内容を表示するPCである。
- (2) 第2親局
現在市役所に設置されている第2親局設備に関しては継続的に利用を可能にすること。ただし関東総合通信局の指導に準じ運用を行う。

3. 遠隔制御設備

- (1) 遠隔制御装置
操作卓を遠隔操作することで、放送を行うものである。
- (2) 情報自動配信用端末
操作卓を遠隔操作することで、音声合成による放送および各種情報の配信を行うものである。
- (3) ネットワーク機器
小田原市役所及び小田原消防のネットワーク接続を行う為の機器である。
- (4) 非常可搬装置
親局設備が何らかの要因にて使用不能となった場合に、バックアップ機として使用するものである。
- (5) 連絡通話装置
アンサーバック付拡声子局装置及び基地局無線電話装置との間で通話が行えるものである。

4. 中継局設備

4. 1 中継局設備 新設機器

- (1) 中継局無線装置 (VF-1294)
60MHz帯の2波を利用した現用・予備方式スリムラック型の超短波無線送受信装置であり、中継波と通信波を同一筐体に収容したものである。
- (2) 被遠方監視制御 (中継局無線装置実装)
中継局無線装置に実装され、親局無線機との監視制御を行う機器である。
- (3) 空中線 (中継波用)
60MHz帯の5素子型アンテナである。
- (4) 空中線 (通信波用)
60MHz帯の3素子型アンテナである。
- (5) 空中線分配器
中継局無線装置の通信波を1対1に分配する機器である。
- (6) 空中線フィルタ
中継局無線装置で使用する指定周波数は通過し、それ以外の不要な信号を減衰させるものである。
- (7) 同軸避雷器
アンテナと中継局無線機間に設置し、雷による無線機への被害を防ぐものである。
- (8) 直流電源装置
商用電源を直流電源に変換し、停電した場合には内蔵バッテリーにより各装置への電源供給を行うものである。
- (9) 耐雷トランス
雷による高電圧が発生したときに電気設備や機器を守るため、電圧を抑えて安全を確保するよう設計した変圧器である。
- (10) 中継局引き込み柱
既設で引き込みされている電線の負荷を軽減するために設置する簡易的な柱である。

4. 2 中継局設備 流用機器

- (1) 発動発電機
商用電源が停電した場合に自動的に起動し、各装置に電力を供給するものである。
- (2) オートリセットブレーカ
回路内で過電流や短絡が発生した際に自動的に電流を遮断し、問題が解消されると自動で回路を復旧させる機能を持つ電気保護装置である。

5. 再送信子局設備

- (1) 再送信子局装置 (HV2100)

親局からの制御により拡声放送を行うものである。また、基地局無線装置及び中継局無線装置からの電波が届かない拡声子局装置および戸別受信機に対して、電波を中継する機能も有するものである。

(2) 外部接続箱（アンサーバック有）（VX3686）

再送信子局装置に接続することにより、自局放送及び親局設備との通話が行えるものである。

(3) 空中線

60MHz帯の三素子八木型アンテナである。

(4) 空中線フィルタ

再送信子局で使用する指定周波数は通過し、それ以外の不要な信号を減衰させるものである。

(5) 同軸避雷器

アンテナと基地局無線機間に設置し、誘電雷による無線機への被害を防ぐものである。

第4章 構成

1. 親局設備

項番	機器名称	概要	数量	単位
1. 親局設備（小田原市役所）				
新設機器				
1	操作卓		1	台
2	自動プログラム送出装置	操作卓に含む	1	式
3	ミュージックチャイム	操作卓に含む	1	式
4	自動通信記録装置		1	台
5	電子サイレン送出部	操作卓に含む	1	式
6	被遠隔制御部	操作卓に含む	1	式
7	電話応答装置		1	式
8	地区遠隔制御装置		1	式
9	音声合成装置	2話者	1	式
10	情報自動配信装置		1	式
11	ネットワーク機器		1	式
12	音源設備		1	台
14	遠隔制御装置(ポータブル型)		1	台
15	連絡通話装置		1	台
16	基地局無線装置	5W以下中継波 遠方監視制御含む	1	架
17	空中線	5素子八木型	1	式
18	空中線フィルタ		1	台
19	同軸避雷器		1	個
20	Jアラート受信機		1	台
21	Jアラート自動機装置		1	台
22	Jアラートアンテナ		1	式
23	回転灯		1	台
24	HUB		1	台
25	直流電源装置		1	台
27	空中線柱		1	式
28	戸別受信機モニタ		1	台
29	FM連動機器		1	台
30	J-COM連動機器		2	台
31	無停電電源装置		1	台
32	19インチラック		1	式
33	新型地図表示盤		1	台
流用機器				
1	Jアラート表示PC		1	台
2	第2親局		1	式

2. 遠隔整備装置他

項番	機 器 名 称	概要	数量	単位
2. 遠隔制御装置設備（小田原消防）				
1	遠隔制御装置		1	台
2	情報自動配信用端末		1	台
3	ネットワーク機器		1	式
4	非常可搬装置		1	架
5	連絡通話装置		1	台

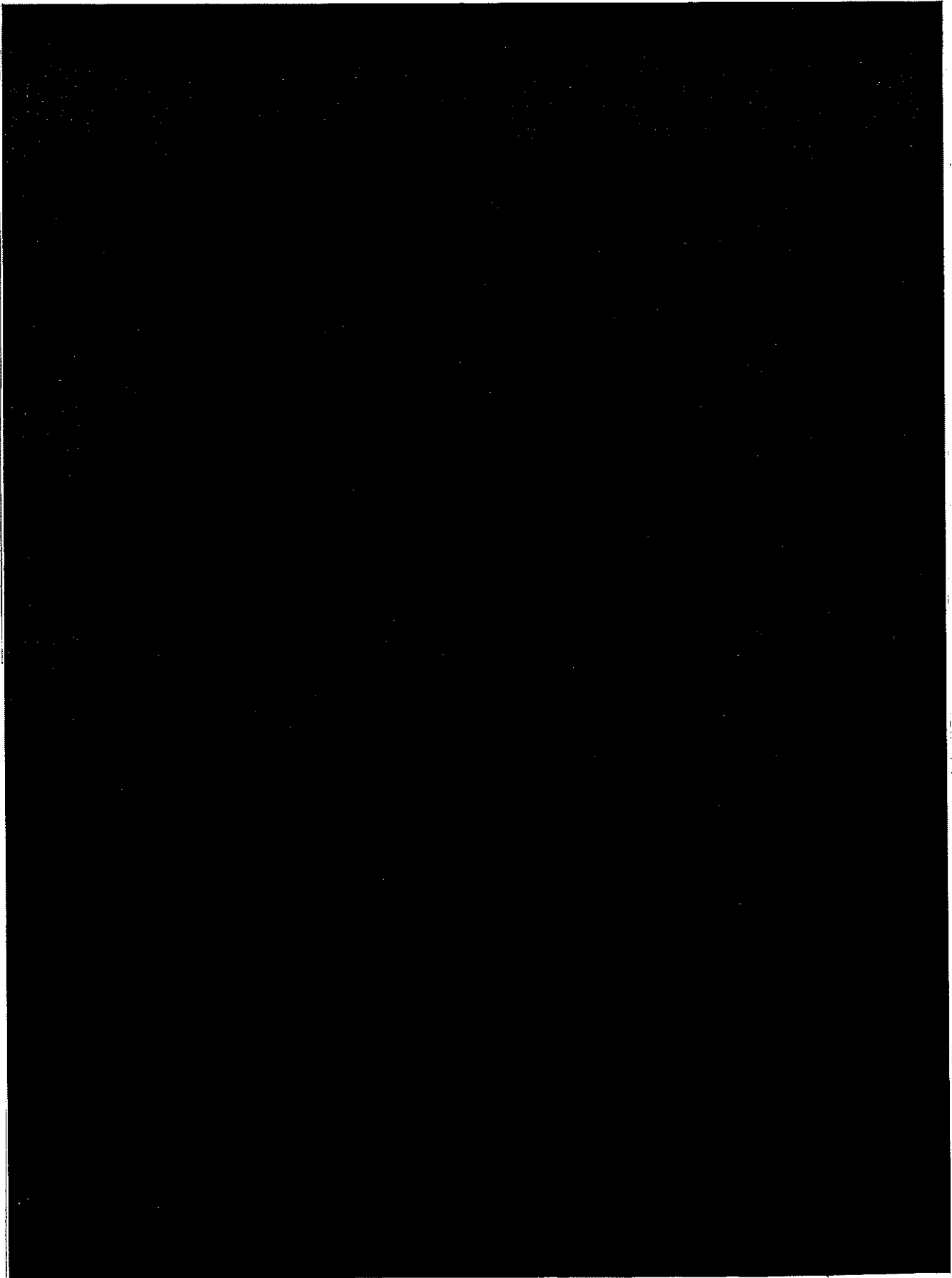
3. 中継局設備

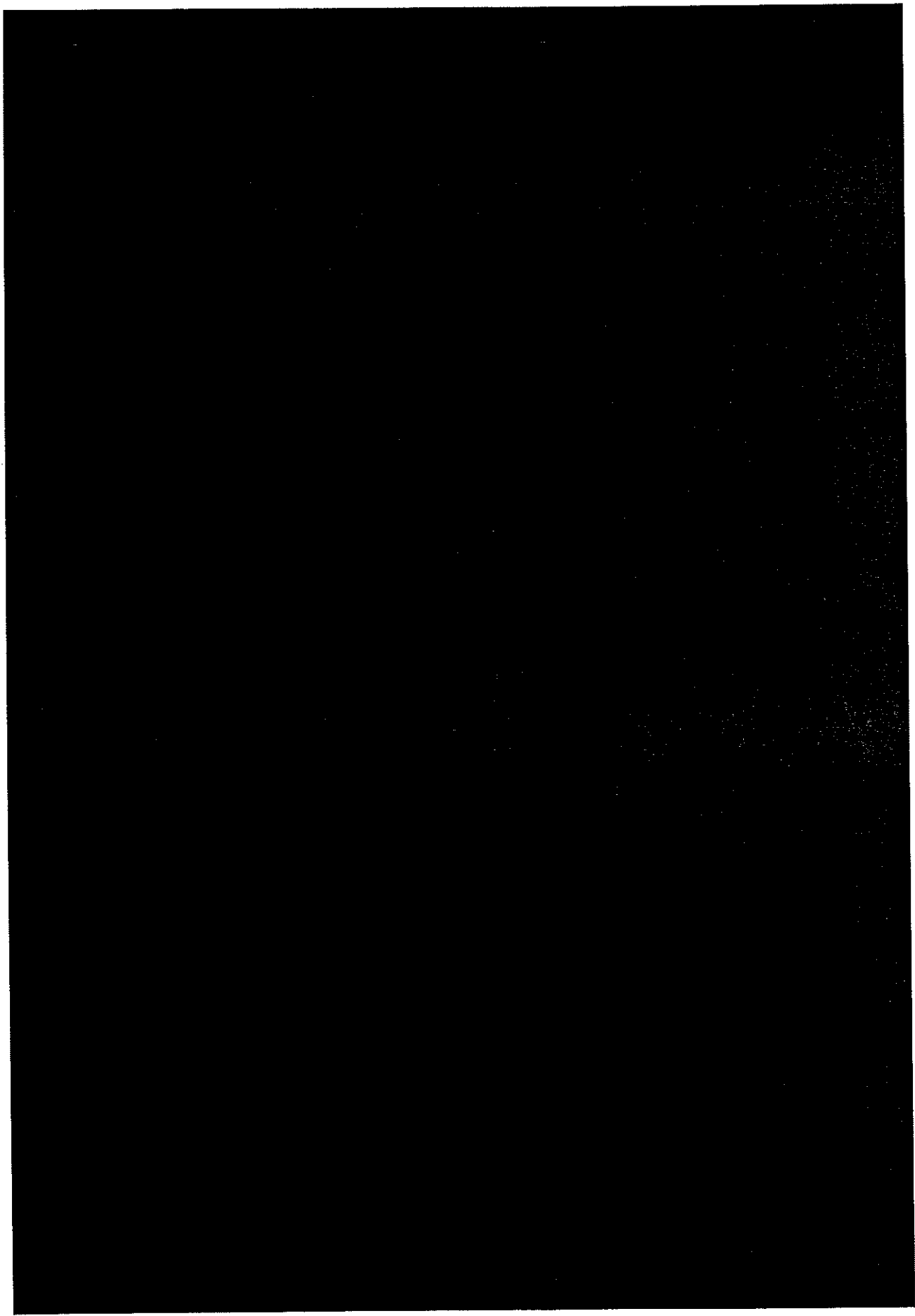
項番	機 器 名 称	概要	数量	単位
3. 中継局設備（国府津山）				
新設機器				
1	中継局無線装置	中継波、通信波用	1	架
2	被遠方監視制御装置		1	式
3	空中線	5素子八木型	2	式
4	空中線	3素子八木型	1	式
5	空中線分配器	(1:1)	1	台
6	空中線フィルタ		2	台
7	同軸避雷器		2	個
8	直流電源装置		1	台
9	耐雷トランス		1	台
10	中継局引き込み柱		1	式
流用機器				
1	発動発電機		1	台
2	オートリセットブレーカ		1	台

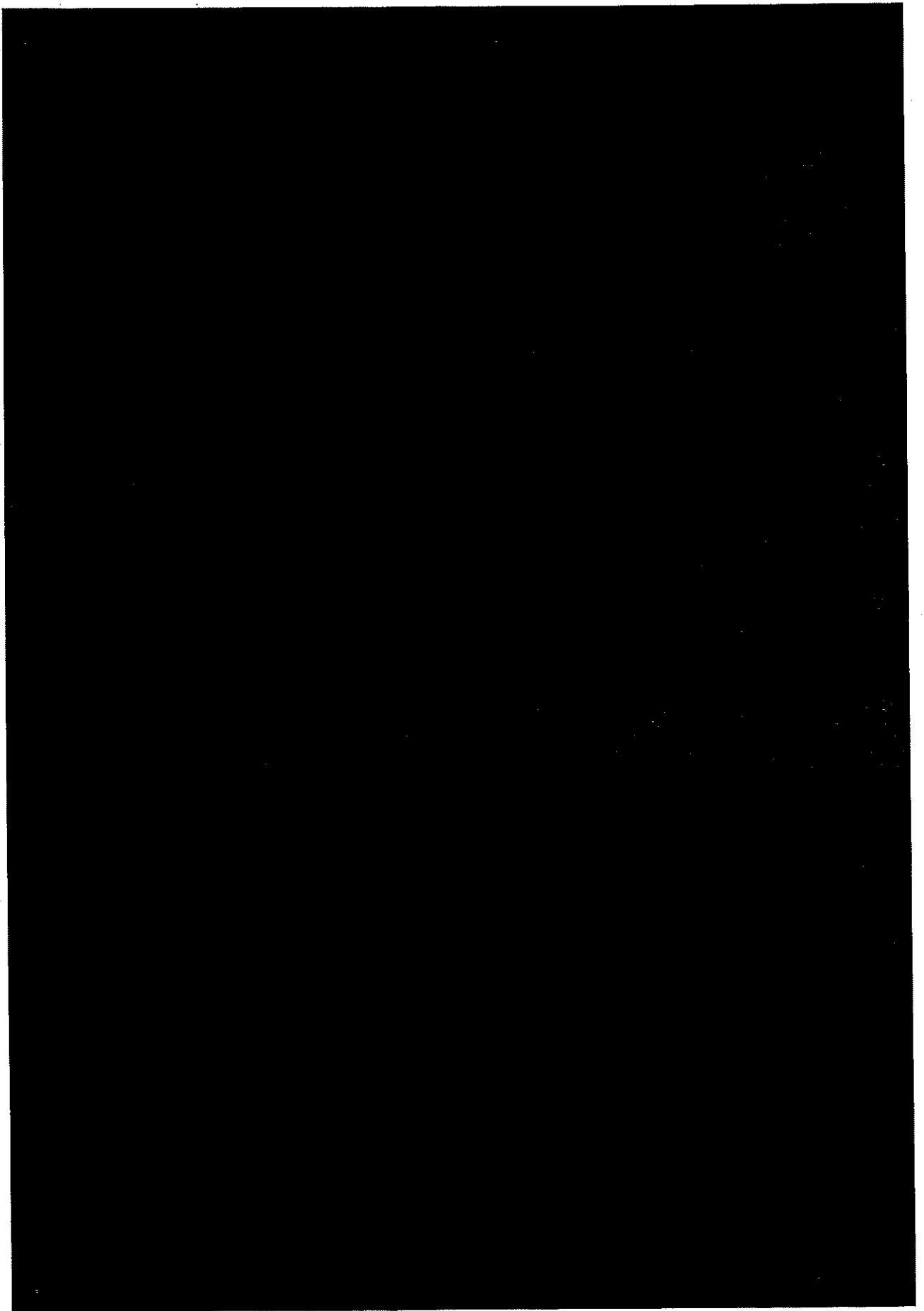
4. 再送信子局設備

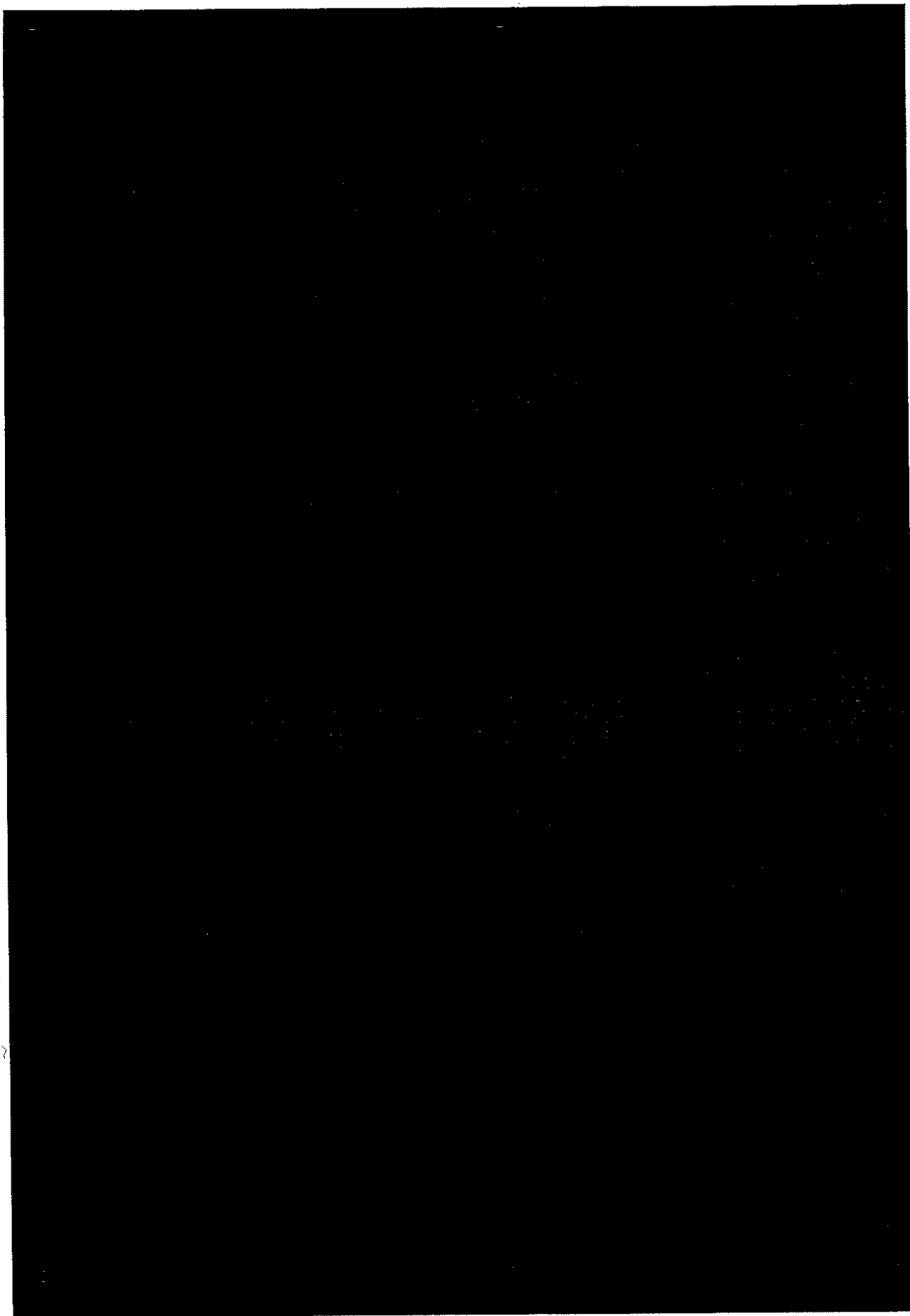
項番	機 器 名 称	概要	数量	単位
4. 再送信子局（ヒルトン）				
1	再送信子局装置	72H・長寿命	1	1
2	外部接続箱（通話機能有）		1	式
3	空中線	3素子八木型	2	式
4	空中線フィルタ		2	台
5	同軸避雷器		2	個

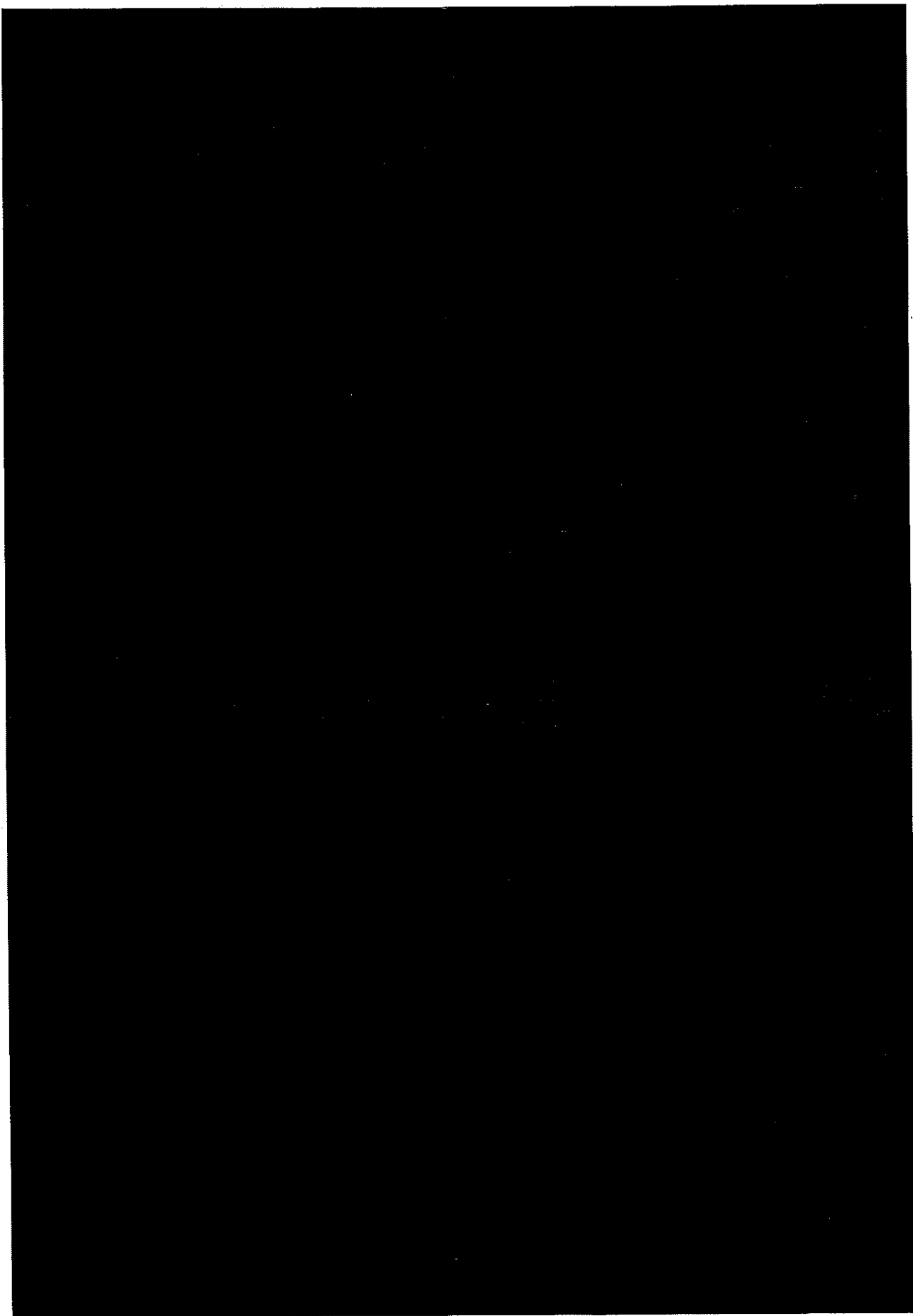
第5章 機器仕様

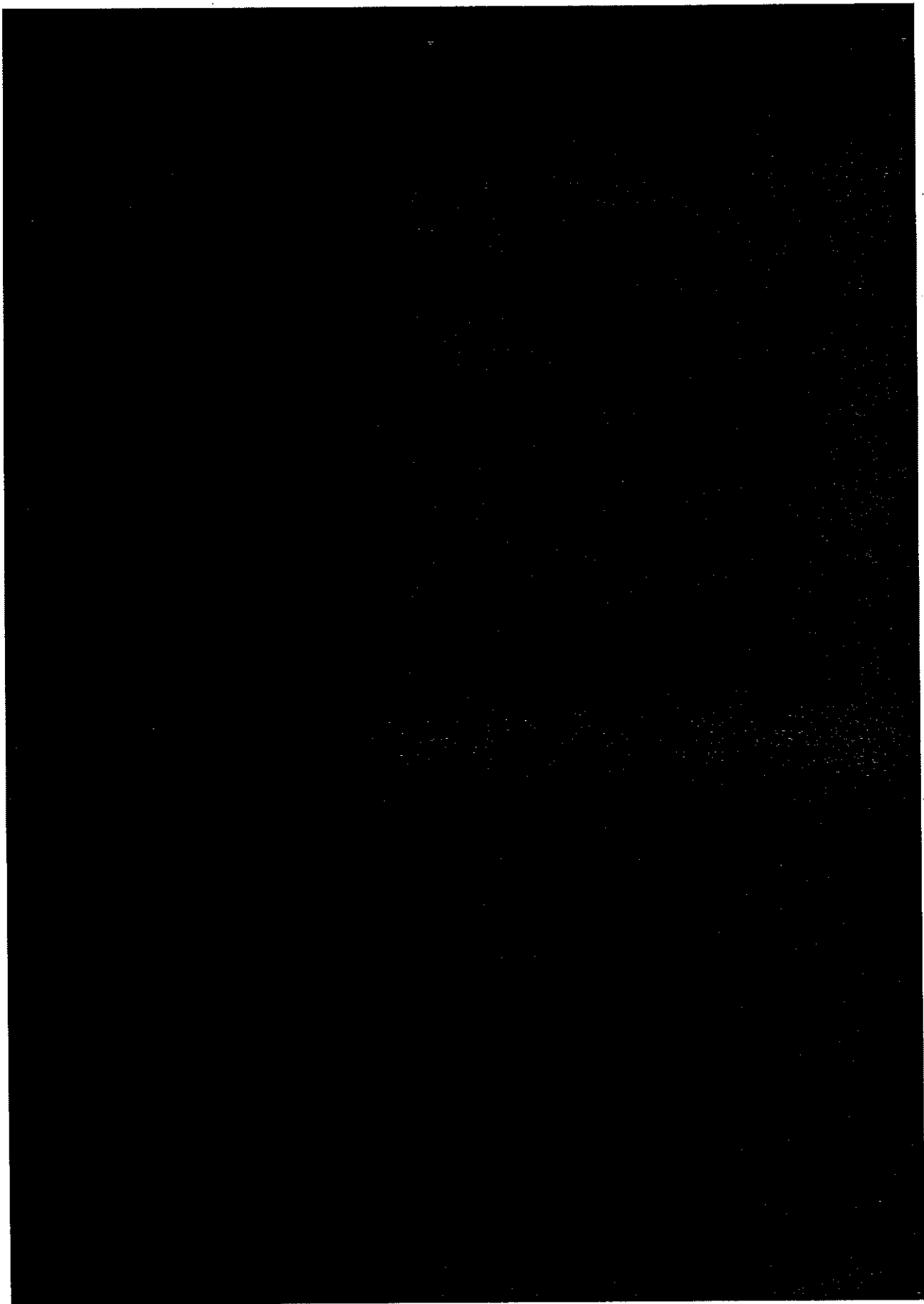


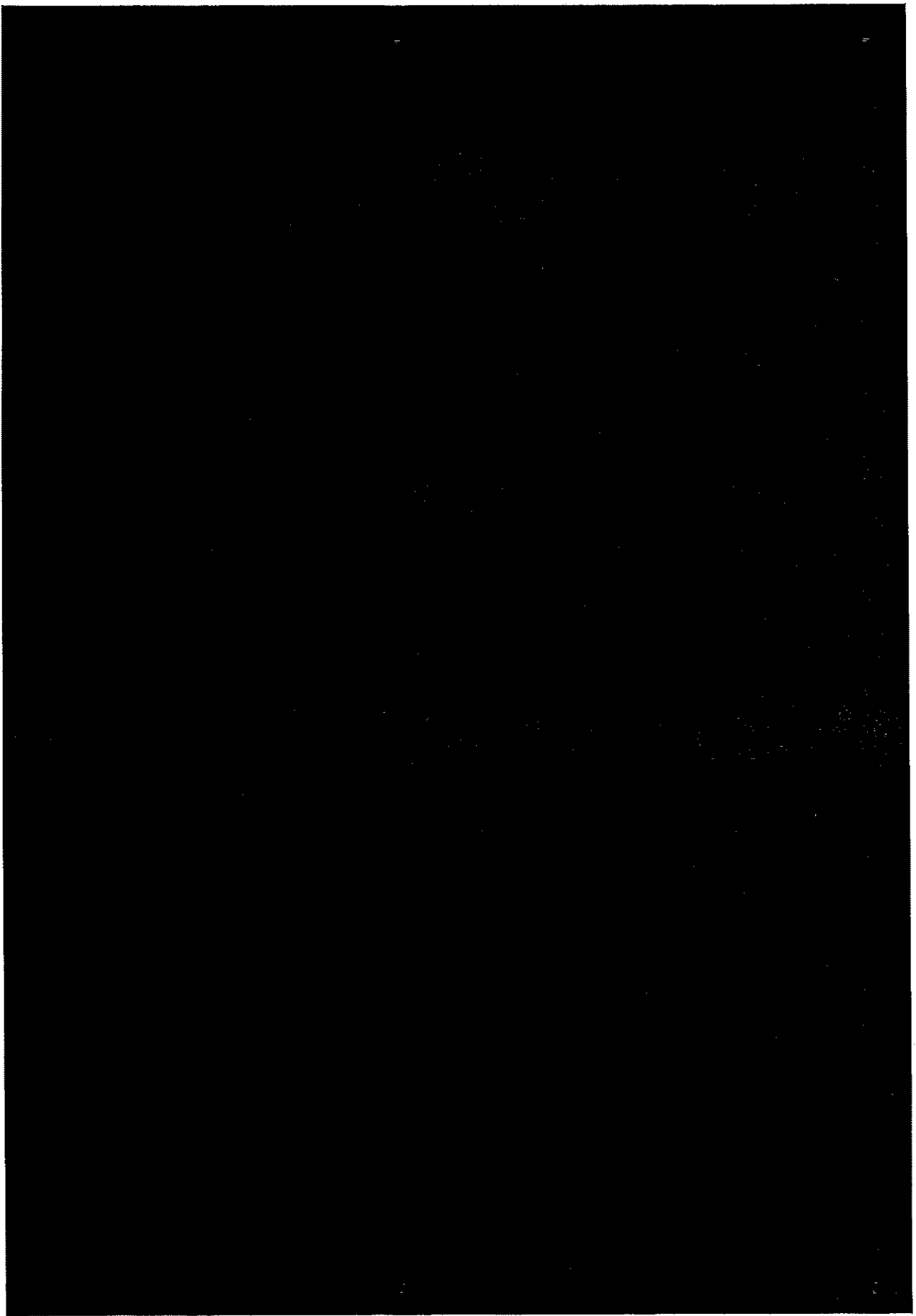


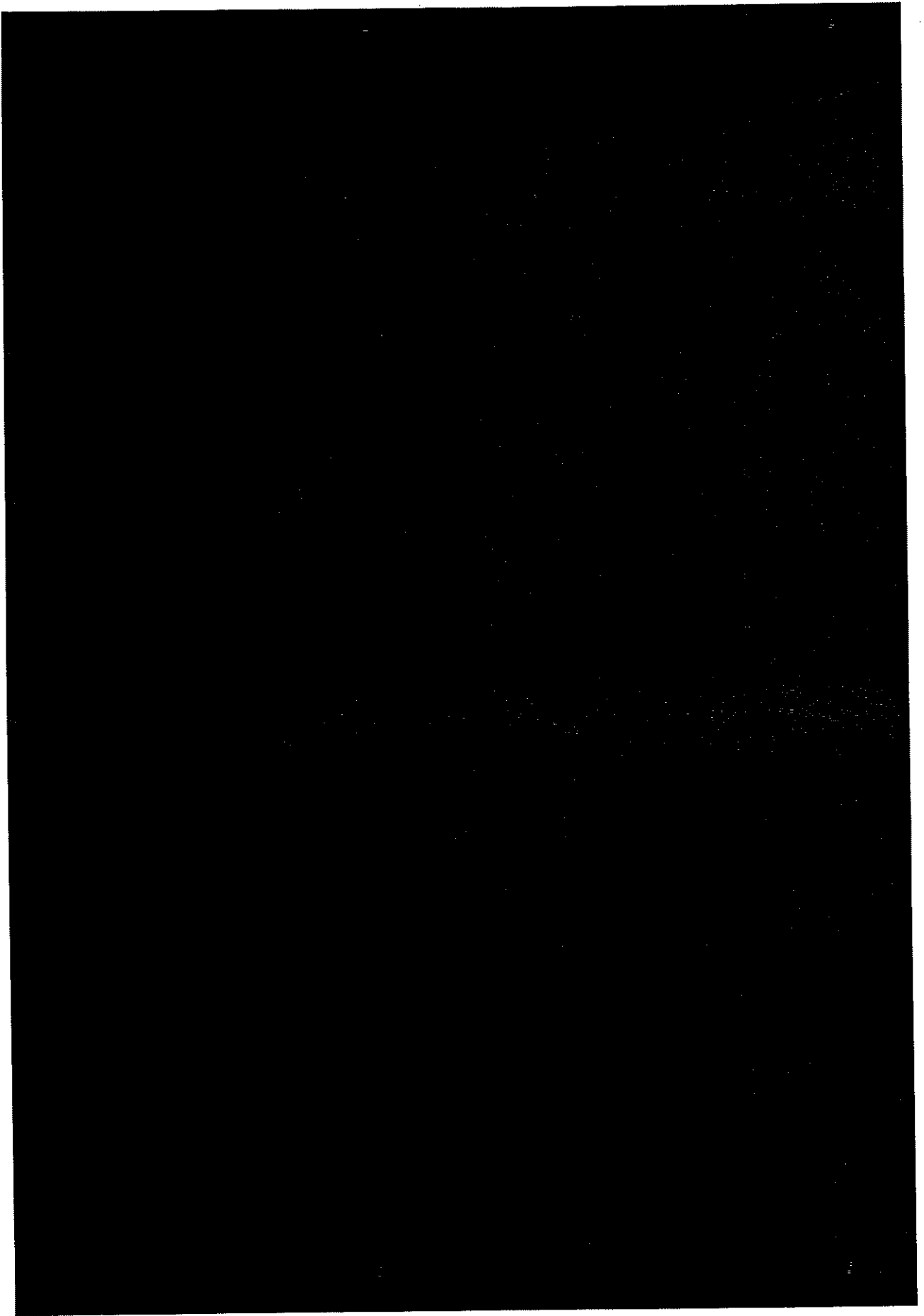


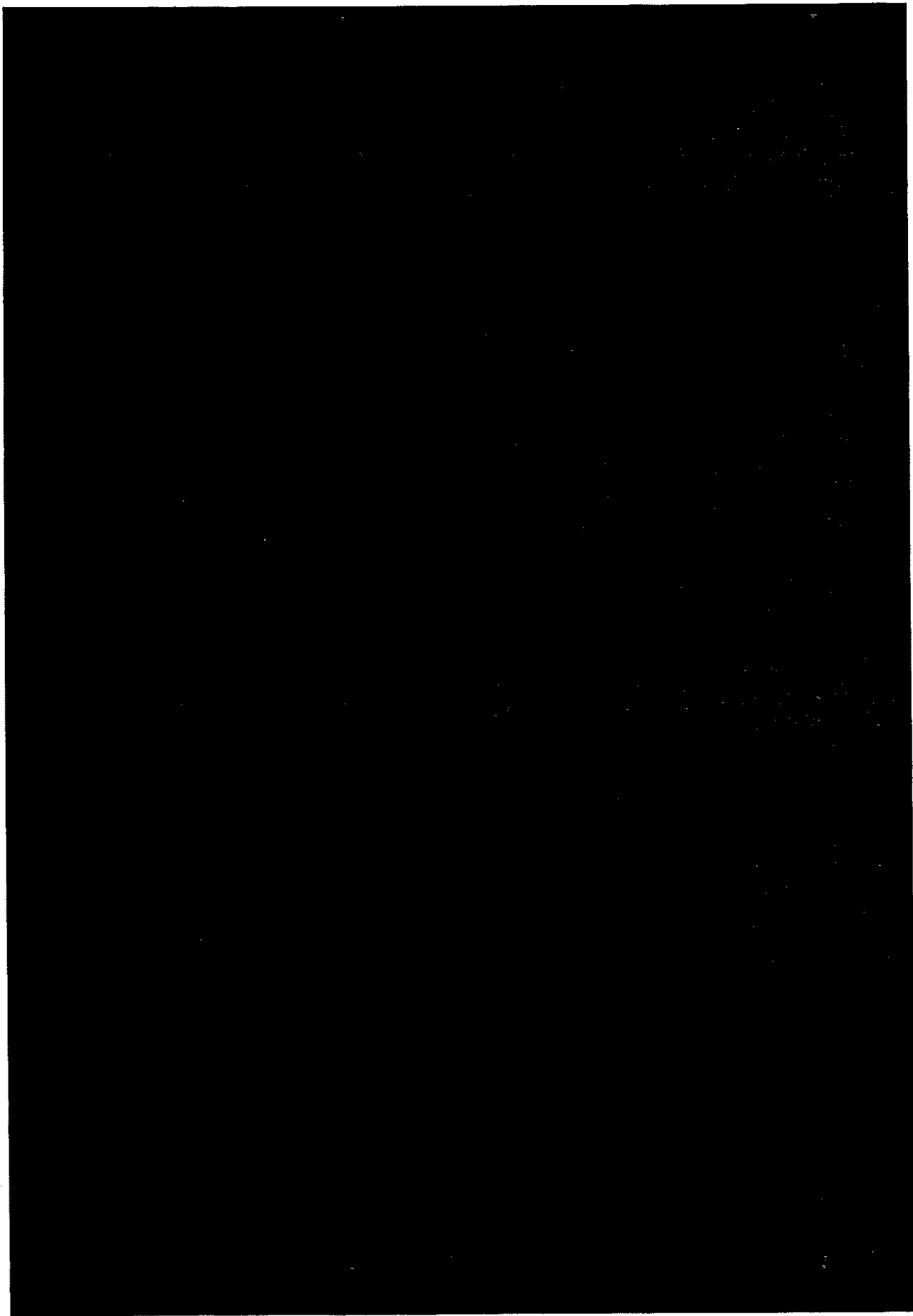


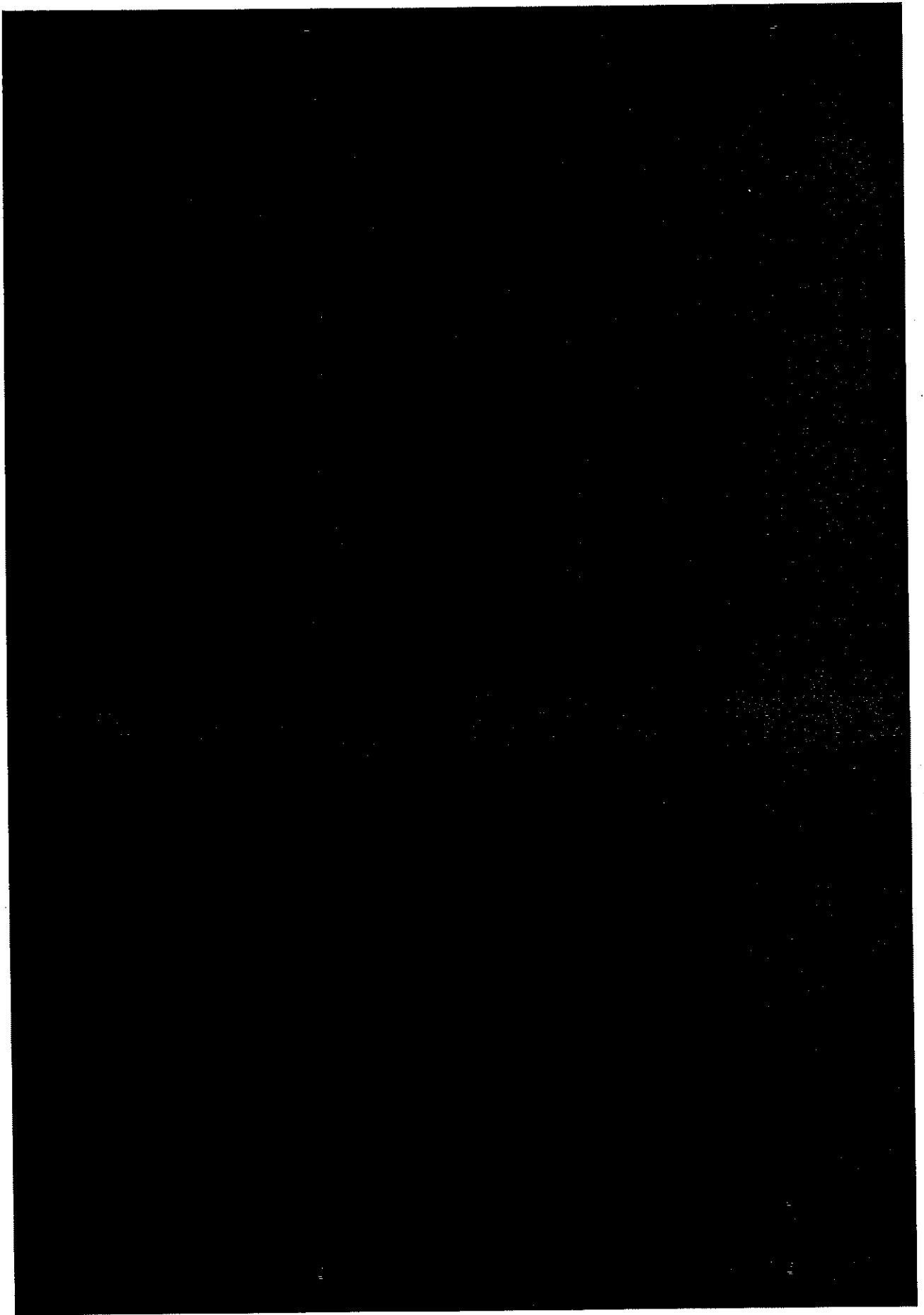


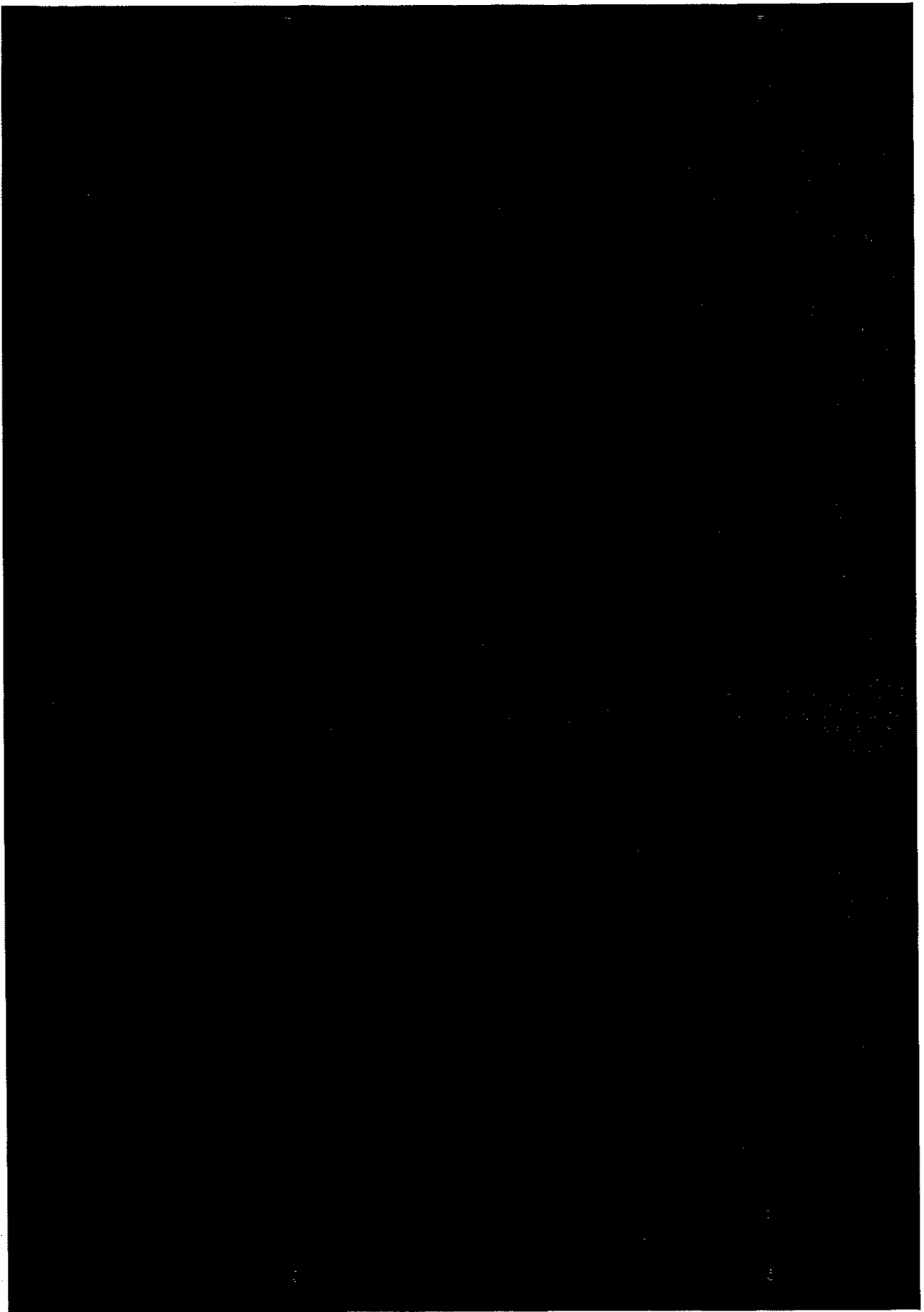


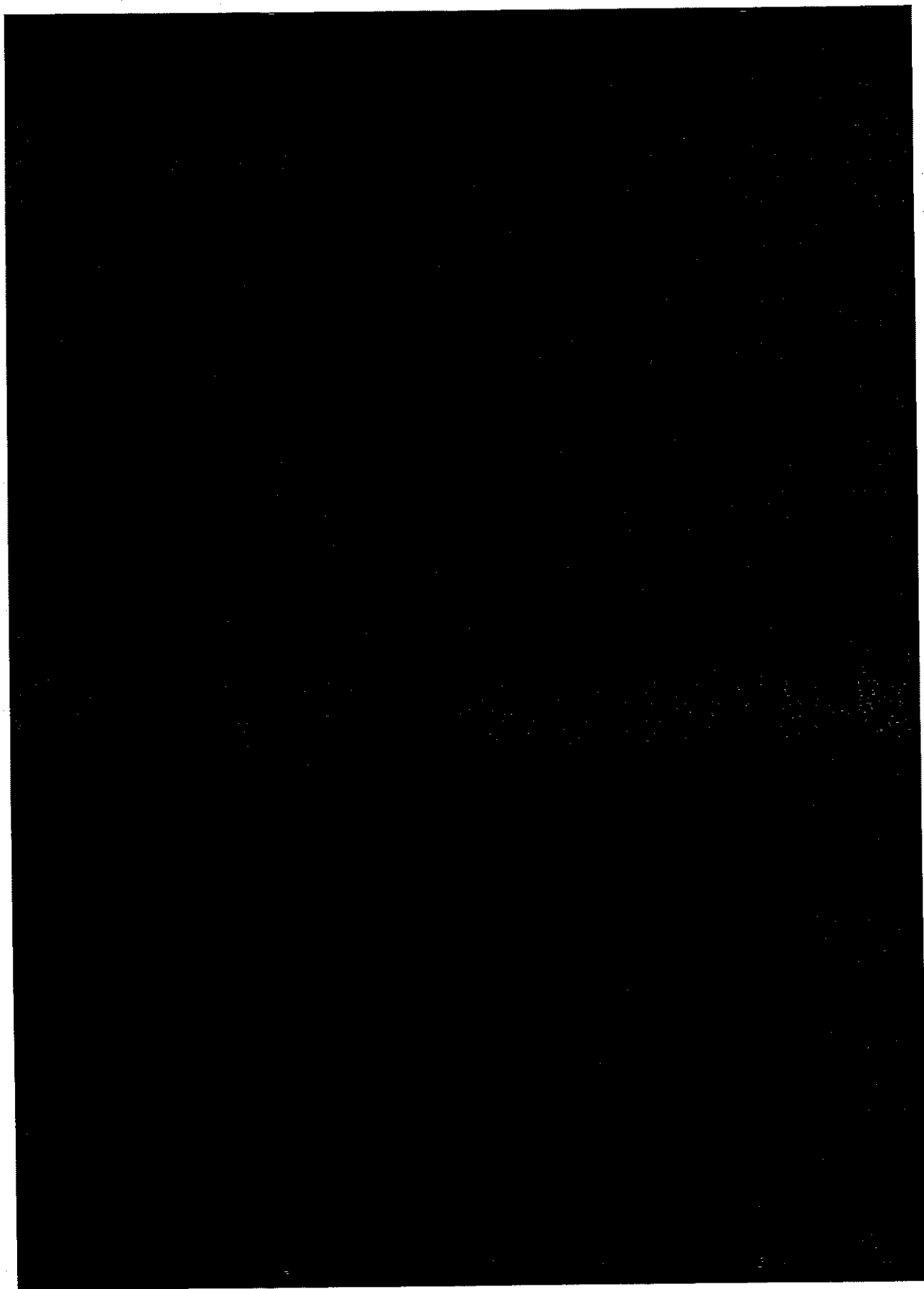


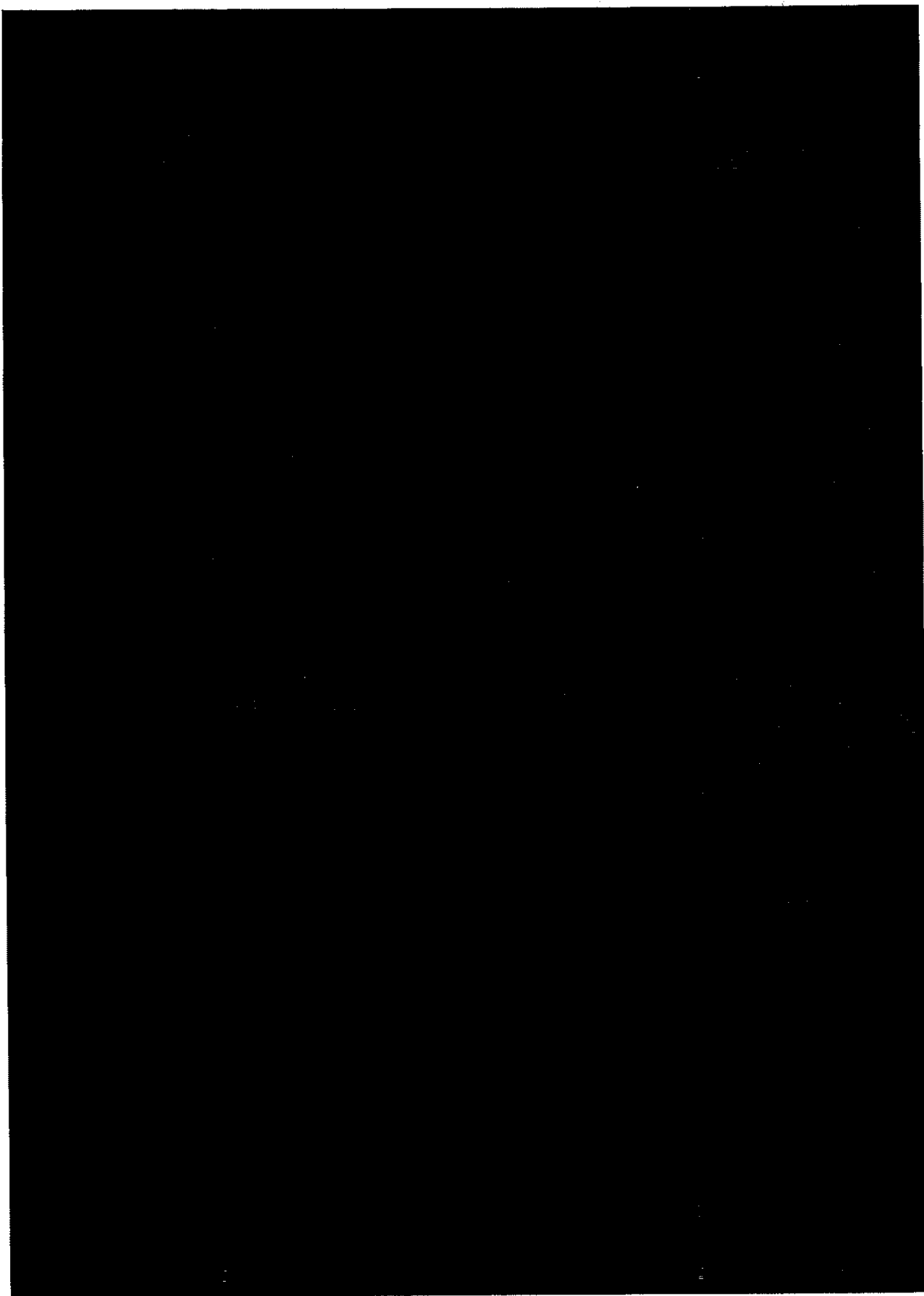


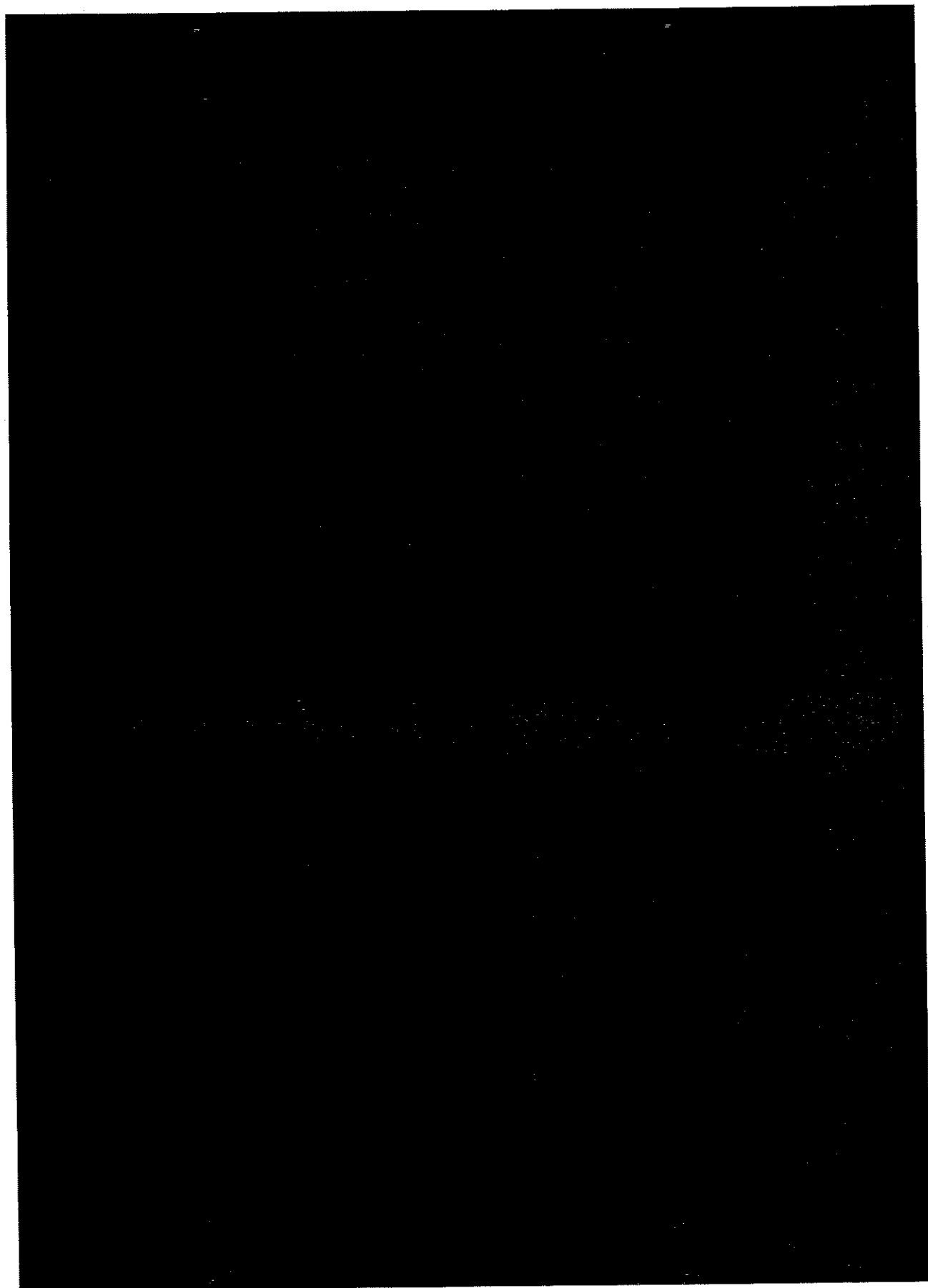


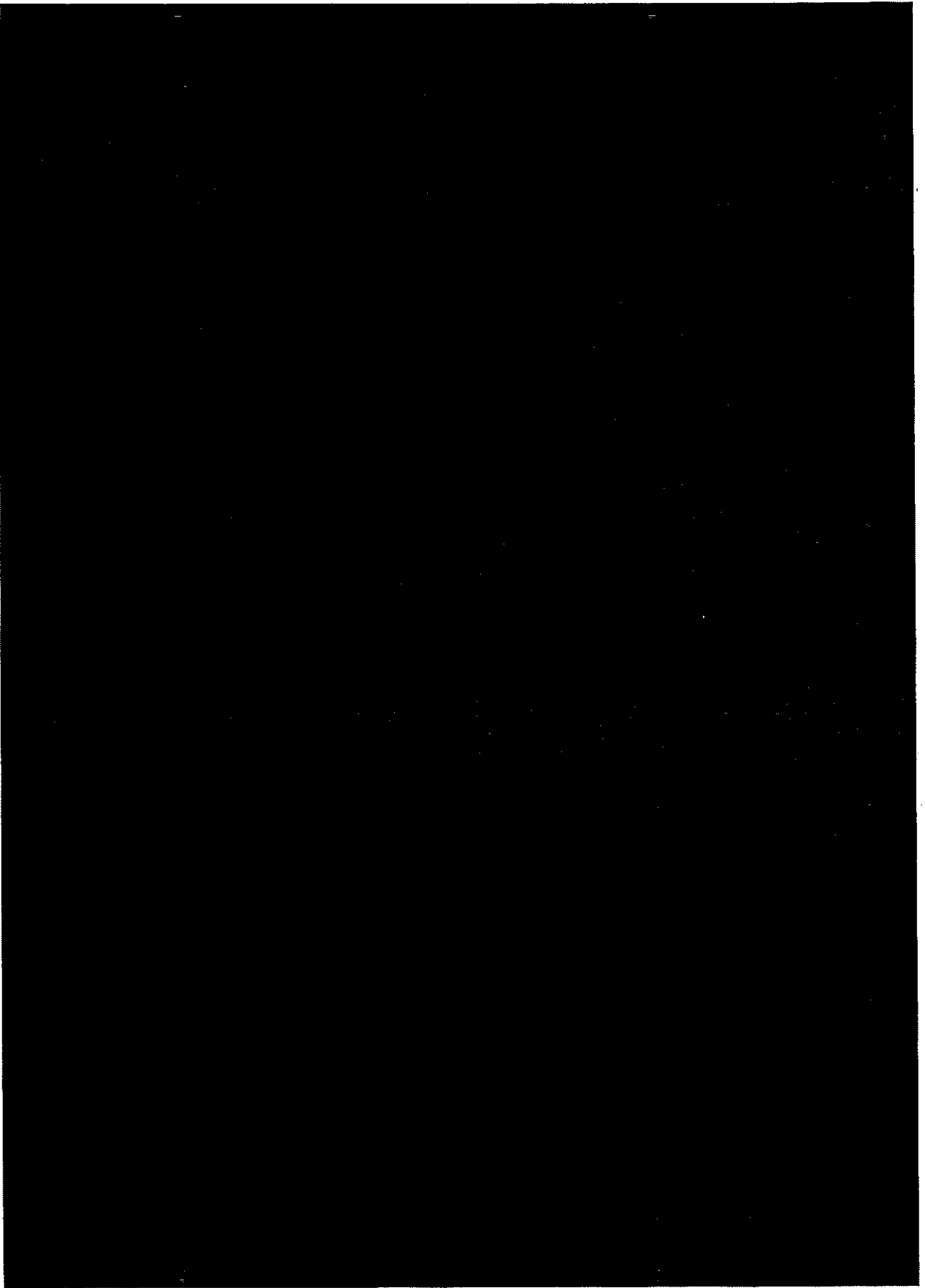


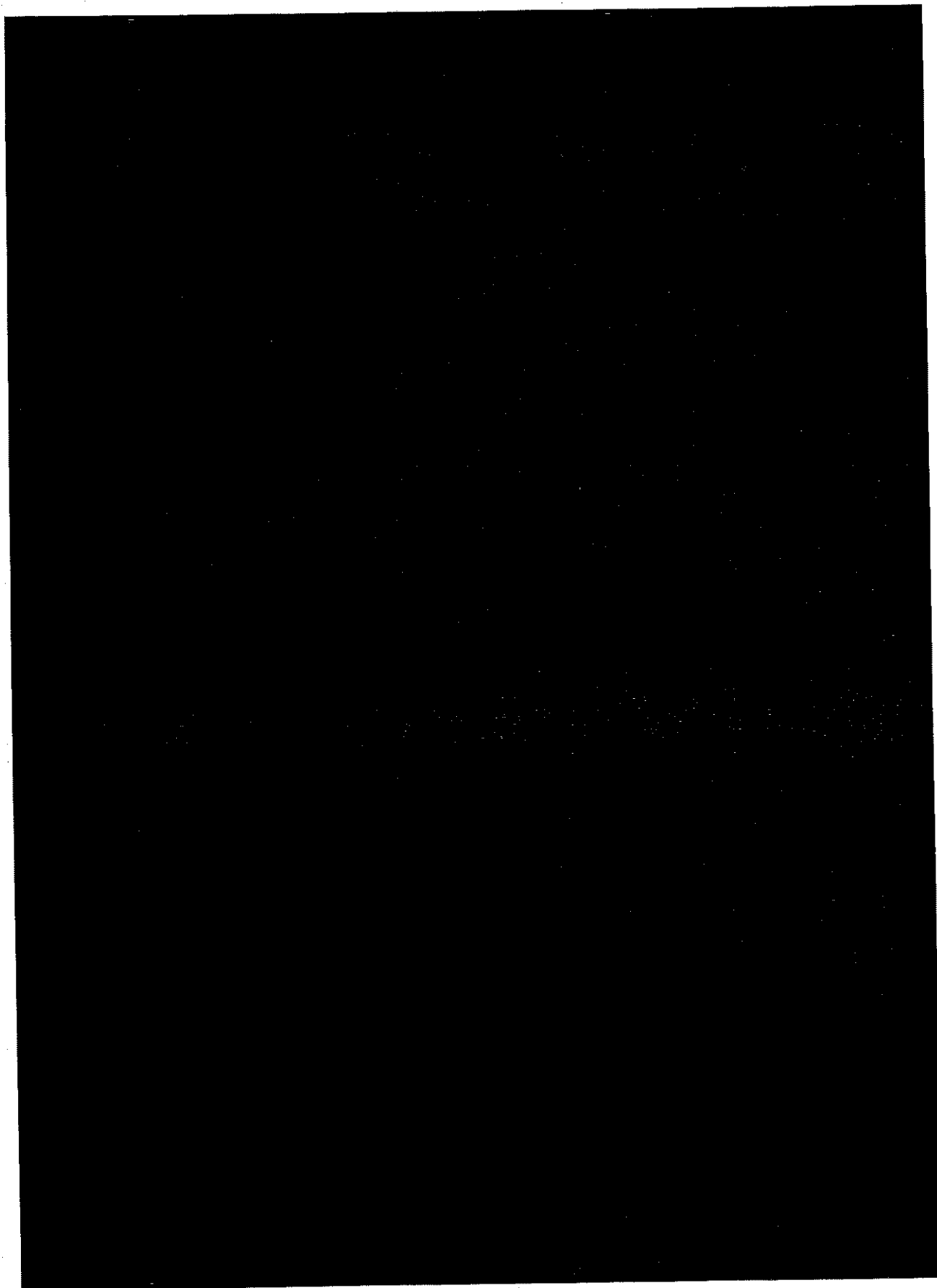


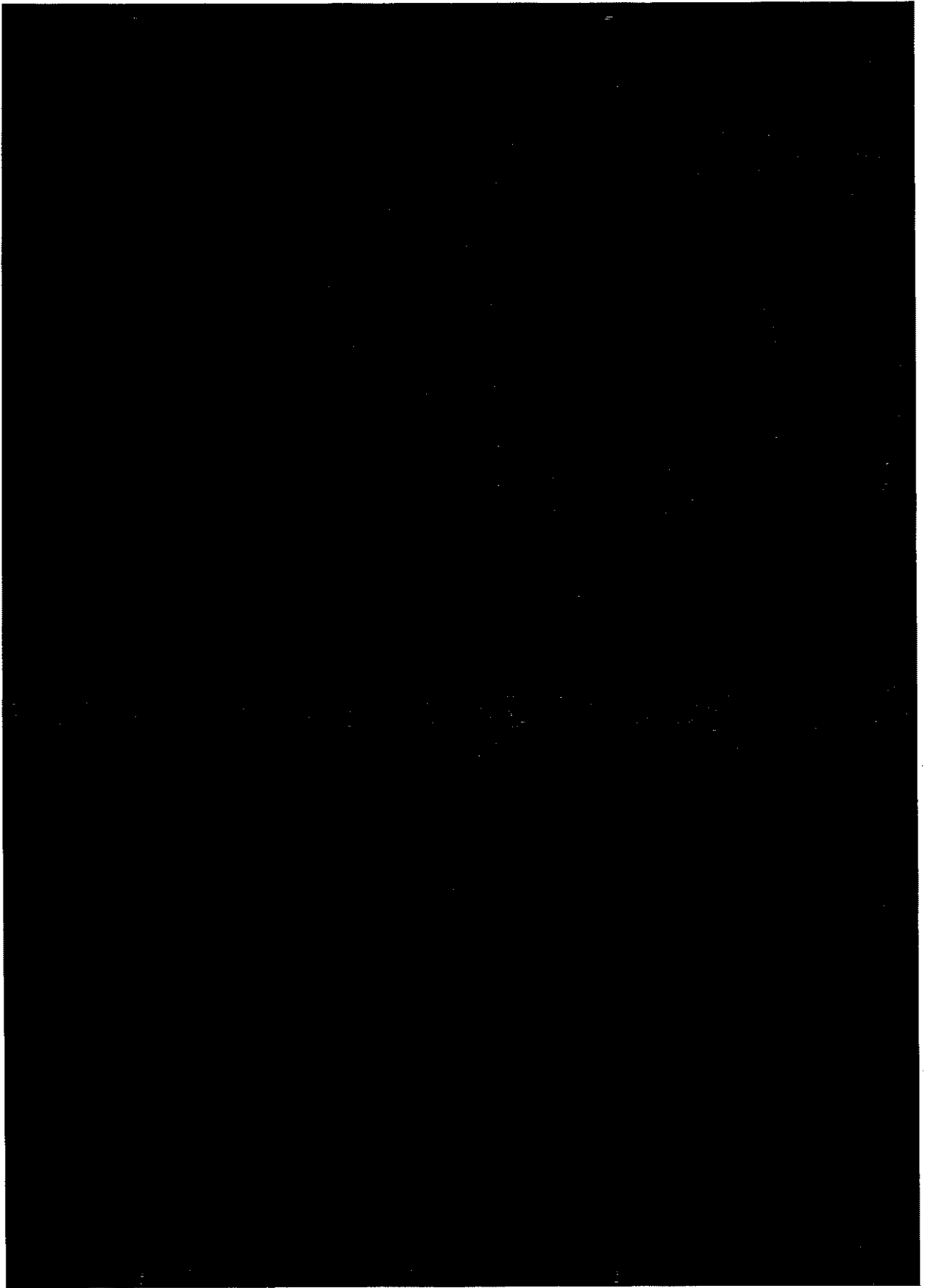


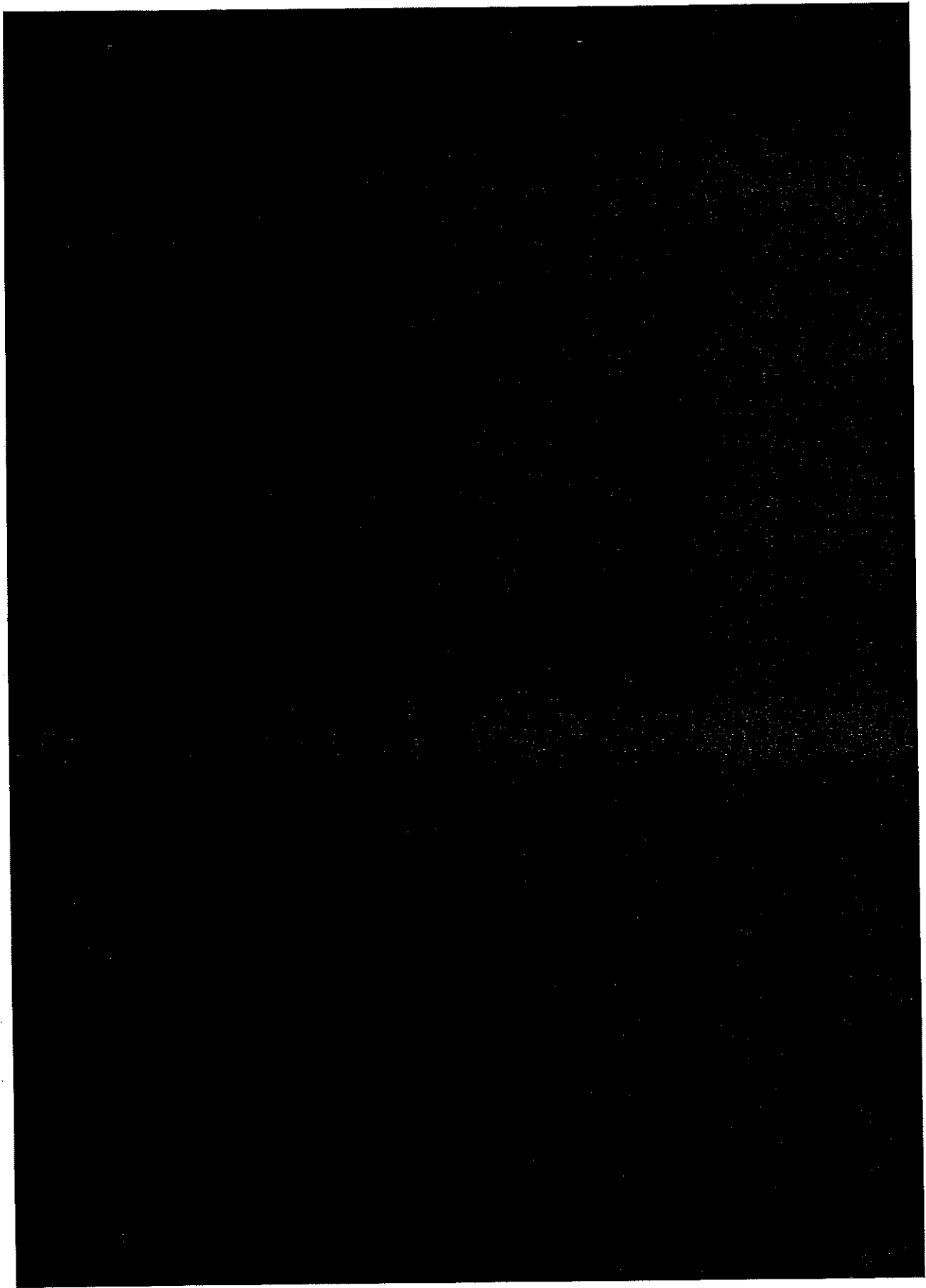


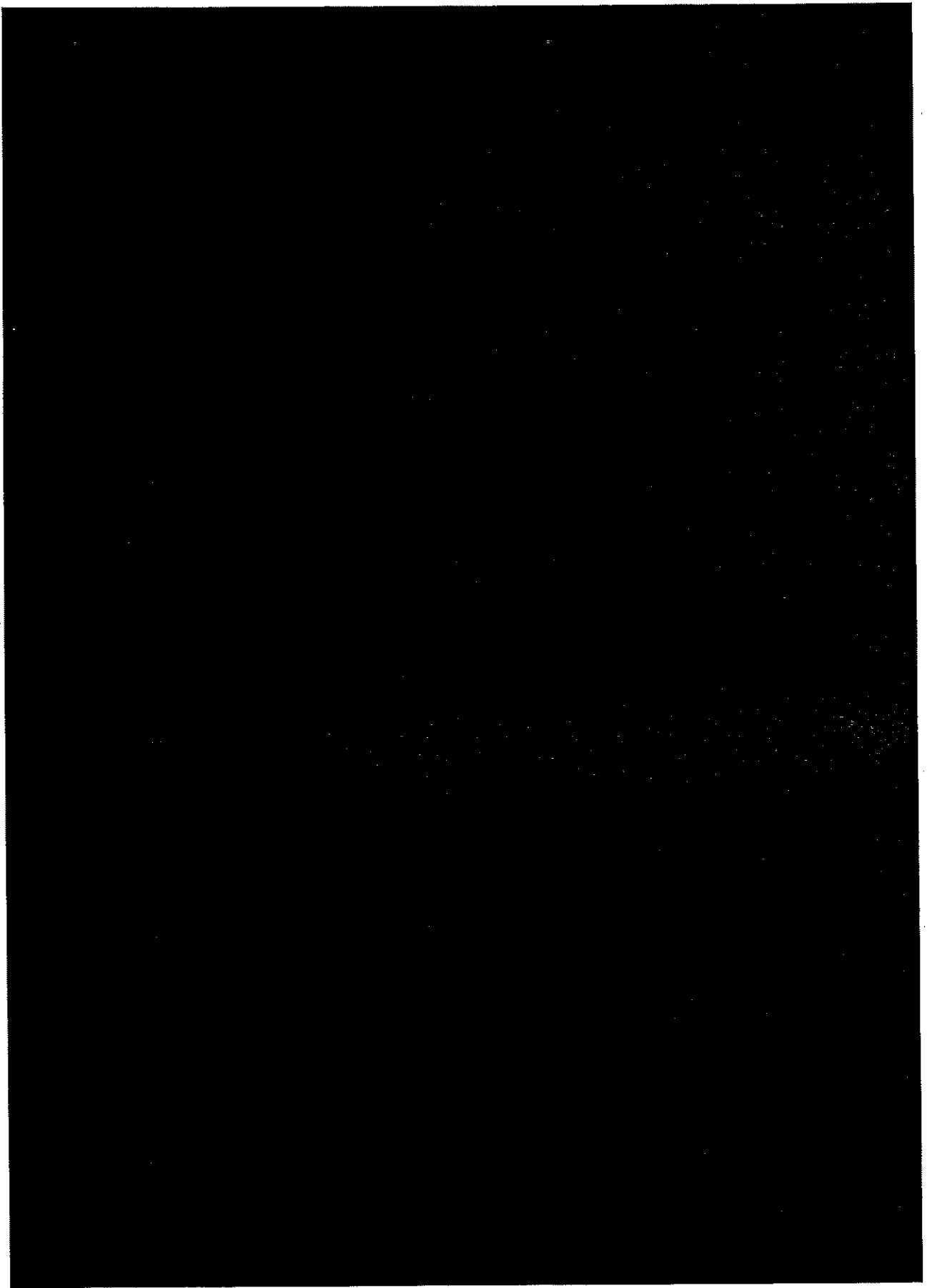


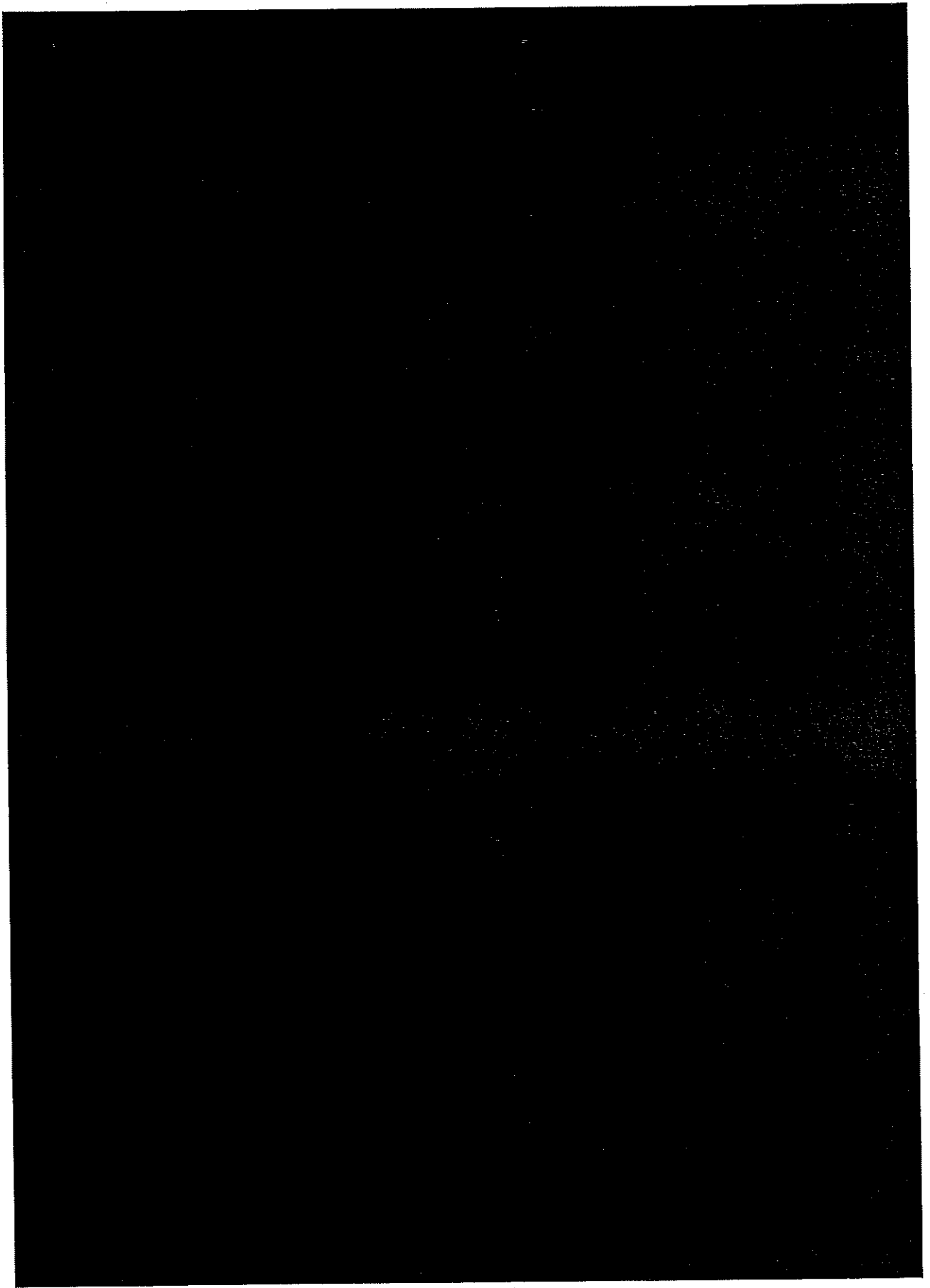


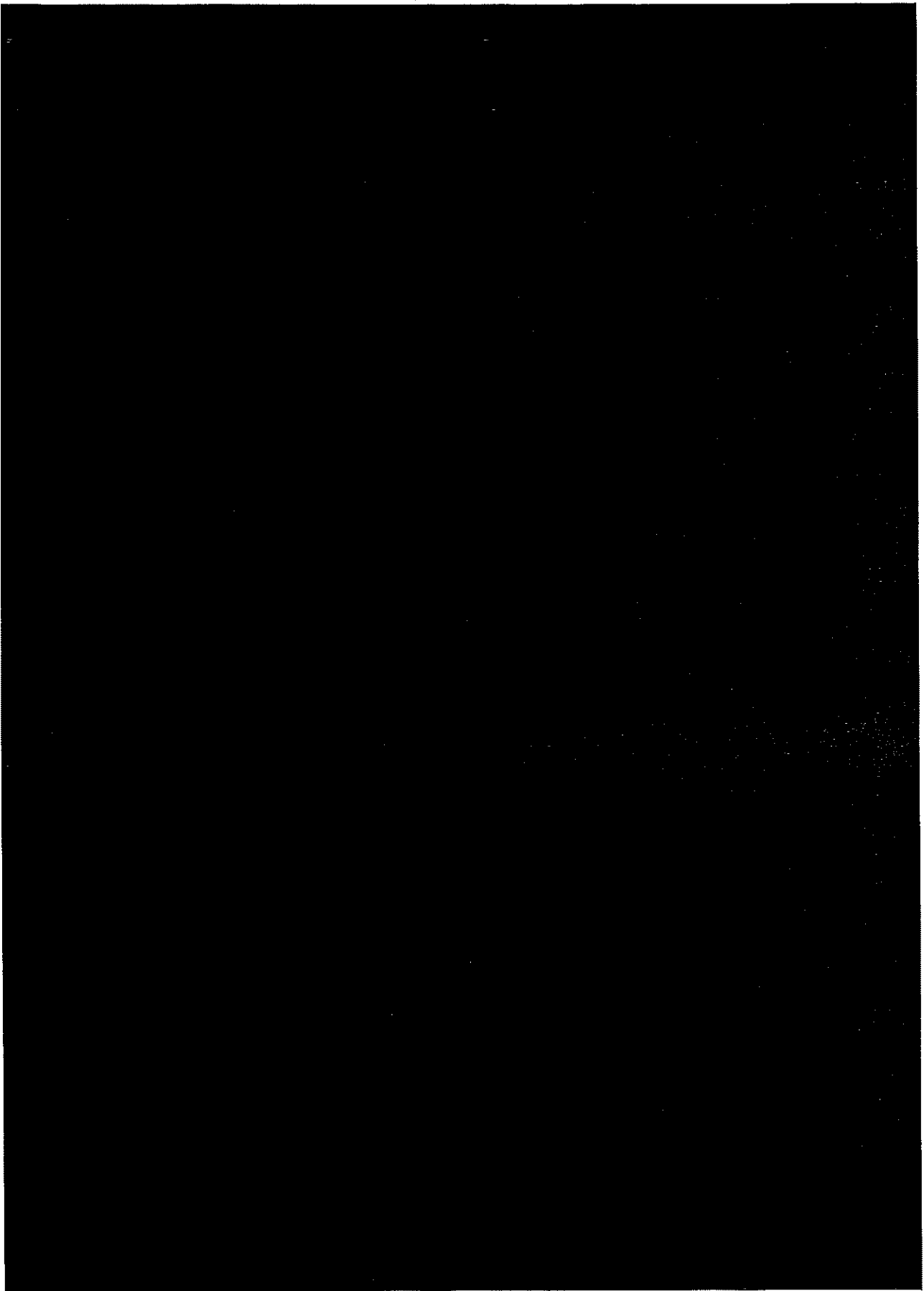


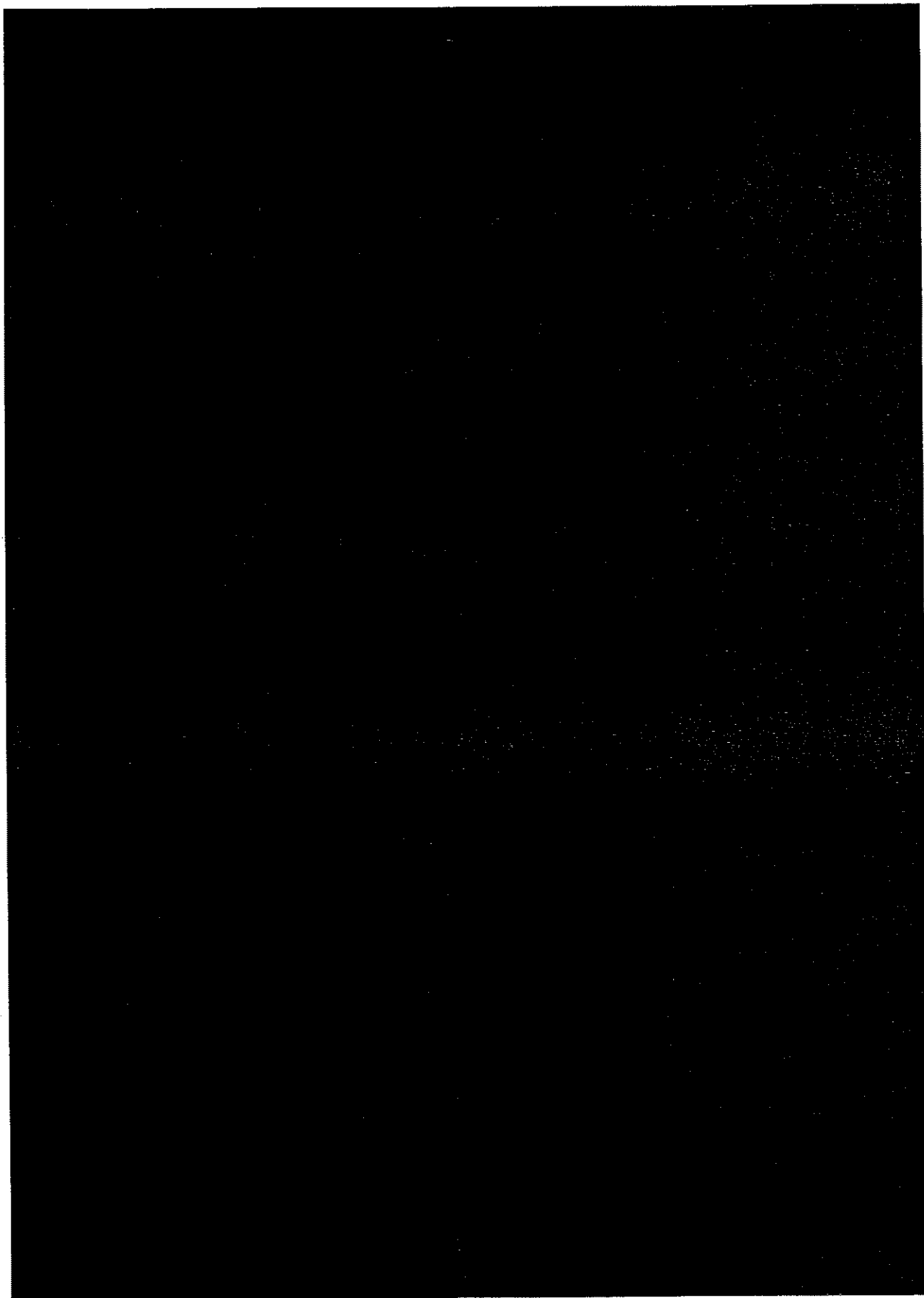


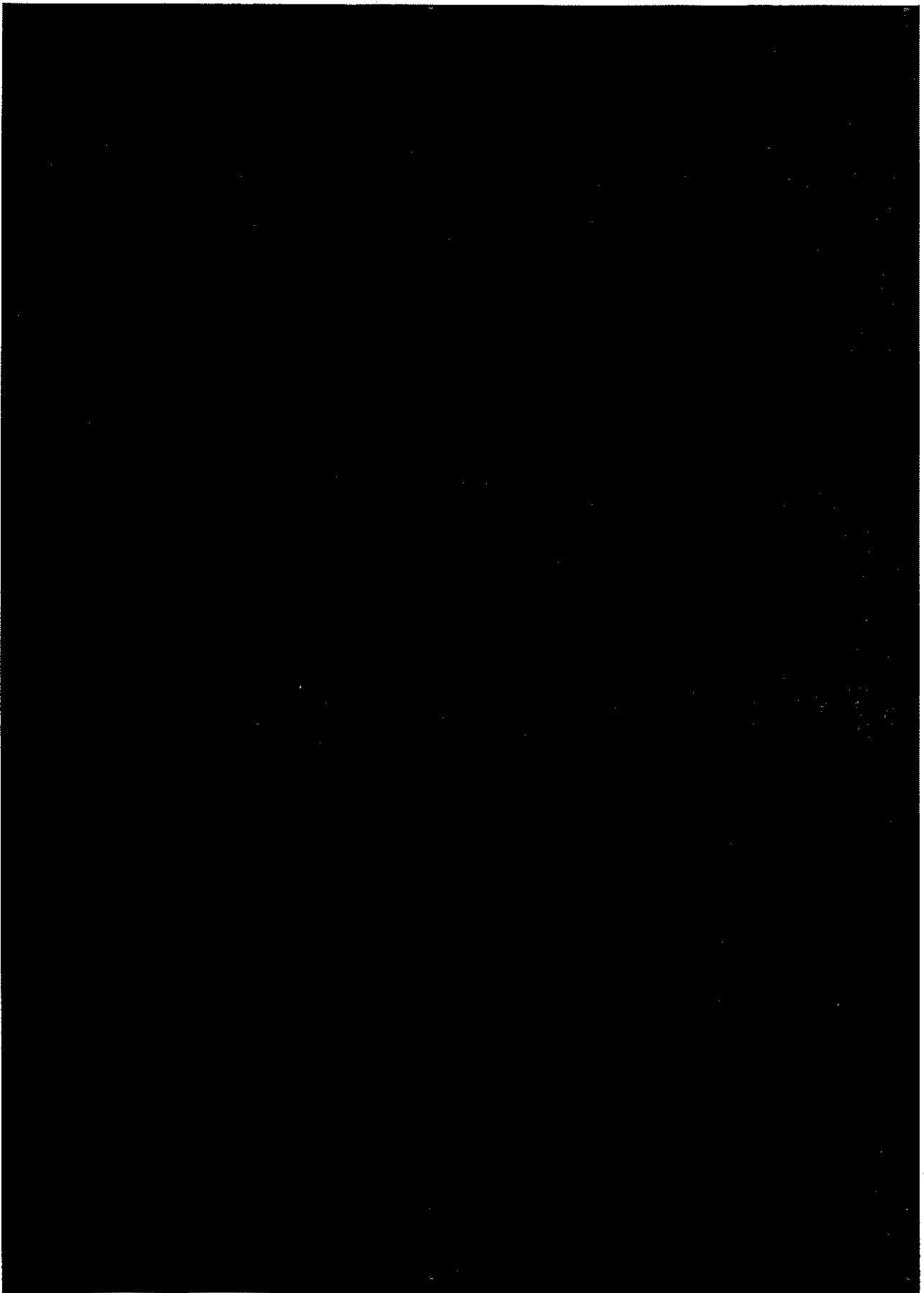


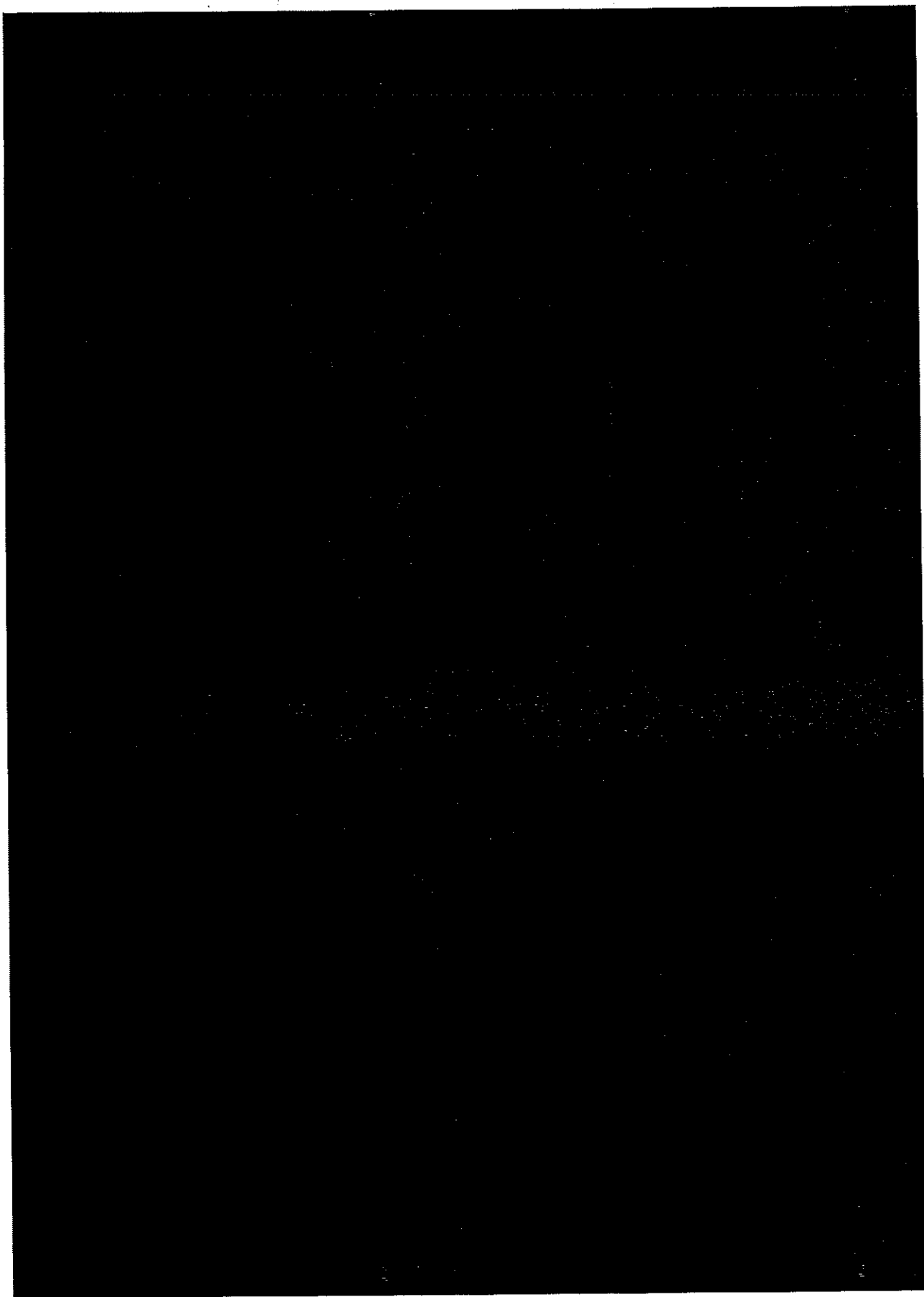


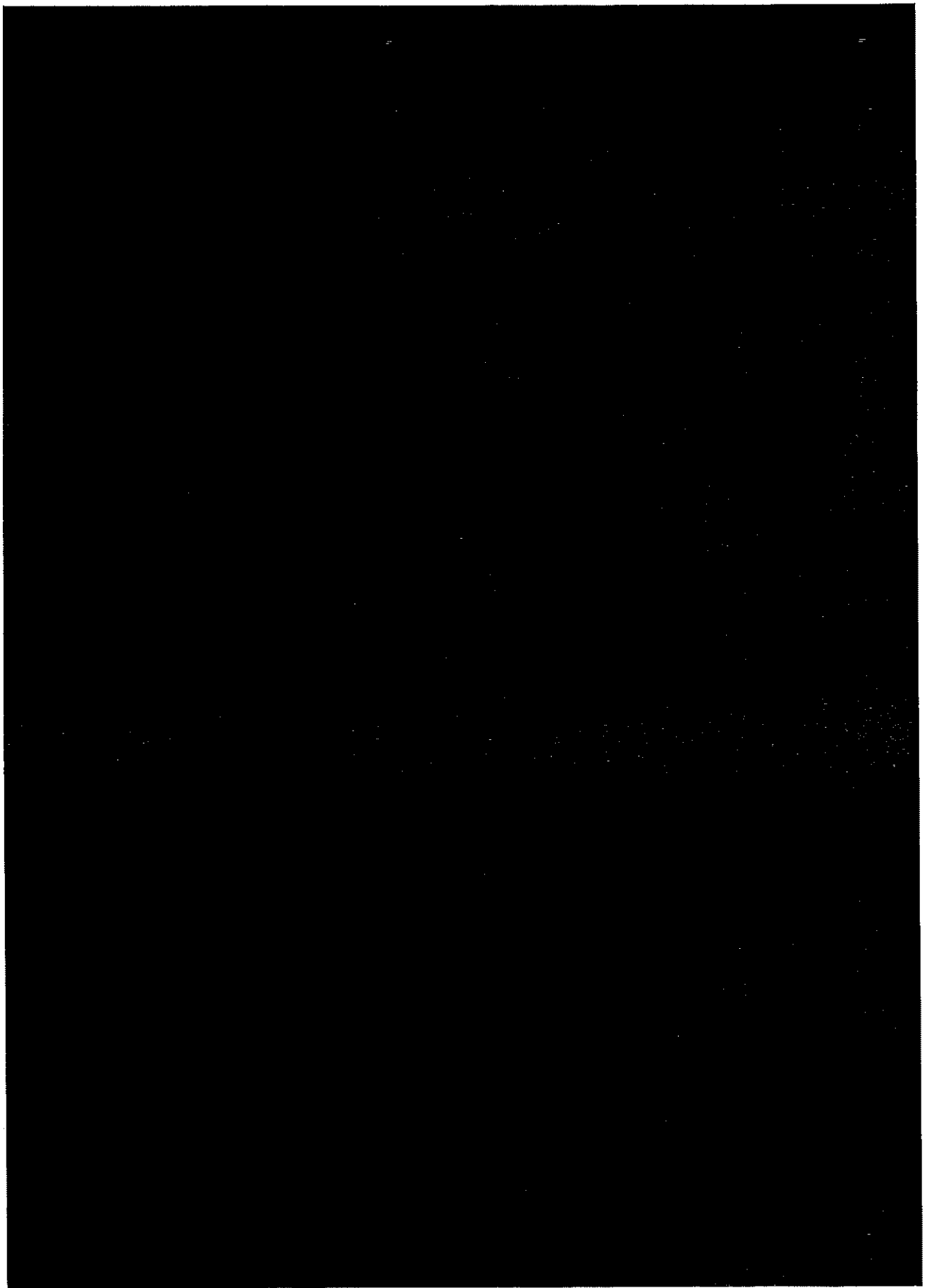


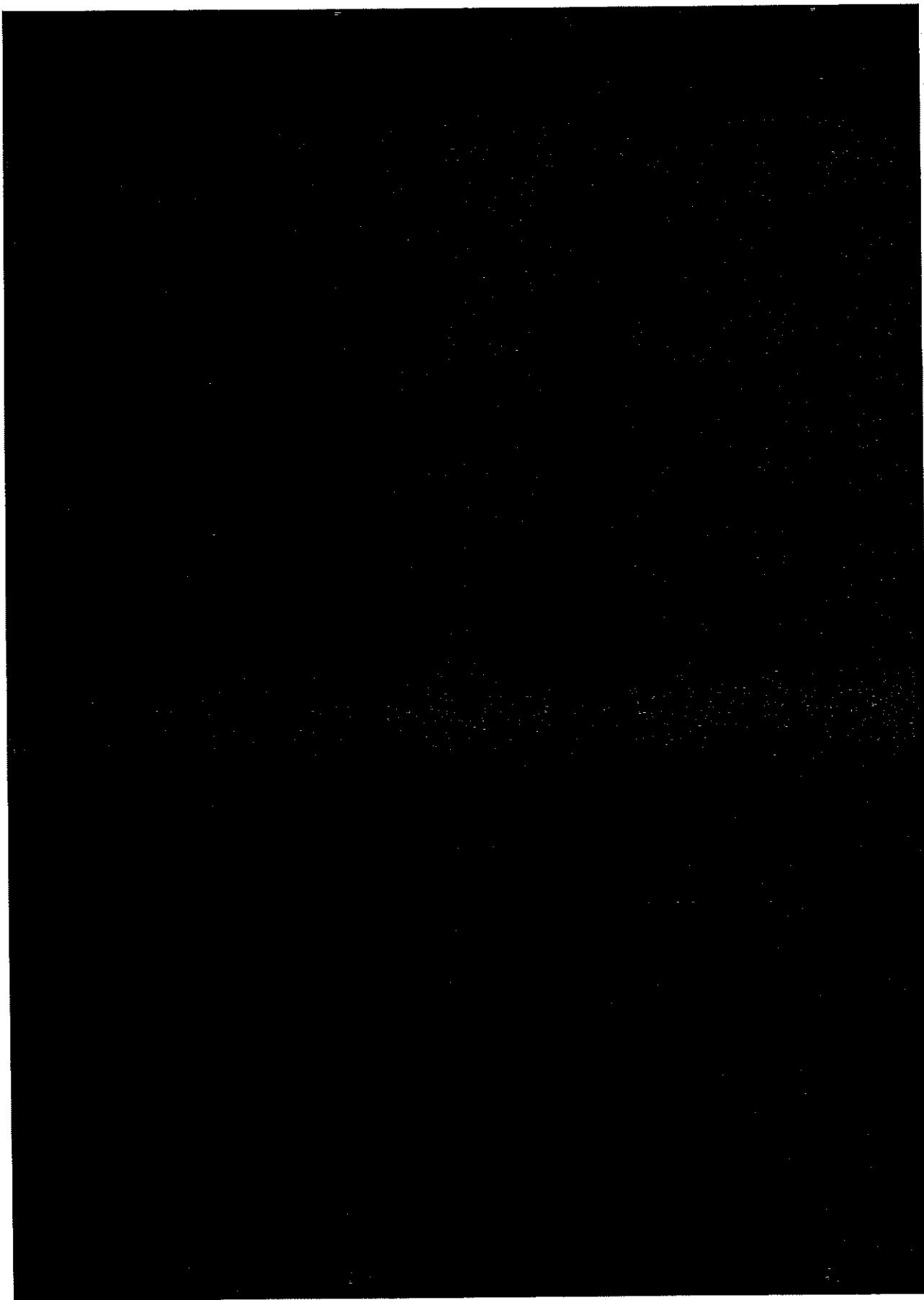


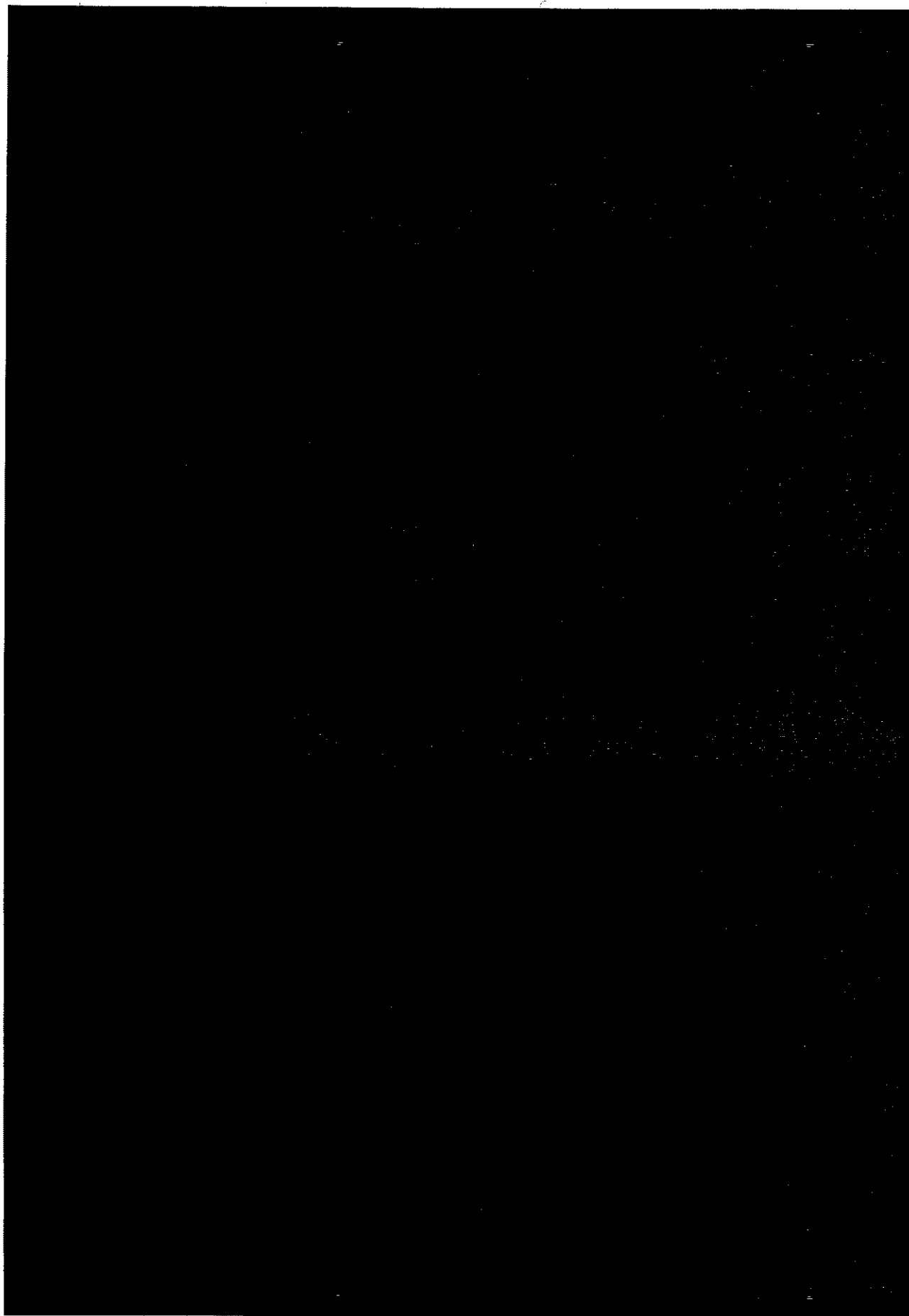












第6章 業務要領

1. 適用範囲

本業務の時、本仕様書及び図面に記載する内容で作業を行うこと。契約期間中の事故等については、「発注者」は一切その責任を負わない。

2. 用語の定義

2-1 監督職員

「発注者」から監督を命じられたものをいう。

2-2 指示

監督職員が、「受注者」に業務上必要な事項を示すことをいう。

2-3 承諾

「受注者」が申し出た事項について、監督職員が合意することをいう。

2-4 協議

監督職員と「受注者」が対等の立場で合議することをいう。

3. 一般事項

3-1 業務の原則

本業務は、単体各機器をこの仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った技術者により作業し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

3-2 業務計画

- (1) 業務計画は手順、工程、工法、安全対策その他作業の全般的計画であるから、監督職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って業務計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出するものとする。なお重要な変更が生じた場合は、変更計画書を提出しなければならない。
- (2) 「受注者」は、機器配置図、作業図及び監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 「受注者」は、発注者の指定した作業方法等について代案を申し出ることができる。
- (4) 「発注者」から示された以外に、「受注者」が作業上必要とする作業用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ、請負者の責任において確保しなければならない。
- (5) 作業上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて「受注者」の負担とする。

3-3 業務管理

- (1) 管理は業務計画に基づき、工期内実施出来るようにすること。
- (2) 本業務に関わる法令、法規等を遵守し、円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 本業務に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- (4) 仕様書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については監督職員の検測または確認を得なければならない。
- (5) 休日や夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
- (6) 作業中、監督職員と行った主要な協議事項等は、「受注者」が打ち合わせ記録簿を作成し、監督職員の確認を得なければならない。
- (7) 貸与品及び支給品についての受け払い状況を記録し、常に残高を明らかにするものとする。

3-4 現場管理

- (1) 作業に当っては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- (2) 指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。作業上必要がある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。
- (3) 改修、増設などで、すでに運用中の設備に関係する場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- (4) 作業が完了した時は、後片づけ、清掃等を完全に実施しなければならない。

3-5 内容変更

- (1) 発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、「受注者」の負担により行う。
- (2) 「受注者」の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めるときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。
- (3) 仕様書に指定され、または指示された内容が作業困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については(1)項に準ずる。

3-6 その他の事項

仕様書等、その他指示された事項等について疑義を生じた場合は3-5(3)項に準ずる。

4. 安全

4-1 基本事項

本業務にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、「受注者」の責任において行うものとする。

4-2 安全体制

- (1) 安全確保のため作業現場毎に安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立しなければならない。

4-3 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

4-4 安全管理

- (1) 使用機器は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。
- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。
- (3) 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- (4) 作業場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通障害、車両の飛び込み防止等に努めること。
- (5) 電気、ガス、水道等の施設に近接し作業を行う場合は、あらかじめ管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うものとする。
- (6) 作業員の保健、衛生に留意するとともに、現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備に努めること。

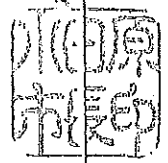
4-5 緊急時の措置

- (1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに監督職員に報告すること。
- (2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者

に連絡し、「受注者」により迅速な復旧に努めること。

5. 材料

JIS規格等の各種規格に適合している材料を使用すること。



6. 写真管理

6-1 撮影箇所

作業後形状が変わるか、または内容が隠蔽される箇所(名称、日時、寸法等が確認できること)及び完成写真を撮影し、作業の種類ごとに整理し監督職員に提出するものとする。

6-2 完成写真

完成後の竣工写真

7. 提出書類

業務日報は次の内容を毎日記録し、週末ごとに監督職員に提出するものとする。

- (1) 日時、天候
- (2) 作業内容及び場所
- (3) 作業人員(職種) 及び時間
- (4) 記事(作業を記録し、残置しておくべき事項、その他)
- (5) 使用機械(主なもの)

8. 調整試験

作業が終了すれば総合的な調整、試験を行い、施設の機能を確認しなければならない。



令和7年度 防災行政無線親局・操作卓等更新業務委託 契約変更の内訳

当初契約		変更契約	
耐雷トランス	△380,000	無停電電源装置	350,000
中継局空中線柱	△1,531,900	中継局引込柱	80,000
再送信子局空中線柱	△1,146,900	19 インチラック	450,000
地図表示板	△3,500,000	連絡通話装置	2,390,000
工事費	△1,764,075	新型地図表示板	6,000,000
諸経費	△1,421,471	工事費	812,235
		諸経費	657,868
		調整費	△995,757
合計	△9,744,346	合計	9,744,346

令和7年度 支払い遅延の件名等一覧（日付、件名、担当課、金額）

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
1	令和7年5月23日	NHK放送受信料（令和7年4月～令和8年3月）の代	環境事業センター	24,552円
2	令和7年6月2日	ワコー）ジャブエプロンの代 豊川保育園用	保育課 （豊川保育園）	13,915円
3	令和7年6月4日	成年後見制度中核機関運營業務（令和7年4月分）	福祉政策課	1,048,250円
4	令和7年6月4日	白山中学校 鍵の代	スポーツ課	3,630円
5	令和7年6月4日	食の自立支援事業（配食サービス） 委託料（任意事業分）4月分	高齢介護課	286,590円
6	令和7年6月4日	小田原市地域包括支援センターはくおう 運營業務委託料（令和7年4月分）	高齢介護課	1,366,666円
7	令和7年6月4日	小田原市地域包括支援センターはくさん 運營業務委託料（令和7年4月分）	高齢介護課	1,066,666円
8	令和7年6月4日	小田原市地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみ運營業務委託料（令和7年4月分）	高齢介護課	1,366,666円
9	令和7年6月4日	川砂他の代 豊川保育園用	保育課 （豊川保育園）	41,835円
10	令和7年6月5日	鳥獣被害対策実施隊保険料（ハンター賠償責任保険特約）	農政課	67,320円
11	令和7年6月6日	一般廃棄物管理票100冊印刷の代	環境事業センター	215,160円
12	令和7年6月6日	車検整備の代	環境事業センター	130,871円
13	令和7年6月6日	画用紙他の代 豊川保育園	保育課 （豊川保育園）	8,679円
14	令和7年6月6日	6ヶ月点検整備の代	環境事業センター	13,200円
15	令和7年6月6日	小田原市重点対策加速化事業費補助金	ゼロカーボン推進課	111,000円
16	令和7年6月6日	生活保護事務に対する法務アドバイザー業務委託 4月分	生活援護課	55,000円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
17	令和7年6月9日	大型土のう袋ほかの代	防災対策課	99,550円
18	令和7年6月10日	【支払遅延による過年度伝票】肺がん検診票印刷の代ほか	健康づくり課	76,560円 ほか
19	令和7年6月10日	肝炎ウィルス検診票印刷の代	健康づくり課	55,550円
20	令和7年6月16日	課名変更等に伴う庁舎内サイン修繕	資産経営課	268,400円
21	令和7年6月18日	令和7年度鳥獣保護管理対策事業費補助金	農政課	11,387,125円
22	令和7年6月18日	小田原市認知症初期集中支援事業チーム員会議専門医謝礼（5/20開催）	高齢介護課	16,000円
23	令和7年6月24日	傷害保険料【下府中財産区】ほか	資産経営課	20,500円 ほか
24	令和7年6月24日	令和7年度片浦地区自治会連合会等地域振興費補助金【片浦財産区】	資産経営課	7,300,000円
25	令和7年6月24日	化成肥料14-14-14の代	スポーツ課	79,500円
26	令和7年6月24日	お茶の代ほか	選挙管理委員会事務局	3,900円 ほか
27	令和7年6月25日	令和7年度 全国報徳研究市町村協議会加盟市町村負担金	生涯学習課	20,000円
28	令和7年6月25日	紙折機修繕の代	総務課	38,159円
29	令和7年6月26日	白ポール他の代 豊川保育園	保育課 （豊川保育園）	11,952円
30	令和7年6月26日	滞納整理管理システムの賃貸借（保険課分）5月分	保険課	343,035円
31	令和7年6月26日	音訳版 健康カレンダー作成業務委託料	健康づくり課	7,200円
32	令和7年6月26日	フィルターの代	保健給食課	5,478円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
33	令和7年6月27日	令和7年度作業及び自動車・機械借上謝礼金（5月）【片浦財産区】	資産経営課	105,000円
34	令和7年6月27日	ガソリンの代【小田原市外二ヶ市町組合】	資産経営課	8,063円
35	令和7年6月27日	パーソナルコンピューター、ネットワークハードディスクドライブ及びソフトウェア賃借料（4月分）ほか	農政課	46,860円 ほか
36	令和7年7月3日	5月分タクシー借上料 傷病児童送迎のため	教育総務課	4,300円
37	令和7年7月4日	5月分タクシー借上料 傷病児童送迎のため	教育総務課	2,300円
38	令和7年7月7日	令和7年度全国市区選挙管理委員会連合会分担金	選挙管理委員会事務局	50,300円
39	令和7年7月7日	小田原市庁舎出納室ドアノブ交換修繕	資産経営課	59,400円
40	令和7年7月8日	自主防災組織等育成事業費補助金（寺下自主防災組織分）ほか	防災対策課	40,000円 ほか
41	令和7年7月9日	複合機消耗品の代（こゆるぎ5月分）	地域政策課	255円
42	令和7年7月10日	片浦診療所衛生検査手数料（4月分） 鉄（血清）ほかの代	保険課	4,662円
43	令和7年7月10日	片浦診療所衛生検査手数料（5月分） Hbs抗体の代	保険課	871円
44	令和7年7月14日	座付フックの代ほか	農政課	544円 ほか
45	令和7年7月14日	木と建築で創造する共生社会実践研究会（A-WASS）令和7年度会費	農政課	10,000円
46	令和7年7月17日	【支払遅延による過年度伝票】要介護認定等訪問調査業務委託料（令和6年度未払分）ほか	高齢介護課	384,384円 ほか
47	令和7年7月17日	預金調査にかかる手数料（スルガ銀行令和7年6月23日請求分）	保険課	682円
48	令和7年7月22日	小田原競輪場高濃度PCB廃棄物収集運搬業務	事業課	253,000円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
49	令和7年7月24日	学校消耗品 50 (単価契約)	教育総務課 (鴨宮中学校)	39,136円
50	令和7年7月24日	「乳がん検診票」印刷の代	健康づくり課	67,881円
51	令和7年7月28日	書籍「設計業務等標準積算基準書」ほかの代	建設政策課	4,334円
52	令和7年7月29日	小田原市のデジタル化に関する取組状況の報告に係る助言等の謝礼	政策調整課	30,000円
53	令和7年7月30日	小田原市ふるさと応援寄附金事業管理運営業務 6月分	企画政策課	1,359,517円
54	令和7年7月31日	【支払遅延による過年度伝票】令和6年度ふれあい広場浄化槽保守点検業務委託 3月分	農政課	23,100円
55	令和7年7月31日	令和7年度子どもの居場所づくり事業補助金 (からたちハウス)	青少年課	240,000円
56	令和7年8月5日	令和7年度感震ブレーカー設置費補助金 ■■■■■ ほか	防災対策課	2,000円 ほか
57	令和7年8月6日	機密文書溶解処理の代	健康づくり課	49,500円
58	令和7年8月7日	小田原市認知症初期集中支援事業チーム会議専門医謝礼 (7/15開催)	高齢介護課	20,000円
59	令和7年8月7日	労働災害保険料 (教育委員会事業用) ほか	教育総務課	2,628,718円 ほか
60	令和7年8月7日	記載台の代	選挙管理委員会事務局	237,050円
61	令和7年8月8日	令和7年度 小田原市指定文化財保存管理奨励金	文化財課	854,500円
62	令和7年8月8日	乳幼児健康診査における医師の謝礼について (7月開催分)	子ども若者支援課	43,524円
63	令和7年8月13日	書籍「親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録 追録1288~1290号」ほかの代	戸籍住民課	31,350円
64	令和7年8月13日	学校消耗品 86	教育総務課 (東富水小学校)	7,128円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
65	令和7年8月15日	ペアレントトレーニング及びペアレントトレーニング同窓会講師謝礼	子ども若者支援課	200,000円
66	令和7年8月20日	要介護認定等訪問調査業務委託料（6月分）	高齢介護課	1,546,380円
67	令和7年8月25日	早期発達支援事業 講習会講師謝礼	子ども若者支援課	35,000円
68	令和7年8月27日	日本忍者協議会負担金（2025年大阪・関西万博参加分）	観光課	200,000円
69	令和7年8月28日	自主防災組織等育成事業費補助金（訓練・桜井地区）	防災対策課	85,000円
70	令和7年8月28日	学校消耗品 70（単価契約）	教育総務課 （桜井小学校）	24,513円
71	令和7年8月28日	幼稚園消耗品 15（単価契約）	教育総務課 （矢作幼稚園）	6,825円
72	令和7年8月28日	幼稚園消耗品 25（単価契約）	教育総務課 （東富水幼稚園）	4,385円
73	令和7年8月28日	幼稚園消耗品 31（単価契約）	教育総務課 （報徳幼稚園）	1,246円
74	令和7年8月28日	幼稚園消耗品 18（単価契約）	教育総務課 （下中幼稚園）	2,855円
75	令和7年9月2日	小田原市独居老人等緊急通報システム事業業務委託料 4月分	高齢介護課	12,870円
76	令和7年9月2日	令和7年4月～令和8年3月分NHK放送受信料 本庁舎分	資産経営課	261,705円
77	令和7年9月5日	令和7年8月13日開催 政策課題検討に係るアドバイザー謝礼	企画政策課	50,000円
78	令和7年9月5日	JIS汎用圧力計A型の代	地域政策課	1,125円
79	令和7年9月9日	令和7年度小田原市立学校開校記念事業補助金（交付金）	教育総務課	500,000円
80	令和7年9月10日	小田原地下街「ハルネ小田原」ホームページSSL証明書更新業務	商業振興課	27,500円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
81	令和7年9月10日	IJCAD STD Network使用料	建設政策課	1,053,800円
82	令和7年9月10日	冊子・カタログ印刷の代（第7次小田原市総合計画令和7年度実行計画）	企画政策課	91,863円
83	令和7年9月11日	投票所スロープの代	選挙管理委員会事務局	271,700円
84	令和7年9月18日	給食献立情報発信サービスシステムクラウドサーバ利用料（令和7年度5月分）	保健給食課	49,775円
85	令和7年9月24日	令和7年度外部研修・講座等の受講支援助成金（No.4・6・19）	職員課	29,300円
86	令和7年9月24日	自動車損害賠償責任保険料（1台）	消防総務課	7,470円
87	令和7年9月26日	ライブカメラ保守点検等業務委託（8月分）	観光課	41,900円
88	令和7年9月26日	車検整備の代	環境保護課	153,605円
89	令和7年9月29日	コピー用紙の代	総務課	239,888円
90	令和7年10月1日	7月分 インターネット接続プロバイダサービス利用料（本会議映像配信用）ほか	議会総務課	4,950円 ほか
91	令和7年10月3日	横断幕・垂れ幕の代	企画政策課	30,448円
92	令和7年10月7日	件不妊症治療費助成金	子ども若者支援課	50,000円
93	令和7年10月8日	駐車場用地土地賃貸借料（令和7年度分 4月～9月分）	子ども若者支援課	1,007,400円
94	令和7年10月10日	新版 計量関係法令例規集 追録の代	商業振興課	21,928円
95	令和7年10月16日	厨房衣（ズボン）男女兼用ほか	職員課	188,056円
96	令和7年10月16日	産後ケア業務委託料（7月遡及分）	子ども若者支援課	19,000円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
97	令和7年10月20日	シーツほかクリーニングの代	職員課	2,640円
98	令和7年10月24日	小田原市子育て短期支援事業業務 (単価契約) 令和7年8月分	子ども若者支援課	59,440円
99	令和7年10月27日	災害復旧に係るガス設備工事	事業課	740,300円
100	令和7年10月27日	屋外仮設便所賃貸借料(7~ 9月分)	観光課	110,000円
101	令和7年10月28日	令和7年度神奈川県市町村教 育長会連合会年間負担金	教育総務課	5,000円
102	令和7年10月29日	冷蔵庫の代	事業課	27,390円
103	令和7年10月29日	令和7年度 第1回 おだわら未来 学舎講師謝礼(教育研究所)	教育指導課	30,000円
104	令和7年10月30日	令和7年度環境事業センターバグ フィルターろ布交換工事の代	環境事業センター	14,080,000円
105	令和7年11月5日	パイン集成材ほかの代	資産経営課	18,964円
106	令和7年11月10日	小田原市公式観光アプリケーション「小田原 さんぽ」保守管理等業務(上半期)	観光課	363,000円
107	令和7年11月10日	小田原市養護教諭研究協議会 第 5回養護教諭研究会講師謝礼	教育総務課	35,000円
108	令和7年11月12日	電気保安検査業務の代	環境事業センター	836,000円
109	令和7年11月13日	ステンレスワイヤーほかの代	資産経営課	333円
110	令和7年11月17日	小田原競輪場既存マンホール 改修工事	事業課	1,320,000円
111	令和7年11月18日	小田原競輪場地下通路通気管 設置工事	事業課	902,000円
112	令和7年11月20日	令和7年度公共施設整備事業 補助金【片浦財産区】ほか	資産経営課	1,000,000円 ほか

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
113	令和7年11月20日	グリストラップ等清掃及び汚泥等収集運搬処分業務委託料（6月～9月分）	資産経営課	1,819,677円
114	令和7年11月25日	第65回尊徳祭出演者等謝礼金	生涯学習課	45,000円
115	令和7年11月27日	業務代行協力費 第3回後節 小田原市営競輪（サテライト水戸場外分）ほか	事業課	4,628円 ほか
116	令和7年11月27日	中学生沖縄派遣事業に係る謝礼ほか	総務課	20,000円 ほか
117	令和7年11月28日	ZEUS WiFi使用料（令和7年10月分）	情報システム課	8,800円
118	令和7年12月1日	健康づくりカレンダー印刷の代	健康づくり課	123,200円
119	令和7年12月2日	施設賠償責任保険料	障がい福祉課	11,260円
120	令和7年12月3日	10月分教育総務課複合機消耗品の代	教育総務課	32,221円
121	令和7年12月3日	複合機消耗品の代（10月分）	文化財課	17,633円
122	令和7年12月4日	小田原競輪場走路補修（クラック補修）	事業課	1,991,000円
123	令和7年12月5日	お茶の代（10月29日分）	福祉政策課	690円
124	令和7年12月8日	第2駐車場危険木伐採業務	事業課	752,268円
125	令和7年12月9日	令和7年12月分中国残留邦人等支援給付金	福祉政策課	75,751円
126	令和7年12月9日	令和7年度寿町テニス場跡地ハードコート撤去工事 前金払	スポーツ課	4,300,000円
127	令和7年12月10日	令和7年度「家庭教育学級」講師謝礼（10月18日開催分）	生涯学習課	30,000円
128	令和7年12月10日	食品ロス削減レシピコンテスト審査員謝礼	環境政策課	15,000円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
129	令和7年12月10日	10月フレッツ光利用料・工事料（11月請求分）	事業課	28,436円
130	令和7年12月11日	業務代行料 第4回前節 小田原市営競輪（サテライト六郷場外分）	事業課	174,808円
131	令和7年12月12日	小田原スポーツ会館柔道・剣道錬成事業運営業務（4～6月分）ほか	スポーツ課	1,018,750円 ほか
132	令和7年12月16日	令和7年度「家庭教育学級」講師謝礼（11月21日開催分）	生涯学習課	1,000円
133	令和7年12月18日	腎疾患定期検尿手数料（小学校10月分）ほか	教育総務課	4,400円 ほか
134	令和7年12月18日	家財整理セミナー&個別相談会チラシ印刷の代	都市政策課	3,840円
135	令和7年12月22日	令和7年度（2025年度）小田原市老人クラブ連合会補助金	高齢介護課	100,000円
136	令和7年12月23日	大型バス借上料（早川小議場見学会用）	議会総務課	63,800円
137	令和7年12月23日	美味シート（農業用マルチシート）の代	環境政策課	33,380円
138	令和7年12月23日	小田原市外二ヶ市町組合官行造林地の立木の持分買取	資産経営課	55,000円
139	令和7年12月24日	令和7年度 幼稚園教育研究会実技研修会講師謝礼（8月25日開催分）ほか	教育総務課	40,000円 ほか
140	令和7年12月24日	コピー用紙・A4他の代	地域政策課	15,303円
141	令和7年12月25日	アウトリーチ出演謝礼（東富水小、千代小、国府津小、下中小）	文化政策課	360,000円
142	令和7年12月26日	食の自立支援事業（配食サービス）委託料（任意事業分）11月分	高齢介護課	218,120円
143	令和8年1月5日	NEC 感光体ドラム 純正品の代	消防総務課	17,996円
144	令和8年1月5日	令和7年度松永記念館特別展チラシ等印刷業務	生涯学習課	169,950円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
145	令和8年1月6日	小田原競輪場階段手摺新設工事	事業課	539,000円
146	令和8年1月7日	業務代行協力費等 第13回 小田原市営競輪（館林場外・利根西前売SC場外分）ほか	事業課	5,412,106円 ほか
147	令和8年1月8日	炊飯器の代 栢山出張所	消防総務課	9,328円
148	令和8年1月13日	業務代行協力費 第6回 小田原市営競輪（伊東温泉場外分）	事業課	3,556,676円
149	令和8年1月13日	環境整備費 第13回 小田原市営競輪（サテライト船橋場外分）ほか	事業課	77,872円 ほか
150	令和8年1月13日	プレートの代（大会トロフィー用）	スポーツ課	5,500円
151	令和8年1月19日	令和7年度男女共同参画セミナー（11月21日開催分）講師謝礼	人権・男女共同参画課	50,000円
152	令和8年1月19日	地元対策負担金 第13回 小田原市営競輪（サテライト山陽場外分）	事業課	24,964円
153	令和8年1月19日	場外車券売場賃借料 第8回前節 小田原市営競輪（サテライト水戸場外分）	事業課	20,028円
154	令和8年1月19日	尊徳記念館 12月分 レギュラーガソリンの代	生涯学習課	3,298円
155	令和8年1月20日	走路内衝突防止マット修繕	事業課	49,852円
156	令和8年1月20日	小田原市公設青果地方卸売市場 冷蔵庫棟屋上防水改修工事に伴う電気設備工事	農政課	451,000円
157	令和8年1月21日	消防施設整備計画実態調査委託	消防総務課	592,900円
158	令和8年1月21日	小型動力ポンプ積載車	消防総務課	28,222,347円
159	令和8年1月21日	市民会館解体撤去工事に伴う近隣世帯への補償金 [REDACTED]	文化政策課	429,000円
160	令和8年1月21日	市民会館解体撤去工事に伴う近隣世帯への補償金 [REDACTED]	文化政策課	270,600円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
161	令和8年1月28日	小田原市子ども若者教育相談システムデータ連携機能改修業務委託料	子ども若者支援課	3,009,600円
162	令和8年1月30日	市民会館解体撤去工事に伴う近隣世帯への補償金	文化政策課	27,500円
163	令和8年2月3日	複合機消耗品の代（いずみ・12月分）	地域政策課	288円
164	令和8年2月4日	森林研修視察におけるバス運行業務委託料 2件分	資産経営課	958,150円
165	令和8年2月5日	市民会館解体撤去工事に伴う近隣世帯への補償金	文化政策課	79,200円
166	令和8年2月13日	学校医薬材料	教育総務課	2,970円
167	令和8年2月16日	歩育体験講師謝礼の代	スポーツ課	90,000円
168	令和8年2月17日	小田原市立酒匂中学校給食受入室エレベーター更新工事前金払	教育総務課	3,960,000円
169	令和8年2月24日	業務代行料 第9回前節 小田原市営競輪（サテライト水戸場外分）	事業課	530,336円
170	令和8年2月26日	消防大学校「高度救助・特別高度救助コース第15回」入校経費の代	消防総務課	68,000円
171	令和8年2月26日	自立支援給付費等支給管理システム用コンピュータ借上（再リース）料 1月分	障がい福祉課	523,919円
172	令和8年2月27日	第31回全国梅サミット協議会レセプション参加費	観光課	10,000円
173	令和8年3月5日	第31回全国梅サミット協議会宿泊の代	観光課	45,000円
174	令和8年3月9日	令和7年度コミュニティ助成事業に係る補助金	地域政策課	2,200,000円
175	令和8年3月13日	茶の代	選挙管理委員会事務局	1,242円
176	令和8年3月13日	生活保護標準準拠システムクラウドサービス調達（11月～1月分）	生活援護課	2,178,000円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
177	令和8年3月18日	学校消耗品 1 (8~11月)	教育総務課 (矢作小学校)	14,000円
178	令和8年3月23日	辞令賞状用紙ほかの代	生涯学習課	8,736円
179	令和8年3月23日	小田原市生涯学習センター本館(第2会議室) アップライトピアノ調律の代	生涯学習課	14,300円
180	令和8年3月23日	ホイルローダー910年次点検の代	環境事業センター	107,327円
181	令和8年3月24日	令和7年度中小企業等販路開拓事業補助金(株式会社ナチュレ)	産業政策課	92,000円
182	令和8年3月25日	令和7年度水源林整備協定契約地に係る賃借料交付金(久野植林組合)【小田原市外二ヶ市町組合】	資産経営課	327,600円
183	令和8年3月26日	救命講習 救命講習支援員謝礼金	消防総務課	37,500円
184	令和8年3月31日	追録「火災予防査察便覧」の代 足柄消防署	消防総務課	3,850円
185	令和8年4月1日	業務代行料 第11回前節 小田原市営競輪(WinTicket分)	事業課	46,153,639円
186	令和8年4月1日	スティック糊詰替用他の代	生活援護課	2,321円
187	令和8年4月2日	アークロード市民窓口 電気料 2月分	戸籍住民課	40,853円
188	令和8年4月3日	業務代行料 第12回前節 小田原市営競輪(WinTicket分)	事業課	68,073,380円
189	令和8年4月3日	付箋紙の代	観光課	12,595円
190	令和8年4月3日	モバイルルーター用回線通信費(2025年6月~10月分) 教育相談等充実事業分 ほか	教育指導課	29,999円 ほか
191	令和8年4月7日	業務代行協力費 第12回前節 小田原市営競輪(武雄場外・サテライト武雄場外分) ほか	事業課	567,916円 ほか
192	令和8年4月8日	フード模型の代 ほか	子ども若者支援課	56,234円 ほか

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
193	令和8年4月21日	業務代行協力費 第12回後節 小田原市 宮競輪（サテライトみぞべ他場外分）ほか	事業課	756,389円 ほか
194	令和8年4月22日	小麦粉の代	子ども若者支援課	864円
195	令和8年4月22日	サージカルマスクほかの代	健康づくり課	22,919円
196	令和8年4月23日	ステンストロング掛金の代	資産経営課	875円
197	令和8年4月24日	意見書作成手数料（3月分）	高齢介護課	150,700円
198	令和8年4月24日	業務代行業料 第9回後節 小田原市宮競輪 （サテライト男鹿場外分）ほか	事業課	363,887円 ほか
199	令和8年4月24日	環境整備費 第12回後節 小田原市 宮競輪（サテライト船橋場外分）	事業課	27,167円
200	令和8年4月27日	小田原市放課後児童クラブ運営業務委託（前 羽小学校区放課後児童クラブ）	教育総務課	790,000円
201	令和8年4月28日	業務代行協力費 第12回前節 小田原市 宮競輪（前橋場外分）ほか	事業課	823,609円
202	令和8年4月28日	令和7年10月～令和8年3月 分議員報酬【桜井財産区】	財産管理課	161,716円
203	令和8年4月28日	業務代行協力費 第9回後節 小田原市宮競 輪（サテライト札幌場外分）	事業課	7,285円
204	令和8年4月28日	業務代行協力費 第11回後節 小田原市宮競 輪（サテライト姫路場外分）	事業課	5,531円
205	令和8年4月28日	2月分プロパンガスの代・単価契 約②（小学校・GHP給食室分）	保健給食課	283,173円
206	令和8年4月30日	令和7年度 健康おだわら普及員・市民 体操フォローアップ講座講師謝礼（3月 18日実施分）	健康づくり課	25,000円
207	令和8年4月30日	業務代行協力費 第12回後節 小田原市 宮競輪（ラ・ピスタ新橋場外分）ほか	事業課	108,340円 ほか
208	令和8年4月30日	令和7年度1月実施職員健康 診断等検査手数料	職員課	1,162,777円

No.	日 付	件 名	担当課	金 額
209	令和8年5月1日	2月分 胃がん集団検診業務	健康づくり課	1,003,400円
210	令和8年5月7日	令和8年3月分 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成	高齢介護課	4,000円
211	令和8年5月7日	令和7年度作業及び自動車・機械借上謝礼金(3月)【片浦財産区】	資産経営課	105,000円
212	令和8年5月8日	小田原市川東タウンセンターマロニエ令和7年度植木剪定業務委託料	地域政策課	297,147円
213	令和8年5月8日	ジチタイSMS 送信元専用番号利用料 3月分	保険課	17,699円
214	令和8年5月8日	橘学校給食共同調理場小荷物昇降機修繕の代	保健給食課	31,680円
215	令和8年5月15日	お茶の代	総務課	414円
216	令和8年5月19日	オープン保管庫の代	教育総務課	28,160円
217	令和8年5月19日	小田原市ジュニアアスリート全国大会出場奨励金 ほか	スポーツ課	30,000円 ほか
218	令和8年5月22日	10月17日開催 教育委員会事務の点検・評価ヒアリング実施に伴う学識経験者謝礼	教育総務課	33,000円
219	令和8年5月22日	3月分タクシー借上料 傷病生徒送迎のため	教育総務課	2,300円
220	令和8年5月22日	3月分タクシー借上料 傷病生徒送迎のため	教育総務課	2,700円
221	令和8年5月25日	小田原市外二ヶ市町組合管理地内におけるくくり畠によるシカ駆除事業業務委託料(8~11月分) ほか	財産管理課	500,000円 ほか
222	令和8年5月25日	水源林長期施業受委託契約委託料【足柄財産区 H25-長小-2】	財産管理課	756,622円 ほか
223	令和8年5月25日	令和6年度荻窪林道災害復旧工事代金完成払【小田原市外二ヶ市町組合】	財産管理課	3,609,100円

新しい働き方拠点運営事業の実績（令和４年度～７年度）

１ 利用人数

年度	実績
令和４年度	延べ 1,986 人（会員登録：29 人 登記利用：2 件）
令和５年度	延べ 6,545 人（会員登録：51 人 登記利用：2 件）
令和６年度	延べ 5,604 人（会員登録：59 人 登記利用：7 件）
令和７年度	延べ 5,823 人（会員登録：76 人 登記利用：17 件）

２ ビジネス相談

年度	実績
令和４年度	件数：189 件（事業マッチング相談 32 件）
令和５年度	件数：205 件（事業マッチング相談 43 件）
令和６年度	件数：179 件（事業マッチング相談 51 件）
令和７年度	件数：181 件（事業マッチング相談 54 件）

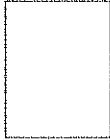
３ イベント開催

年度	実績
令和４年度	開催数 11 回 参加者 363 名 ① マッチング・交流イベント 開催数・6 回 参加者・159 名 ② 誘致促進イベント 開催数・3 回 参加者・74 名 ③ 多様な働き方発信イベント 開催数・2 回 参加者・130 名
令和５年度	開催数 88 回 参加者 2,765 名 ① マッチング・交流イベント 開催数・85 回 参加者・2,409 名 ② 誘致促進イベント 開催数・2 回 参加者・28 名 ③ 多様な働き方発信イベント 開催数・1 回 参加者・328 名
令和６年度	開催数 67 回 参加者 2,099 名 ① マッチング・交流イベント 開催数・65 回 参加者・1,549 名 ② 誘致促進イベント 開催数・1 回 参加者・34 名 ③ 多様な働き方発信イベント 開催数・1 回 参加者・516 名

決算特別委員会請求資料 51 産業政策課

年度	実績
令和7年度	<p>開催数 62 回 参加者 1,623 名</p> <p>① マッチング・交流イベント 開催数・60 回 参加者・1,014 名</p> <p>② 誘致促進イベント 開催数・0 回 参加者・0 名</p> <p>③ 多様な働き方発信イベント 開催数・2 回 参加者・609 名</p>

新しい働き方拠点運営事業の契約書類一式



業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	令和 7 年度小田原市オープンイノベーション創出業務		
業 務 場 所	小田原市が指定する場所		
業 務 期 間	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで		
契 約 金 額	¥ 18,876,000 円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,716,000 円		
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額 10/110 を乗じて得た金額である。		
支 払 の 条 件	☒ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☐ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金	円	☐ 保険加入
	☐ 有価証券	円	☒ 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 加藤 憲一

受注者 小田原市栄町 2-12-10
一般財団法人八三財団
代表理事 齊藤 修一

契約金額の分割支払表

区分	支払金額
令和7年(2025年)4月	1,573,000 円
5月	1,573,000 円
6月	1,573,000 円
7月	1,573,000 円
8月	1,573,000 円
9月	1,573,000 円
10月	1,573,000 円
11月	1,573,000 円
12月	1,573,000 円
令和8年(2026年)1月	1,573,000 円
2月	1,573,000 円
3月	1,573,000 円
計	18,876,000 円

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務用器材等の費用負担)

第4条 この業務の実施に要する備品及び材料は、受注者の負担とする。

2 この業務を実施するために必要な用水、電力等は受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第5条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあった場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、受注者が予見できない不備欠陥があったとき、又は受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第7条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者に要求することができる。この場合、受注者は、速やかに適切な処理をとらなければならない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第9条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第10条 受注者は、債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損

害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第11条 受注者は、業務の実施に当たり発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第14条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第15条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第16条 発注者又は受注者は、契約期間内に材料価格又は労務賃金等の変動により契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。この場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) その他関係法令に違反し、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置がとられたとき。
- 3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第18条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第6条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第17条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人

等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第23条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第24条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別添(第13条関係)特記事項

(総則)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いを自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が書面により許諾した場合は、この限りではない。

(個人情報の取得等)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、その範囲は、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(個人情報の保管)

第4条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第6条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、発注者の承諾なくして複写、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の帰属及び提出、消去又は廃棄)

第9条 この契約による業務を処理するために、受注者が取得、作成、加工、複写、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて前項の個人情報を発注者に提出するか、判読、復元できないように確実な方法で消去又は廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

第10条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情

報の管理状況について、随時に受注者を調査することができる。

(指示勧告)

第 12 条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報
の管理状況に、不適切な点を認めたときは、受注者に対し、必要な指示勧告を行うことができる。

令和7年度小田原市オープンイノベーション創出業務 仕様書

1 件名

令和7年度小田原市オープンイノベーション創出業務

2 委託期間

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日まで

3 目的

本業務は、起業準備者や事業者、企業を中心としたコミュニティを形成し、ネットワークを構築することで、地域の特性や環境を活かしたビジネスマッチングやオープンイノベーションを創出し、地域経済の活性化及び関係人口の増加を図ることを目的とする。

4 業務内容

本市でビジネスを行おうとする起業準備者や事業者、企業が集うコミュニティを形成するとともに、その拠点を運営すること。コミュニティには、地元企業や支援者のネットワークを活用したビジネスマッチングやオープンイノベーション創出に向けた支援を行う専属のスタッフを常設すること。コミュニティを形成する手法として、対面に限らず、オンラインも視野に入れること。また、交流会や勉強会等の機会を継続的に実施するなど、交流促進を図る機会を提供すること。

目標：地域資源を生かしたビジネスマッチング数 12件以上

交流会の実施数 12回以上

5 広報活動

ウェブやSNS、印刷物等を活用し、実施事業についての認知度向上に努めること。なお、広報活動におけるチラシ等の内容については、事前に市と協議の上、決定するものとする。

6 契約金の支払い

契約金額は、「契約金額の分割支払表」に示すとおりとする。

7 留意事項

- (1) 契約書、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 受注者は、業務遂行に当たり関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たり、知り得た秘密事項は、発注者の了承を得ず第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この事業の終了後も同様とする。

- (4) 適切な進捗管理を行い、スケジュールを適宜発注者に報告すること。また、発注者との連絡・調整については、定期的に（月 1 回程度）情報共有、事業方針の協議を行う機会を設け、その際には、事業実績を併せて報告すること。
- (5) 各業務の実施にあたって、開催場所や開催方法等の具体的な実施手法については発注者と協議の上決定すること。

8 事業実施報告書

本委託業務完了後、令和 8 年 3 月 31 日までに書面にて事業実施報告書を提出すること。

提出先：小田原市産業政策課



業 務 委 託 契 約 書

業 務 件 名	令和7年度小田原市ビジネス展開支援業務		
業 務 場 所	小田原市が指定する場所		
業 務 期 間	令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで		
契 約 金 額	¥ 12,958,000 円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,178,000 円		
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額10/110を乗じて得た金額である。		
支 払 の 条 件	☒ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☐ 無		
契 約 保 証 金	☐ 現 金	円	☐ 保険加入
	☐ 有価証券	円	☒ 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和7年（2025年）4 月1 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 加藤 憲一

受注者 小田原市栄町 2-12-10
一般財団法人八三財団
代表理事 齊藤 修一

契約金額の分割支払表

区分	支払金額
令和7年(2025年)4月	1,188,000 円
5月	1,070,000 円
6月	1,070,000 円
7月	1,070,000 円
8月	1,070,000 円
9月	1,070,000 円
10月	1,070,000 円
11月	1,070,000 円
12月	1,070,000 円
令和8年(2026年)1月	1,070,000 円
2月	1,070,000 円
3月	1,070,000 円
計	12,958,000 円

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(業務用器材等の費用負担)

第4条 この業務の実施に要する備品及び材料は、受注者の負担とする。

2 この業務を実施するために必要な用水、電力等は受注者の負担とする。

(業務の履行責任)

第5条 受注者が行う本契約業務履行に契約の内容に適合しないものがあつた場合は、受注者は直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、受注者が予見できない不備欠陥があつたとき、又は受注者の責に基づかないときはこの限りではない。

(業務の変更、中止等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面をもって定めなければならない。

(臨時業務)

第7条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、臨時に業務の必要が生じたときは、これを受注者に要求することができる。この場合、受注者は、速やかに適切な処理をとらなければならない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は、前項の規定による臨機の措置を執ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第9条 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受注者は、業務履行中発注者の建物、工作物その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれのあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第10条 受注者は、債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損

害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第11条 受注者は、業務の実施に当たり発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 受注者は、前2項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務の確認)

第14条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務報告書又は業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第15条 受注者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払条件に基づき適法な手続に従って発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第16条 発注者又は受注者は、契約期間内に材料価格又は労務賃金等の変動により契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。この場合は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(2) 業務が著しく遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。

- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) その他関係法令に違反し、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置がとられたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第18条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第6条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

3 第17条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人

等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第23条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第24条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

別添(第13条関係)特記事項

(総則)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いを自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が書面により許諾した場合は、この限りではない。

(個人情報の取得等)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、その範囲は、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(個人情報の保管)

第4条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第6条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、発注者の承諾なくして複写、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の帰属及び提出、消去又は廃棄)

第9条 この契約による業務を処理するために、受注者が取得、作成、加工、複写、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて前項の個人情報を発注者に提出するか、判読、復元できないように確実な方法で消去又は廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

第10条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情

報の管理状況について、随時に受注者を調査することができる。

(指示勧告)

第 12 条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報の管理状況に、不適切な点を認めたときは、受注者に対し、必要な指示勧告を行うことができる。

令和7年度小田原市ビジネス展開支援業務 仕様書

1 件名

令和7年度小田原市ビジネス展開支援業務

2 委託期間

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日まで

3 目的

本業務は、起業準備者、事業者、企業などに市内での新しいビジネス展開に向けた支援を行うことで、本市での新たなビジネスを創出し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

4 業務内容

（1）ビジネス相談窓口の設置

市内でのビジネス展開に関する相談窓口を設置すること。市内他機関が有する既存の相談窓口などとも連携し、相談内容に応じた各分野の専門家を紹介しながら、効果的な事業内容とすること。また、相談方法は対面に限らず、オンラインも視野に入れること。

対象者：市内で新しいビジネス展開を検討する起業準備者、事業者、企業

相談数：月10件以上

（2）市内誘致促進の支援

WeWork 渋谷スクランブルスクエア内の市ビジネスプロモーション拠点や、県のベンチャー支援事業とも連携し、本市と市外企業の繋がりを作るきっかけとなる取組を実施するほか、市内進出検討企業に対する視察対応や、商談の場の設定などを行うこと。

対応においては、市外企業・市内進出検討企業のニーズを把握しながら、地域資源・地域産業など人脈や情報を活かして、市内誘致に向けたコーディネートを行うこと。

実施数：10社以上

（3）多様な働き方の発信イベントの開催

コワーキングスペースなどを有する、新しい働き方ができる市内の他拠点、民間企業等と連携し、市内での多様な働き方の実践に向けた発信イベントを開催し、市内のワークプレイスの魅力を発信すること。

実施数：2回

（4）広報活動

ウェブやSNS、印刷物等を活用し、実施事業についての認知度向上に努めること。なお、

広報活動におけるチラシ等の内容については、事前に市と協議の上、決定するものとする。

5 契約金の支払い

契約金額は、「契約金額の分割支払表」に示すとおりとする。

6 留意事項

- (1) 契約書、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 受注者は、業務遂行に当たり関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たり、知り得た秘密事項は、発注者の了承を得ず第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この事業の終了後も同様とする。
- (4) 適切な進捗管理を行い、スケジュールを適宜発注者に報告すること。また、発注者との連絡・調整については、定期的に（月 1 回程度）情報共有、事業方針の協議を行う機会を設け、その際には、事業実績を併せて報告すること。
- (5) 各業務の実施にあたって、開催場所や開催方法等の具体的な実施手法については発注者と協議の上決定すること。

7 事業実施報告書

本委託業務完了後、令和 8 年 3 月 31 日までに書面にて事業実施報告書を提出すること。

提出先：小田原市産業政策課